

14. 5-17イ



1200501211366

14
1

滿鐵調査資料 第七十九編

滿洲に於ける支那の特殊關稅制度

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調査課



始



凡例

深寄贈本

一、支那は獨立國ではあるが自國の法律によつて自由に關稅の稅率を定むる權能を有しない、稅率の適用に關しては條約によつて悉く他國の拘束を受けねばならぬ、従つて國內各地方に於て各國と種々の特殊の協定がある。

一、本書の目的は支那の一地方たる滿洲に於ける獨特の關稅制度に就て系統的に沿革と實狀を明にせんと試みたもので支那の一般關稅制度と共通せるものは力めて之を省略した。

一、本書編纂に當り之が必要とする參考資料、文獻が想像外に乏しかりしと編者の非才は一層本書を貧しきものたらしめられた。

一、元來本書の編纂は元課員伊地知重厚氏によつて企圖されたもので同氏の苦心蒐集したる資料に負ふ所非常に多い。

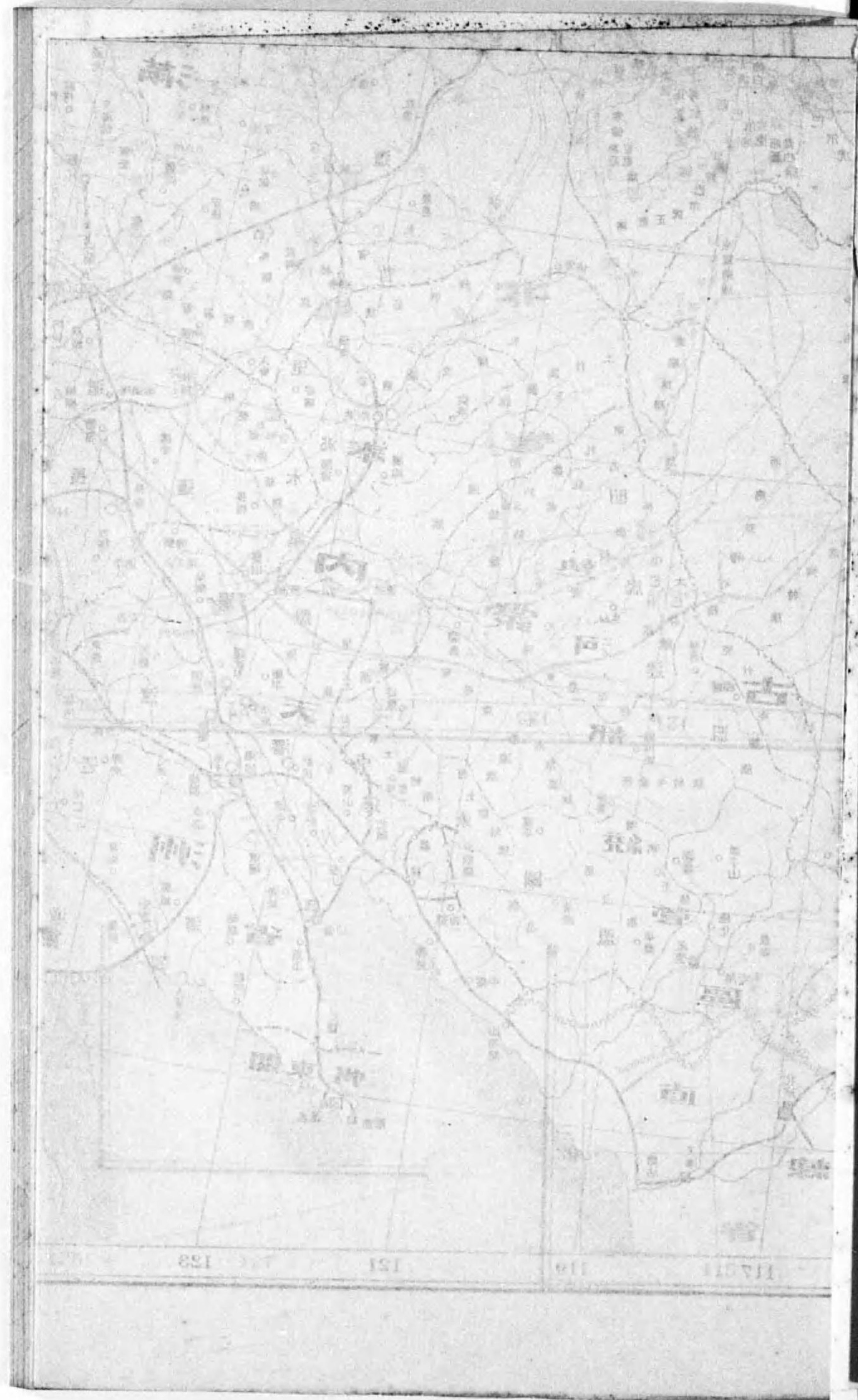
一、書中諸種の問題に對する是非の論議は力めて避けたるも時に散見さるゝは編者自身の私見で會社の意見ではない。參考資料は出所の公表を憚るもの多く然らざるものは書中隨所に出所を摘録してある。本書編纂者は課員平田五郎である。



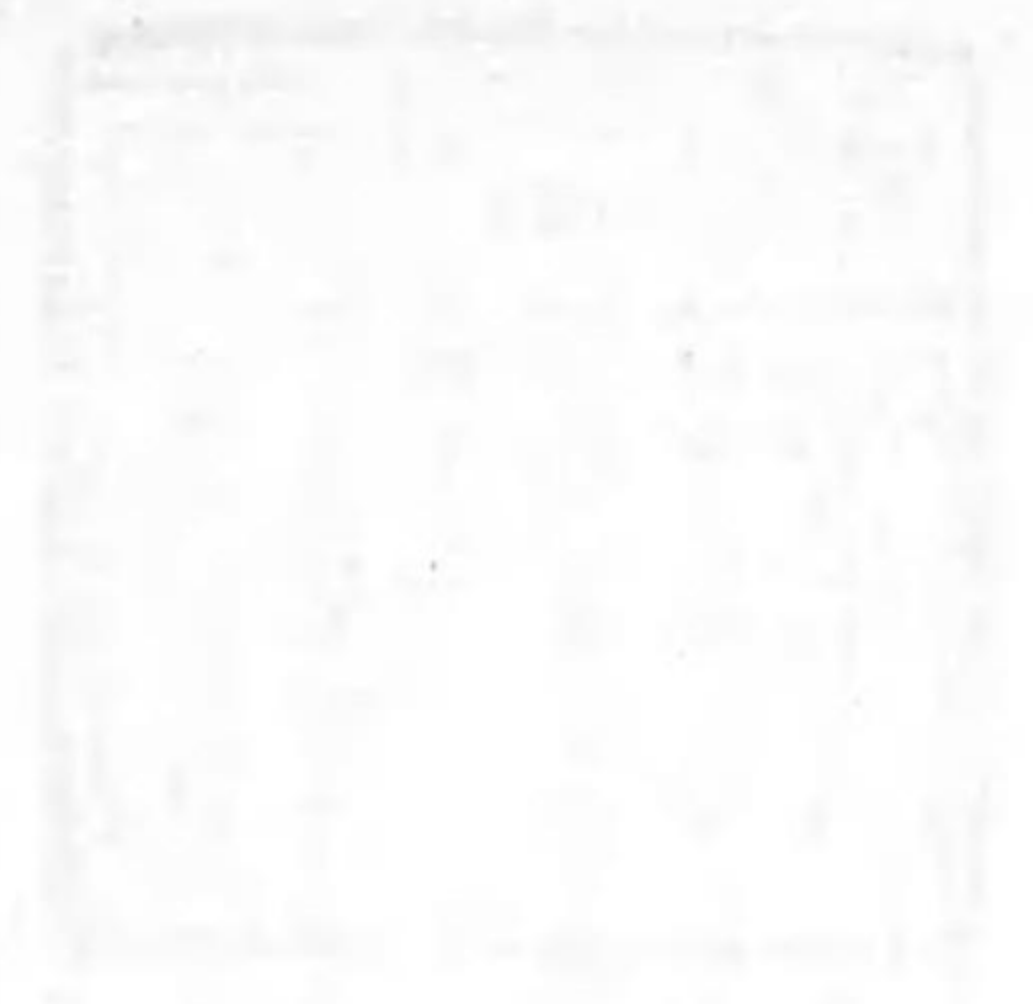
庶務部調査課

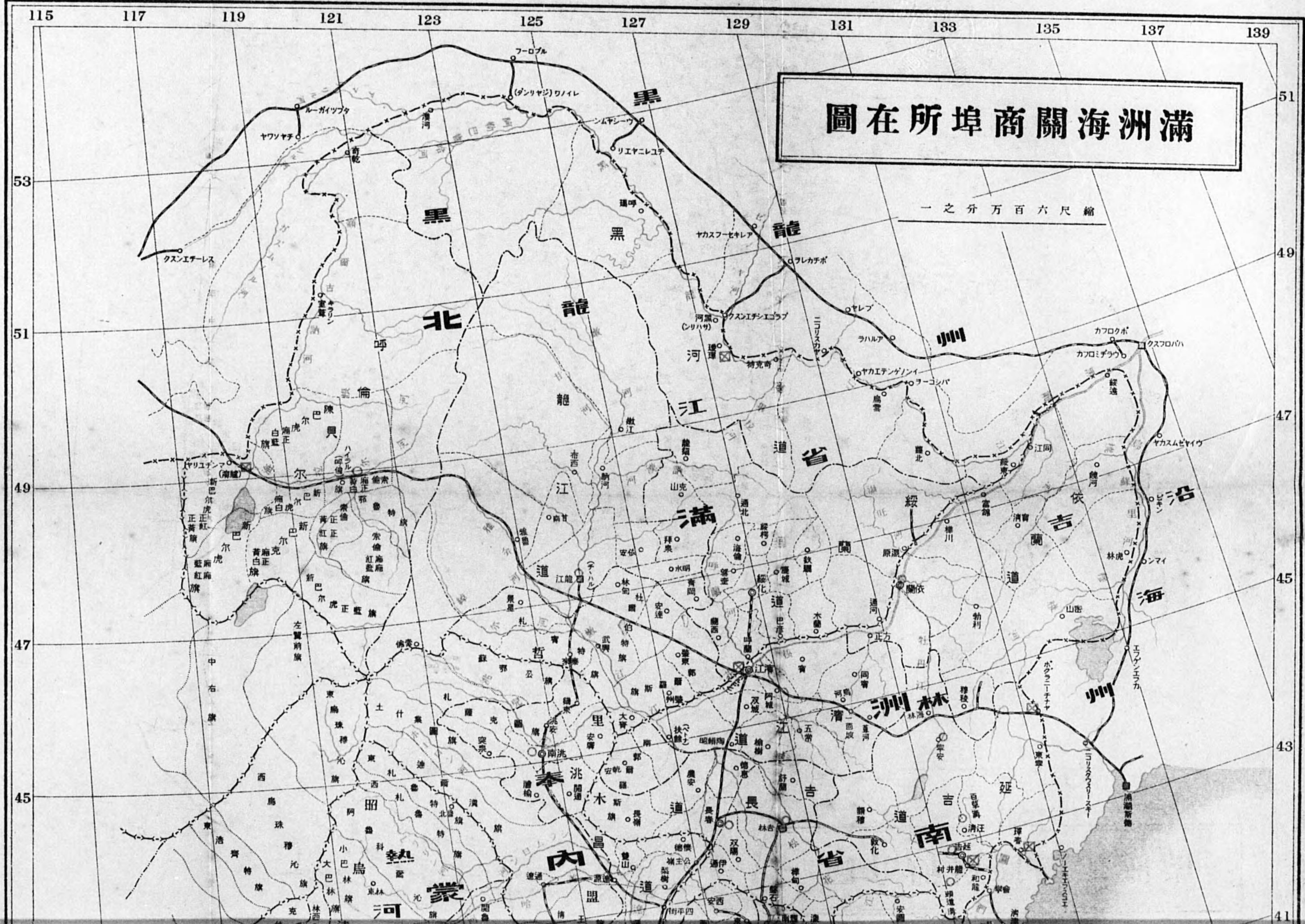
凡例

14.5-17



卷四本





滿洲海關商埠所在圖

縮尺六百萬分之一

115

117

119

121

123

125

127

129

131

133

135

137

139

53

51

49

47

45

51

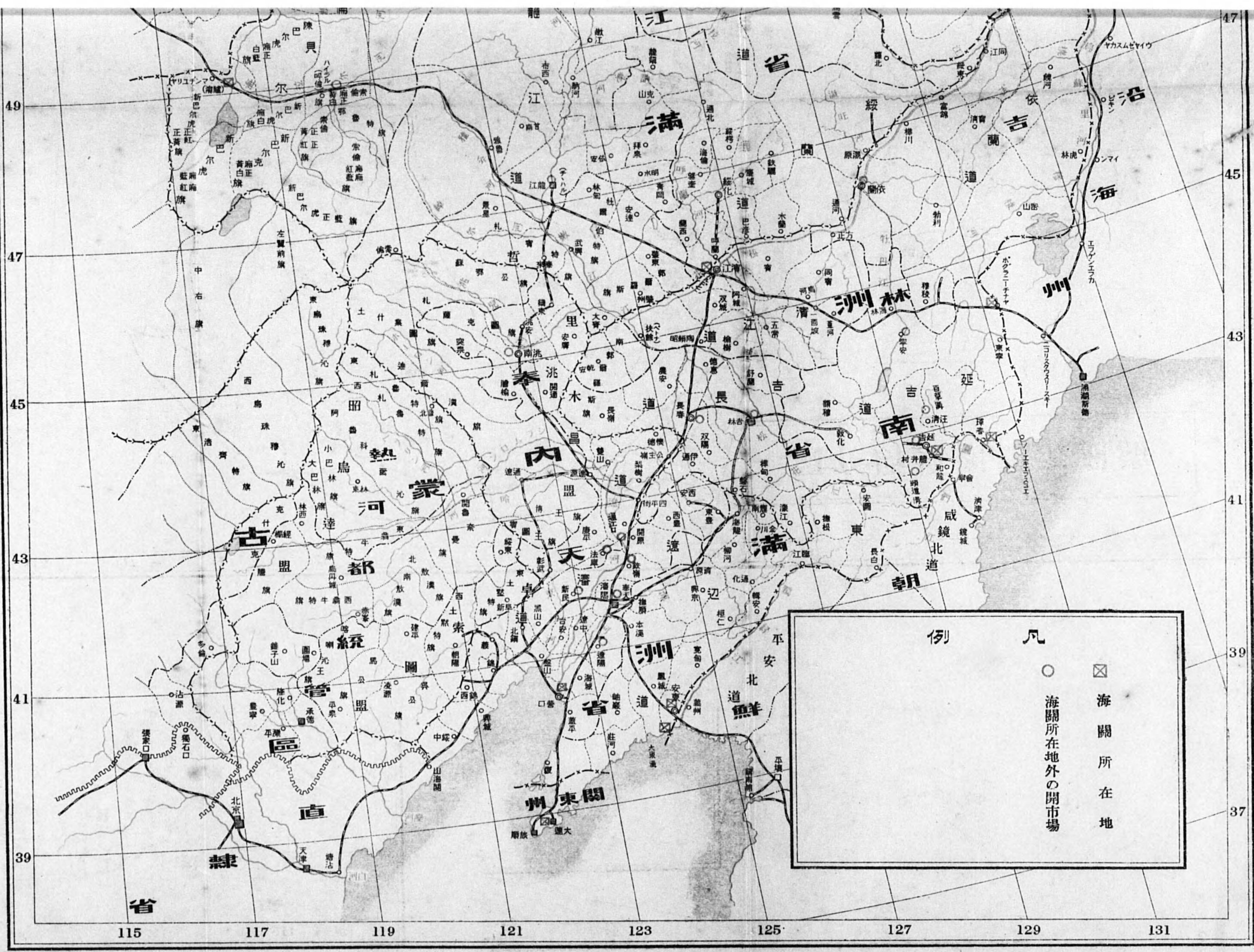
49

47

45

43

41

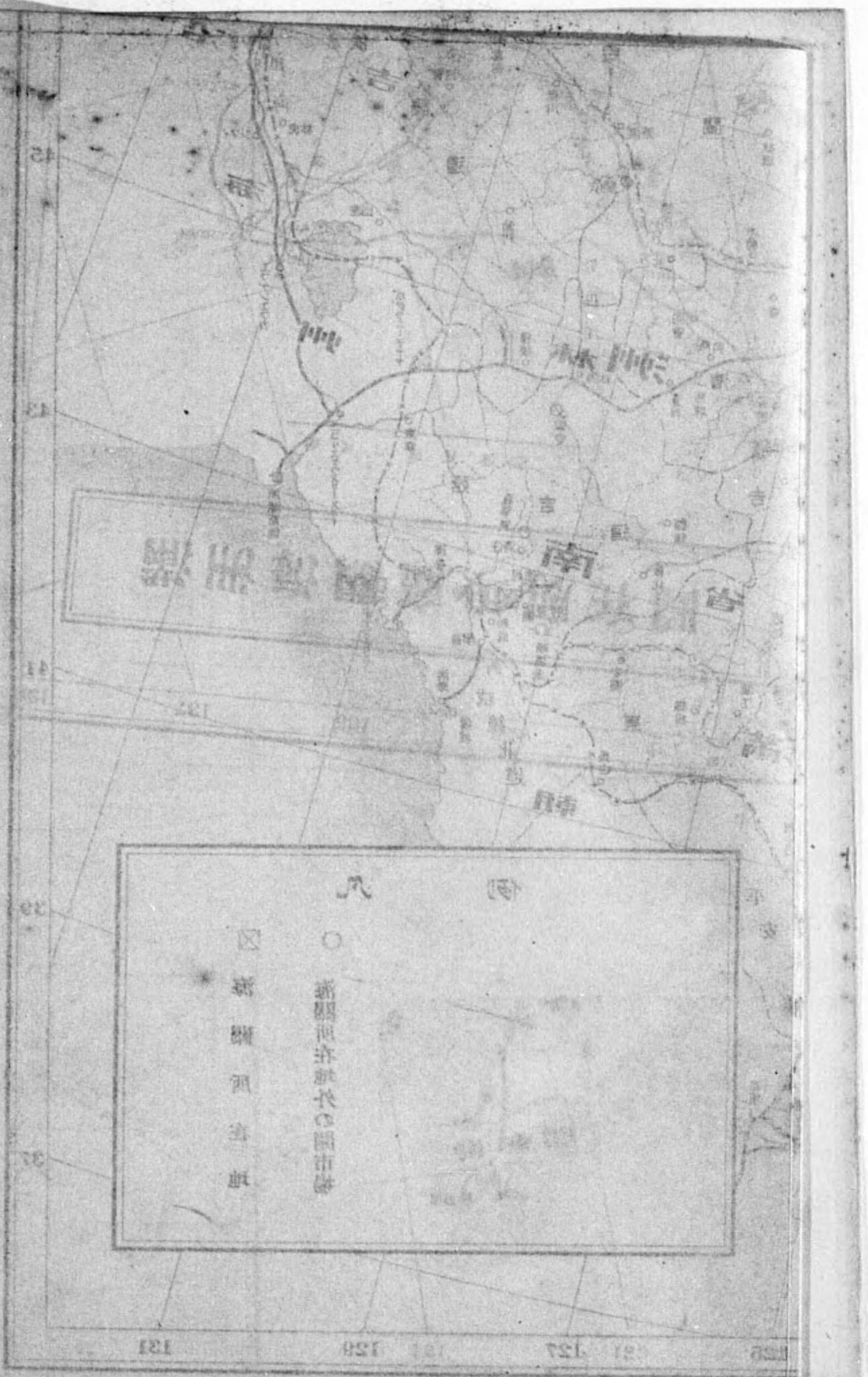


滿洲に於ける支那の特殊關稅制度

目次

第一章 關東州租借地の關稅制度	一
第一節 概論	一
第二節 沿革	二
第一項 露治時代	二
第二項 日本繼承後	六
第三項 大連海關の課稅關係	二一
第二章 關東州關稅制度改正問題	二五
第一節 問題の經緯	二五
第二節 在留日本官民の反對意見	三〇
第一項 關東都督府の反對意見	三〇
第二項 民間側の反對意見	三五
第三章 滿洲に於ける日支陸路特惠制度	三七

目次



第一節 沿革

第二節 安奉線による特惠

第一項 特惠税率

第二項 特惠を受ける貨物

第三項 子口半税に對する取扱

第四項 安東通過の石炭電流の輸出税問題

第三節 間島方面に於ける特惠制度

第四章 滿洲に於ける露支國境制度

第一節 沿革

第二節 東支鐵道による特惠

第三節 松花江、黑龍江河關

第一項 河關設立の沿革

第二項 松花江各關の徵税と國境關係

第五章 滿洲免重徵制度と滿洲開市場(商埠地)

第一節 滿洲免重徵制度

第一項 專照單制度と免重徵執照

第二項 專照單の沿革

第三項 現行專照單制度

第四項 專照單制の缺陷

第二節 商埠地(奉天)

第一項 滿洲に於ける開市場

第二項 奉天の開放に關する交渉

第三項 專照單問題と其經過

第六章 滿洲に於ける特殊税法

第一節 機械工業洋式貨物に對する税法

第一項 滿洲内地に於ける機械製洋貨の税法

第二項 滿鐵附屬地及關東州内に於ける場合

第二節 輸出禁制品たる穀類の滿洲輸出問題

第三節 遼河の改修附加税

第一項 遼河改修工事沿革

第二項 附加税

第四節 滿洲に於ける二五附加税問題

第一節 沿革	三七
第二節 安奉線による特惠	三九
第一項 特惠税率	四六
第二項 特惠を受ける貨物	四八
第三項 子口半税に對する取扱	四九
第四項 安東通過の石炭電流の輸出税問題	五〇
第三節 間島方面に於ける特惠制度	五六
第四章 滿洲に於ける露支國境制度	五八
第一節 沿革	五八
第二節 東支鐵道による特惠	六〇
第三節 松花江、黑龍江河關	八五
第一項 河關設立の沿革	一〇七
第二項 松花江各關の徵税と國境關係	一一三
第五章 滿洲免重徵制度と滿洲開市場(商埠地)	一一三
第一節 滿洲免重徵制度	一一三
第一項 專照單制度と免重徵執照	一一三
第二項 專照單の沿革	一一六
第三項 現行專照單制度	一二〇
第四項 專照單制の缺陷	一二四
第二節 商埠地(奉天)	一二五
第一項 滿洲に於ける開市場	一二五
第二項 奉天の開放に關する交渉	一二六
第三項 專照單問題と其經過	一四八
第六章 滿洲に於ける特殊税法	一五六
第一節 機械工業洋式貨物に對する税法	一五六
第一項 滿洲内地に於ける機械製洋貨の税法	一五九
第二項 滿鐵附屬地及關東州内に於ける場合	一六一
第二節 輸出禁制品たる穀類の滿洲輸出問題	一六四
第三節 遼河の改修附加税	一六九
第一項 遼河改修工事沿革	一六九
第二項 附加税	一七一
第四節 滿洲に於ける二五附加税問題	一七二

第七章 海關及通關手續

第一節 海關の組織……………一七五

第二節 滿洲に於ける常關……………一七七

 第一項 常關稅の性質……………一七八

 第二項 常關稅率……………一七九

第三節 南滿洲各港輸出入貨物に對する課稅取扱一般……………一九八

第四節 輸出入通關手續……………二一〇

 第一項 海港船舶による輸出入……………二一〇

 第二項 陸路貨車による輸出入……………二一一

 第三項 貨物輸出入手續……………二一五

附表

二一七

滿洲支那海關所在地

大連	牛莊	安東	大東	愛琿	三姓	滿洲里	開設年月	開港に關する 條約調印の年	所在地	開設年月	開港に關する 條約調印の年
一九〇七年七月一日	一八六二年……………	一九〇七年三月一日	一九〇七年十月一日	一九〇九年八月一日	一九〇九年七月一日	一九〇八年二月五日		一九〇七年(日)	哈爾濱	一九一〇年一月一日	一九〇五年(日)
								一八五八年(英)	綏芬河	一九〇八年二月十日	一八九五年
								一九〇三年(日)	龍井村	一九一〇年一月一日	一九〇九年(日)
								一九〇三年(日)			
								一九〇五年(日)			
								一九二八年			

滿洲支那海關所在地

滿洲商埠地

- 牛 莊 一八五八年(英支間天津條約)
- 奉天、安東 一九〇三年(米支間通商關係擴張に關する條約第十二條第二項)
- 奉天、大東溝 一九〇三年(日支間追加通商航海條約第十條)
- 盛京省 一九〇五年(日支滿洲善後協約による開設)
- 盛京省 鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江口、法庫門
- 吉林省 長春(寬城子)、吉林、哈爾濱、寧古塔、琿春、三姓、綏芬河(一九〇八年自開)
- 龍井村、局子街、頭道溝、百草溝(四十二年間島協約にて開設)
- 黑龍江省 齊々哈爾、海拉爾、愛琿、滿洲里

滿洲に於ける支那の特殊關稅制度

第一章 關東州租借地の關稅制度

第一節 概論



支那に於ける各國の租借地は初め一千八百九十八年三月六日(光緒二十四年)の條約により獨逸が膠洲灣を租借したるに其端を發し同年三月二十七日露西亞は旅順口大連灣を、同年四月二十二日佛蘭西は廣西省の廣洲灣を、次で英國は同年六月九日九龍半島及七月一日には露西亞が旅大を租借する期間との條件の下に威海衛を租借したのである。

之を統治しつゝありしが、華府會議の結果之を支那に還附し現在日、英、佛が各租借地を有することゝなつた。租借地の法律上の性質に關しては幾多の學說ありて一致を見ないが、租借國は租借地に對し一切の統治權を行使しつゝあるのである。従つて租借地に於ける關稅制度も一つに租借國の統治權の作用として租借國之を規定し得る處である然し乍ら各國の租借地は支那の半島又は海港であつて本國との經濟關係が密接でない爲めに全部自由港として何等の關稅を賦課して居ないのである。

即威海衛は自由港制を採るも埠頭使用料として船舶及貨物に對し少額を徵收す。其背後地たる支那本土との關係は關稅上は外國として取扱はれ船舶による輸出入に對しては輸出入稅を賦せられ陸地の境界線上に於ては内地稅局之が徵稅を爲す。

佛蘭西の廣洲灣に於ては曾て一九一〇年高雷常關を海關の管理下に於て廣洲灣と支那本土との貿易に對し徵稅せしめ
たが、一九一三年に之を撤去し現在は威海衛と同様に地方稅局に於て徵稅す。

九龍租借地に於ては陸上境界線は六十哩に亘り竹塙を築き六哩毎に支那稅關監視所を設置し各監視所には一名の外人
稅關吏を主任として支那人の監視人二十名内外を以て監視す、此監視方法は多額の費用を要するにより一九一一年に九
龍海關稅務司と香港政廳間に關稅協定の草案出來たるも實施に至らず。九龍租借地及領土たる香港島及九龍と支那本
土との汽船の貿易は外國との貿易と同様に取扱はれ帆船による貿易は九龍海關に於て徵稅せらる。九龍海關は右租借地
及英領を包圍する諸島及境界線上に設置せられ一八五六年に制定せられたる戶部稅則に基く廣東省内の常關稅率を賦課
す。

關東州租借地と舊獨逸租借地（日本繼承後と同様）は兩三者と異り特異の制度を設く。即兩租借地は共に重要な吞吐
港である爲め背後地との取引の圓滑を期し且租借地の繁榮を圖る爲めである。

膠洲灣租借地の制度は初め一八九九年獨逸は支那と協約を結び租借地全部は之を自由港となすと共に租借地の經濟的
利益と支那關稅收入を確得する目的とを以て租借地内に支那海關と設置した。然るに一九〇五年に租借地自由港主義を
撤し港の一部を限り自由港と爲し他の租借地全部を支那關稅線の内に包含せしめた。

關東州租借地は獨逸の膠洲灣の制度の舊制度を採用し一九〇七年日支間に關稅協定を締結し其關稅制度を樹立せり。

第二節 沿革

第一項 露治時代

露西亞は獨逸の膠洲灣租借を名として一八九八年旅順口を占領し清國が獨逸に許容したと同一の條件で旅順口及大連
灣の租借を清國に要求し交渉の結果同年三月二十七日（光緒二十四年三月六日、明治三十一年）に旅順口及大連灣租借に
關する條約を締結した。大要は次の通りである。

一、露西亞は二十五箇年間旅順口及大連港の租借を爲す。
二、旅順口は軍港とし露清兩國艦船に限り出入を許し、大連港は港内の一箇所を専ら露國軍艦の用に供し其餘は通商
港として各國商航の自由往來を許す。

三、一八九六年（光緒二十二年）に許容せられたる東清鐵道の一停車場から旅順、大連に至る枝線を布設すること。

更に同年六月に右東清鐵道支線に關し東清鐵道會社續約を締結したが、同條約の第五條に租借地内の關稅制度を規定
した。次の通りである。

露國は遼東半島租借地内に於て稅則を規定することを得べく清國は境界線上に於て貨物の租借地より輸入し若は該
租借地に輸出するものに對し收稅すべし此件に付清國政府は露國政府と商議の上大連灣に於て其開港通商後稅關を設
置することを允し其開設及管理に關しては東省鐵路公司に委任して清國政府の戶部代理者となし收稅事務を代掌せし
む。但該稅關は北京政府の直轄と爲し右代理者は期を定めて其事務の情況を報告すべく清國政府は別に文官を派遣し
該稅關駐紮の委員と爲すべし、凡そ乗客の手荷物及貨物にして露境内の停車場より東清鐵道線路により遼東半島の露
國租借地内に輸送し或は該租借地より露國境内に輸送するものは一切其關稅及釐金税を免除すべきも鐵道により清
國內地より租借地内に輸入し若しくは租借地より内地に輸入する貨物は必ず清國稅關稅則に照らし輸出入稅を完納すべ
きものとす。

尙右に就て一八九九年二月十七日東清鐵道會社第一追加條例に於て次の様に定めて居る。

第六條 旅客の手荷物並露西亞國境停車場より該支線を通じて露西亞國の租借せる遼東半島内に輸送せらるゝ貨物は何等の關稅を課せられざるものとす、總ての稅金及内地稅も亦同様免除せらるべし。露西亞國の租借地より鐵道により支那國內地に輸送せられたる貨物並支那國內地より該領地に向け輸送せられたる貨物は支那國海關の輸出入稅を増減することなく課せらるゝものとす。

第十條 支那國政府にして遼東半島の露西亞國租借地域より來り及該地域に至る鐵道による輸出入貨物より關稅を徵收する爲め露西亞國政府の同意を得て大連灣に海關を設置するの必要を認めたる時は之が組織及管理を東支鐵道會社に委任し會社は支那國々庫の代表者の資格を以て支那國々庫の爲に稅金を徵收すべし、海關の維持費は會社が支那國政府と共に毎年定めらるべき割合を以て其收入中より之を支辨するを要す、海關は北京に於ける中央官廳の直接監督の下に在るを以て之が事業報告を定期に中央政府に報告すべし。

支那國政府は自國國籍を有する文官を任命するの權利を有す右文官は海關に於て支那國の代表者たる地位を有すべし。

以上の追加條約及第一追加條例によれば、關東州租借地の關稅制度は大體次の通りである。

(一) 租借地外對支那國領土に對する關係

- 一、支那海關を大連に設置し租借地と支那内地との間の出入貨物に對し輸出入稅を徵收す。
- 二、大連の海關の設置及管理は之を東支鐵道會社に委任し東支鐵道會社は支那國の戶部代理者として徵稅事務に當る
- 三、東支鐵道により露西亞國と租借地を往復する貨物に對しては何等徵稅せず。

租借地内の關稅は露西亞國自ら稅則を規定することを得。然れども(二)の租借地内の關稅に就ては露西亞が關東州占領當時英國の抗議に對し大連港を他の清國諸港灣と同様通商港として解放する旨宣言することによつて之を自由港とすることとし一八九九年八月大連港の自由港に關する露國皇帝の勅令發布せられた。勅令は次の通りである。

ニコラス皇帝より大藏大臣に與へたる勅令

我帝國は歐亞に誇る大領土より成立せるを以て東西の人類の平和なる接觸に貢獻するは天帝の命する處なり此歴史的目的到達の爲めに我國は大連灣、旅順及附近の領土使用の權利を讓與し大西比利亞鐵道が清國の領土を通過して黃海に出口を求むるを得しめたる清國の友誼的援助を享受せり、清國皇帝陛下の政府の賢明なる決斷により舊世界兩大陸の兩極端が一鐵路に依り直接聯繫せられんとする日は目睫に迫り各國民に交通の便宜なる無限の利益を與へ世界貿易の活動に新範圍を加へんとす。

斯の如き一般的效用を有する計畫實現の希望益々切なるものあり。鐵道開通の曉其終點たる大連に歸すべき最も重要な地位に着眼せざるを得ず。朕は既に大連灣の占有後該港は世界各國の商業船舶に等しく解放せらるべきことを宣言したるに鑑み該灣の近邊に於てダルニーと命名する一都市の建設に着手するを賢明の策なりと思惟す。

同時に將來該都市の商業的發展を期せんが爲め一八九八年三月十五日(新曆二十七日)の露清國の條約により露國が該港灣を保有し得る全期間左記條件の下に自由港に與へられたる自由貿易の權限を附與す。

- (一) 大藏大臣の決定したる(若は變更することあるべき)都市港灣及附近の地區内に於ては總ての種類の貨物の輸入輸出に對して關稅を徵收せず。

- (二) 上記附與せられたる自由貿易の權限は港に於て課すべき通過稅、碇泊料其他各種の稅の徵收を防げず。

- (三) 入港する總ての船舶は傳染病豫防の目的にて發布せられたる檢疫に關する規則を嚴守するを要す。
 - (四) 自由貿易の權限を享有する地區より露國內に輸入する商品は外國品の輸入に關する一般の規定に基き検査を受け關稅を納付し而て後帝國内を通過せしむべきものとす。
- 此平和的事業に對し神明の加護を祈り該都市及港灣建設の監督を大藏大臣に委任す。

露曆千八百九十九年七月三十日

ニ コ ラ ス

露西亞は東清鐵道南部線の建設の權利を得るや先づ公主嶺以南の線路を管轄すべき南部支社は旅順に置き極力工事を進め一九〇一年の初には一部の列車の運轉を初め同年夏には大連支線出來し一九〇二年末には哈爾賓迄全線開通せり翌三年の初には直通列車を運轉するに至り一方大連灣の築港工事も着々進捗し旅順、大連の港灣にも船舶の出入するもの次第に増加したが間も無く一九〇四年(明治三十七年)二月には日露開戦することとなり露西亞の極東計畫も一頓挫するに至つた。

第二項 日本繼承後

關東州租借地の關稅制度其他は單に規定のみ設けられて實行せられずして日露戰爭となつた。日本が大連を占領したのは一九〇四年(明治三十七年)五月であつて、大連並に州内港灣に一般商人、商船の出入を嚴禁し翌一九〇五年二月(明治三十八年)に至りて初て邦船及邦商の出入を許可したが尙嚴重な許可主義を採つた。

同年五月に至り遼東守備軍司令官は令達第二十二號を以て貨物輸出入稅則を公布した。令達は次の通りである。

令達第二十二號

遼東守備軍貨物輸出入稅左之通之を定む。

明治三十八年五月八日

遼東守備軍司令官 男爵 西 寛 二郎

貨物輸出入稅規則

第一條 支那船舶により左の諸港を出入する貨物には山海關則例稅率表に依り輸出貨物には輸出稅輸入貨物には輸入稅を課す但し日本產貨物は此限にあらず。

鹽子窩、三官廟、猴兒石、煤窩、金場、石槽、大孤山、金州、紅蓮子、小平島、龍王塘、普蘭店、漢屯子、大口井、山虎咀、牛島窪、旅順、大連、老虎灘、柳樹屯

第二條 第一條所定の港に由るの外貨物を輸出若くは輸入することを得ず。

第三條 支那形船舶第一條所定の港に入港したるときは船長は入港届積荷目録を所轄軍政署又は其支署へ提出すべし。

第四條 支那形船舶第一條所定の港を出港せんとするときは船長は出航届積荷目録を所轄軍政署又は其支署へ提出し出港免許を受くべし。

第五條 荷積人は輸出申告を爲すべし。

第六條 荷受人は輸入申告を爲すべし。

第七條 貨物輸出稅は輸出申告者より之を徵收す。

第八條 貨物輸入稅は輸入申告者より之を徵收す。

第九條 輸出貨物は納稅の後に非ざれば之を船積することを得ず。

第十條 輸入貨物は納稅の後に非ざれば之を引取ることを得ず。

第十一章 關東州租借地の關稅制度

前項の貨物には貨物輸出入税を課せず。

第十二條 貨物輸出入税を浦脱せんとし又は浦脱したるものは其浦脱せんとし又は浦脱したる税金十倍に相當する罰金に處す。

第十三條 前條の犯則者其の罰金を納附せざるときは犯則に係る貨物を沒收す、其貨物を既に消費し又は讓渡したるときは其價格に相當する金額を徵收す。

右の規則を要約すれば

- (一) 輸出入税を賦課する貨物は支那型船舶により指定せられたる大連、旅順、老虎灘、柳樹屯、普蘭店、貔子窩等二十港に輸出入せらるる貨物にして汽船に積載せられたるものに及す。
- (二) 日本産貨物に對しては課税せず。
- (三) 前記指定港以外に於て貨物の輸出入を許さず。
- (四) 稅率は山海關則例稅率表に據る即營口常關の稅率。
- (五) 納稅濟貨物を一港より他港に移出せんとするときは納稅濟證明書を添へ所轄軍政署又は軍政支署に申告すべし。
- (六) 貨物輸出入税を浦脱せんとし又は浦脱したる者は稅金の十倍に相當する罰金を課す。

右の規則は一見州内に關稅制度を樹立せるもの様ではあるが、其課税は支那型船舶による輸出入の貨物に對するものであつて日本産貨物並に汽船による輸出入貨物には及ばず。検査の手續料の如きものと見るを至當とす。本規則は明治三十九年(一九〇六年)六月三十日に廢止せられた。

尙他方に於ては日露講和條約の實施に基く滿洲撤兵の進行につれ滿洲各都市は逐次開放せらるることとなり(滿洲に關する所謂北京條約附屬協定第一條參照)速に滿洲を外國貿易の爲に開放すべしとの議内外殊に英米の商人間に起り又我國に於ても大連を滿洲貿易の中心たらしむべしとの方針の下に滿洲各都市の開放と共に大連を各國通商の爲に開放す

ることに決し明治三十九年(一九〇六)四月列國に對し右の旨の通告を發した。又同年六月滿洲經營調查委員は遼東租借地に於ける關稅に關し主として大藏省の案に基き「大連を滿洲貿易の中心と爲す目的を以て經營し租借地は軍事上必要なる制限の外純然たる自由港と爲し而も自由港主義を最大限迄實行する」旨の決議を爲せり。決議は次の通りである。

遼東租借地に於ける關稅に關する件

委員會に於ては大體大藏省意見を是認し別紙通り決議致候。

- 一、大連を滿洲貿易の中心と爲すの目的を以て經營するものとす。
- 二、租借地は軍事上必要ある制限の外純然たる自由港と爲す。
- 三、自由港主義を最大限まで實行するものとす。

- (イ) 出入貨物に輸出入税を課せず。
- (ロ) 船舶に噸税を課せず。但港灣維持の爲噸税を徵收するを已むを得ずとする場合に於ても其額は成るべく低廉ならしむるものとす。

- (ハ) 繫船棧橋埠頭上屋倉庫等の使用料は出來得る限り低廉ならしむるものとす。

四、租借地を経て陸路清國內に向く貨物に對しては左の方法を以て處辨することに付清國政府に交渉するものとす。

- (イ) 大連に清國稅關を置き東清鐵道會社條約第五條に準し南滿洲鐵道株式會社をして收稅事務を代掌せしむること
- (ロ) 大連に於ける清國稅關の設置及管理に關する費用は之を稅關收入より差引き其殘金を清國政府に交付すること

五、大連と本邦諸開港間は從來外國船の往來を爲したる場所なるを以て大連が我租借地となりたる今日に於ても帝國政府は其好意を以て當分特に從來の通外國船の往來を許すこととし之が宣言を爲すものとす。

六、租借地を以て自由港と爲すの結果租借地と本邦との通商關係は左記の如く實施するものとす。

- (イ) 租借地との往復船は日本船舶と雖も本邦開港に非れば出入することを得ざるものとす。
- (ロ) 本邦と租借地との間に於ける貨物の出入は本邦に於て之を輸出入と見做すこと。
- (ハ) 本邦租借地間貿易に従事する船舶には本邦にては關稅法中外國貿易船の手續を履行せしむること。
- (ニ) 租借地のみ往來する船舶には本邦入港の時に噸稅を課せざること。
- (ホ) 租借地生産の貿易には協定稅率を適用すること。
- (ヘ) 租借地に輸入する酒精、酒類、醫油、織物、賣藥、骨牌等に對しては戻稅其他の特典を與ふること。
- (ト) 政府專賣品を租借地に輸出するときは外國輸出と同一に取扱ふこと。
- (チ) 輸入禁制の取扱も亦外國より輸入すると同様なること。

七、本邦輸出主要港と大連との間の貨物運賃及滿洲鐵道の貨物運賃は可成的低廉ならしむるものとす。

我國の租借地の關稅制度に關する方針右の如く確立せるにより曩の四月の通告を更に確言する所謂大連開放の宣言を同年八月二十二日在東京英、米、佛、獨、澳、伊各使臣に通告すると同時に同趣旨を在列國本邦使臣に電訓し駐劄國に通知せしめた。大連開放宣言は大要次の通りである。

帝國政府は明治三十九年九月一日を以て大連を各國の通商に開放することに決し且同港を以て自由港とし同港を経て關東州より輸出せらるる貨物並に同州に輸入せらるる貨物に對し何等の輸出入稅を賦課せざることと定めたり、尙帝國政府は同年九月一日以後外國船舶に對し大連と帝國内開港間に航海し貿易に従事することを差許すこととせり。大連港を各國に貿易の爲に開放するに當りて同地に支那稅關を設置することは既記東支鐵道續約第五條に規定せられ

た處であつて又滿洲經營委員會の決議にも見る通りであるが、我國が明治三十九年九月一日大連を開放して以來清國は稅關設置方を要求したるが、帝國政府は清國政府に對し北滿の滿洲里及綏芬河に設置せらるべき稅關と同時に大連稅關も設置せらるべきものなることを主張して一時大連稅關の開設交渉は打切りとなつた。然るに營口に取引關係ある外國商人等大連稅關の設置なき爲め蒙る營口の不利益なる點を指摘して大連稅關の設置を希望したるが又露西亞も我國の北滿稅關を同時に設置すべしとの意に同意したるにより我國は國際關係其他諸般の利害を考慮したる上稅關を設置するに決し明治四十年三月清國と稅關設置に關する商議を開始し同年五月大連海關設置に關する協定並汽船航行に關する協定を締結した。兩該協定に基き關東都督府は同年六月二日關東州稅關假規則を發布し、大連海關は右協定及假規則に基き同年七月二日より事務を開始した。協定及假規則及產地證明規則の全文次の如し。

一、大連海設置並内水汽船航行に關する協定 (明治四十年六月十一日 外務省告示第十三號)

帝國政府は大連に(清國)海關を設置することに同意し(清國)駐劄特命全權公使林權助と同國總稅務司サー、ロバート、ハートとの間に左の協約を締結せしめ同海關は來る七月一日より開關することに決定せり。

日本國及(清國)政府は大連に(清國)海關を設置することを協定したるを以て下名は各本國政府より相當の委任を受け茲に同海關の一般指導の爲準備及暫定の處置として本書に添附する左記の文書に開陳せる細項取極を承認することを約す。

- (甲) 大連海關設置に關する協定
- (乙) 内水汽船航行に關する協定

本取極は一季間試に之を實施したる上明春に至り更に善く土地の狀況及必要に應ぜしむる爲再考を加へ茲に承認する文書に代ふるに修正取極及命令を以てすべきことを約す該修正取極は日本國公使と總稅務司とに於て之を作成し命令は租借地の日本國官憲に於て大連海關長と協議し之を作成すべきものとす又日本國官憲は租借地より(清國)への密輸入を防遏する處置を採り且清國官憲が(清國)より租借地に密輸入を

防ぐ爲に採る所の處置に就き之を援助すべく又大連の鐵道終點及境界地停車場(瓦房店又は其の他)に於ける鐵道運輸を處理する爲相當手續を定め茲海關の徵稅の爲假規則を設くべきものとす。

千九百七年五月三十日北京に於て署名調印す

日本國特命全權公使 林 權 助
(清國) 總稅務司 サイ、ロバート、ハート

(甲) 大連海關設置に關する協定

- (一) 大連海關長は日本の國籍を有する者たるべし該海關長新任の場合には總稅務司は在北京日本國公使館と協商を遂ぐべし。
- (二) 大連海關の職員は通則として日本の國籍を有するものたるべし但し俄に缺員を生ずるか若は臨時必要ある場合には假に他の國籍に屬する職員を大連に派遣することを得。
- (三) 大連海關長の更迭は豫め總稅務司より(關東都督)に通告すべし。
- (四) 大連海關と日本國官憲及日本人との往復は總て日本文を以てすべし但し大連に來住する他の國籍所屬の商人は英文若は清國文を以て通信するも妨なし。
- (五) 海路大連に輸入する商品には輸入税を課せず日本國租借地境界を越え(清國)内地に至る各種の商品及產物は海關に於て現行條約に従ひ輸入税を課すべし日本國官憲は海關の許可證又は通用證を有せざる商品の日本國租借地境界通過を防遏するに就き成るべく援助を與ふる爲適當の處置を採るべきことを承諾す。
- (六) (清國)内地より日本國租借地に來りたる(清國)商品及產物にして大連より他所へ船積せらるるときは現行條約に依り輸出税を納むべし日本國租借地の產物及該產物より製造せる商品若は海路同租借地へ輸入せる商品は輸出税を納むるを要せず日本國租借地内に於て清國內地より來る原料を以て製造したる物品に對して納むべき税は膠州灣に於ける獨逸國租借地に於て同一事情の物品に對し現に納むるものと同一たるべし。
- (七) (清國)の條約港より大連へ來る(清國)商品若くは產物は日本國租借地内に在る限り納税を要せずと雖右商品若は產物にして日本國租

借地境界を越え(清國)内地に入る場合には現行條約に従ひ納税すべし。

- (八) 大連より船積せられ隨て輸出税を納めたる(清國)商品には領收證を下付し(清國)條約港に於て陸揚の際右領收證を差出し現行條約に従ひ沿岸貿易税を納むべし。
- (九) 日本國及其他(清國)以外の商品にして清國の條約港より大連へ船積せらるる場合には該條約港に於て納めたる輸入税は條約の規定に従ひ拂戻を受くべし右商品は(清國)内地に再輸出せらるるときは輸出税を納むるを要せず又右商品にして大連より(清國)内地に再輸出せらるるときは輸出税を納むるを要せず。
- (十) (清國)の商品又は產物にして(清國)條約港より大連に船積せられ同所より更に(清國)以外の場所へ船積せらるるに際し右條約港に於ける輸出税納入済の證據書類を提出するときは輸出税を納むるを要せず。
- (十一) 大連海關は噸稅、燈臺稅及港稅の徵收若は管理に干與せざるものとす。
- (十二) (清國)條約港に於ける現行關稅率は大連海關に於ても均しく之を適用すべし。
- (十三) 日本政府は大連に於て該海關の爲其の事務所及職員宿舍建築用に供する充分の地所(適當の庭園廐並僕舍用共)を備へ置くべきことに同意す右地所賣渡若は貸渡の金額は同地に於て雙方合意を以て定むべきものとす。
- (十四) 稅關長及職員は陪審人若は陪席判事たり又は其の他何等體役に從事するの責任なきものとす。
- (十五) 前記大連海關は又大連より(清國)内地に輸出し並同内地より大連に輸入する商品に對し通過免狀の發給を專掌し且同海關は(清國)の條約港に於て謂ゆる(清國)海關道に屬する一切の職務權利又は資格を有するものとす。
- (十六) 第十五條に記載の通過免狀に對しては現行條約に依る稅率即ち輸出稅若は輸入稅の半額を大連海關に於て徵收すべし。
- (十七) 海關規則に對し商人の行ひたる詐偽又は犯則の場合に於ける處分手續は今後別約を以て之を定むべしと雖大體の主義に於て總て司法上の手續は日本國法衙に屬すべきものとす。
- (十八) 日本國租借地に於ける商業の發達に伴ひ現に豫知すべからざる必要の生ずることあるべきを慮り本協定は暫定に屬するものとし當事者雙方は本協定實行上に生ずることあるべき不便を除くが爲必要ある毎に速に修正を提議すべきことを約す。

(乙) 内水汽船航行に關する協定

- (一) (清國)海關は正式に大連に於て其の職務を執行することを認可せられたるを以て内水汽航行免狀を發給することを得内水汽航行免許を受けたる汽船は一般に一千八百九十八年七月並同九月の規則及千九百三年十月の追加規則に依るべきものなりと雖尙特に左記の規定を遵守すべきものとす。
- (二) 内水を往復せむとする汽船は内外國何れに屬するを問はず其の船籍證書を海關に寄託し願書を出して引換に内水汽航行免狀を受くべし該免狀は一箇年間效力を有するものにして其の初度發給の手續料を十兩とし爾後年々書換の都度二兩を納め噸税は四箇月毎に納入すべきものとす。
- (三) 右免狀を得たる汽船は規定に従ひ(一)大連より内地の一箇所若は數箇所に往復すること(二)大連より内地に赴き更に條約港に至り再内地を經大連に歸航することを得是等の汽船は地方の海關若は收稅所に成規の報告を爲し地方の關稅及諸稅を納むるときは總て航行中に通過する認可貿易場に於て積荷若は乗客を陸揚し又は搭載することを得但し特別の許可なくして専ら内地の各所間のみを往復することを得ず内地航行中他の條約港に寄航するときは成規に従ひ同地海關に報告し一般及同地の港則は總て之を遵守すべきものとす。
- (四) 免許を得たる汽船は大連發着の都度大連海關に出港手續又は入港の報告を爲し出入積荷目録を交付し寄港したる場所又は寄港すべき場所を報告し規定の關稅を納むべきものとす阿片及禁制品は之を輸入し又は輸出すべからず若し之を輸入し又は輸出したるときは該物品を沒收し竝該汽船に對し五百兩の罰金を課す再犯するものは内水汽航行免狀及其の特權を撤消すべし。
- (五) 日本國官憲は大連海關を援助し密輸入殊に阿片及禁制品の密輸入を禁止すべし。
- (六) 大連及内地諸港間に於ける(清國)閉塞郵便物送送は無料たるべし日本國租借地以外に於ける(清國)郵便局發着の(清國)閉塞郵便物にして同租借地を經由するもの、遞送に關しては郵政廳に於て適當の方法を協定すべし。
- (七) 内水汽船航行に關する協定は日本國租借地以外の内水に往復する汽船に限り適用せらるべきものとす。

二、關東州租借地稅關借規則 (明治四十年六月二十六日 府令第三十八號)

改正 明治四〇年府第四二號、明治四〇年第四四號、明治四〇年第五三號
明治四三年第二六號、大正三年第二七號

關東州租借地稅關借規則左の通相定む

本令は明治四十年七月一日より之を施行す

關東州租借地稅關借規則

- 第一條 外國より輸入せる外國貨物又は外國より輸入せる外國貨物を以て製造したる物品を内地に輸送せむとするときは輸入稅を納付すべし。
- (清國)通商港より輸入せる外國貨物を内地に輸入せむとするときは納稅證書を所持せざるものは輸入稅を納付すべし。
- (清國)通商港より輸入せる外國貨物にして租借地内に於て消費せられたるとき若は租借地より再輸出せられたるときは納稅地の稅關に請求し稅金の拂戻を受くることを得但し仕出港稅關の發行に係る納稅證書を所持する場合に限る。
- 第二條 (清國)通商港より輸入せる(清國)貨物を内地に輸送せむとするときは納稅證書を所持するものは沿岸貿易稅を納付すべし。
- 第二條の一 租借地の生産物又は租借地の生産物を以て製造したる物品を内地に輸送せむとするときは輸入稅を納付すべし。
- 第三條 (清國)通商港より(清國)貨物を輸入せるときは納稅證書を所持せざるものは輸入稅金に相當する金額を稅關に供託すべし若不正の行爲ありたるときは貨物並供託金を沒收することあるべし。
- 第四條 陸路租借地に輸入せられたる(清國)貨物を輸出せむとするときは輸出稅を納付すべし。
- 第五條 租借地の生産物及租借地の生産物若は外國より輸入せる材料を以て製造したる物品を輸出せむとするときは輸出稅を納付するに及ばず但し日本官憲の發行に係る產地證明書を所持する場合に限る。
- 第六條 内地又は海路(清國)港より輸入せる材料を以て製造したる物品を輸出せむとするときは輸出者の選擇に依り材料若は製造品に對し輸出稅を納付すべし。
- 第七條 (清國)通商港に於て輸入稅を納付したる外國貨物若は輸出稅を納付したる(清國)貨物を大連より再輸出せむとするときは輸出稅を納付するに及ばず。
- 第八條 内地より又は内地に向て内地通過規則に依り貨物の輸送せむとするときは輸出稅又は輸入稅の外に通過稅を納付すべし。

第九條 海路又は陸路より租借地内に阿片を輸入せむとするときは直に稅關に届出づべし。

第十條 阿片を内地に輸送せむとするときは輸入稅並に釐金を納付すべし但し(清國)通商港より輸入せる外國又は(清國)阿片にして納稅濟證を所持するとき若は戶部證票を貼付しあるときは此の限に在らず。

第十一條 阿片を内地に輸送せむとするときは稅金の有無を問はず稅關に申請し證票の貼付並關印の押捺を受くべし。

第十二條 内地又は(清國)通商港より(清國)阿片を輸入せむとするとき納稅濟證を所持せざるものは統稅を納付すべし輸入阿片に戶部證票の貼附あらざるるとき亦同し。

第十三條 武器、彈藥、爆發物及其他製造材料を輸入せむとするときは稅關の許可を得たる後に非ざれば船卸又は陸揚を爲すことを得ず。

第十四條 武器、彈藥、爆發物及其の製造材料は(清國)官憲の發行に係る護照を所持するものに非ざれば之を内地に輸送し若は(清國)港に輸出することを不得ず。

第十五條 前二條の規定は日本陸海軍又は警察の用に供する武器彈藥其の他に之を適用せず。

第十六條 船舶入港したるときは船長又は其の代理者は遲滞なく船舶證書又は領事報告書並輸入積荷目録を稅關に提出すべし輸入積荷目録には船舶の名稱、國籍、貨物仕出地、仕向地、記號番號、箇數、噸量及荷受人を記載し船長又は其の代理者之に署名すべし。

内地仕向の積載貨物の數量獨立貨物として取扱ふに足るものなるときは船長又は其の代理者は内地行及租借地行を區分し各種荷目録を調製すべし。

積荷目録は其の提出後二十四時間以内に限り訂正補正することを得。

第十七條 輸入貨物の荷受人は其の荷物の内地行きなると租借地行きなるとを問はず船舶の名稱、國籍、貨物の仕入地、産出地又は製造地記號、番號、品名、箇數、數量及價格を記載したる報告書を稅關に提出すべし。

第十八條 船舶出港せんとするときは船長又は其の代理者は輸出積荷目録を作製し出港許可申請前少くも二時間に之を稅關に提出すべし輸出積荷目録に記載すべき事項は輸入積荷目録の記載事項に同じ輸出積荷目録には船長又は其の代理者之に署名すべし。

第十九條 貨物を輸出せむとする者は輸出申告書を稅關に提出し貨物の検査を受くべし。

貨物の検査終了したるときは申告者は稅關の交付する關稅納入告知書に記載せる稅金を稅關指定の銀行に納付し其の領收證を稅關に提出し船積許可書の交付を受くべし。

第二十條 出港許可書は一切の稅金を完納したる後に非ざれば之を發行せず。

第二十一條 船積許可書の交付を受けたる其貨物を船積すること能はざるときは遲滞なく稅關に届出て船積停止通知書の交付を受くべし。

第二十二條 或る船舶より他の船舶に貨物の船移しを爲さむとするときは稅關の許可を受くべし若し許可を得ずして船移を爲したるときは其の貨物を沒收し船長を罰金に處することあるべし貨物の船移は積荷目録に符合し且つ原包装の儘に非ざれば之を爲すことを不得ず。

第二十三條 稅關に於て適用する稅率左の如し。

一、輸入外國貨物に對しては千九百二年の改正輸入稅率(現行は一九二二年の改正輸入稅率)

二、輸出入(清國)貨物に對しては舊(清國)稅率

ジャンクに依り輸出入する貨物に對し特別の稅率を適用する場合には別に之を告示す。

第二十四條 稅關長の罰金又は沒收の處分に對し不服を申立つる者あるときは千八百六十八年五月三十一日北京に於て協定せられたる罰金及沒收に關する會審規則の精神に基き處理するものとす。

第二十五條 稅關執務時間は日曜日及祭日を除き午前九時より午後四時迄とす但し貨物の検査場は午前八時より午後四時とす。

第二十六條 午前六時前午後六時後若は日曜日祭日には稅關長の特許を受くるに非ざれば貨物の積卸を爲すことを不得ず但し旅客の手荷物及郵便物は此の限に在らず。

特許手数料左の如し。

午前六時前	海關兩	十	兩
午前六時より	同	十	兩
午後六時まで	同	二十	兩
翌日午前六時より	同	二十	兩
日曜日(終日)	同	四十	兩

第一章 關東州租借地の關稅制度

日曜日(半日)	同	二十兩
祭日(終日)	同	四十兩
祭日(半日)	同	二十兩

第二十六條の一 大連稅關に納附すべき海關兩の換算率は牛莊建相場に依り之を定む。

第二十七條 稅關事務に關する照會通信は總て稅關長に提出すべし。

附則

第二十八條 此の規則に於て内地と稱するは租借地境界外の(清國)領土を云ふ。

品目	單位	關稅率
各種穀物	擔	海關兩 〇〇四〇
粟、高粱、玉蜀黍	同	〇〇一〇
大豆、小豆	同	〇〇三〇
豆油	同	〇一五〇
精磁器	每百支	一〇〇〇
粗磁器	同	〇六四〇
土器	每千箇	〇一四〇
禮拜紙	每百塊	〇六四〇
茶、綠茶、紅茶	擔	〇七〇〇
各種清國產綿布	同	〇七〇〇

產地證明書規則

第一條 關東州租借地稅關假規則第五號に依る產地證明書は民政署長、民政支署長又は民政支署出張所之を發給す。前項證明書は附錄様式に依る。

第二條 產地證明書の下附を受けむとする者は左の事項を具し所轄民政署、民政支署又は民政支署出張所に願出つべし。

- 一、品名
- 二、數量 (荷造の番號記號あるものは之を併記すべし)
- 三、價格
- 四、生産地
- 五、製造地
- 五、仕向地
- 七、輸送港の定まれる場合は其の港名

民政署、民政支署又は民政支署出張所の所在地外に於ては前項の願書は警察官吏派出所に提出することを得。

第三條 產地證明書の有効期間は下附の日より起算し五十日とす前項の期間を經過したる產地證明書は之を下附官署に返納すべし。

第四條 左の各號の一に該當する者は五十圓以下の罰金拘留又は科料に處す其の發給に係る證明書は之を沒收す。

一、第二條第一項各號中の事項を詐稱し其の他詐欺の行爲を以て證明書の下附を受け又は受けむとしたる者。

附則

第五條 本令は大正七年四月一日より之を施す。

第六條 本令第三條の規定は本令施行の前に下附したる產地證明書に之を準用す但し其の有効期間は本令施行の日より起算す。

第一章 關東州租借地の關稅制度

(附錄樣式)

五寸四分

第 號	產 地 證 明 書	住 出 所 願 氏 名 者	品 名	數 量	生 產 地	製 造 地	仕 向 地	輸 出 港	備 考	右 證 明 寸 年 月 日

發給官署長印

以上の規則に據れば關東州の制度は大體膠州灣の舊制度に準じたるものであつて殆ど滿洲經營委員會の決議を其儘、實施したるものであるが、大連に設置せらるる海關は協定によれば稅關長以下職員は日本人を以て任ずる支那官吏たる海關であつて此點が異なるのみである。此點は支那側の強硬なる要求と一營利會社たる滿鐵をして稅關事務を代理處置せしむるの不合理を認めたるによる。

第三節 大連海關の輸出入貨物に對する課稅關係

大連港は我租借地内の自由港としての地位と支那の條約港(開港場)としての地位との二性質を具備するによつて、大連港を出入する貨物に對して徵收せらるる關稅關係は支那の他の條約港に於けると異り稍錯雜せり。

之を便宜の爲に大連港を中心とする關稅關係と、支那條約港對大連港の關稅關係とに分ち前者を海路の輸移出入と陸路奥地に對する輸移出入とに分ち更に海路に由るものを西洋型船舶によるものと支那型船舶即我克によるものとに分ち説明す。

第一款 大連を中心とする關稅關係

第一項 海路輸移出入

第一目 西洋型船舶に由る輸移入

西洋型船舶とは汽船及西洋型帆船を含み外國貿易に支那條約港間を航行する船舶と條約港と不開港間を航行する所謂

内水航行の船舶を含む。而本目を輸移入輸移出(再輸移出)を含む及租借地内製造品の三者に分つ。

第一、輸移入 大連港の自由港たる地位よりして貨物の輸入は全然課税せらるることなし。即

一、外國品

- (一) 外國より直接輸入せらるゝものは無税(協定五、假規則一)
- (二) 支那條約港より再輸入のものは無税(協定九、假規則一)

二、支那品

- (一) 支那條約港より輸入せしむる場合は移入税及沿岸貿易税共に無税(協定七、假規則)
- (二) 支那不開港より輸入せらるゝ場合は其の移出地に於て移出税を賦課せられざりし時は(不開港には海關員の常置なき爲め)戎克税率により輸出税を賦課せらる。

第二、輸移出及再輸移出

一、租借地生産物の輸出

- (一) 外國輸出は無税(協定六、假規則五)
 - (二) 支那條約港へ移出の場合は無税
 - (三) 支那不開港に移出の場合は輸入税を納付す。是は不開港には海關の設置なきため元來移入地に於て納付すべき輸入税を便宜積出地たる大連に於て納付するものなり。
- 租借地産品たることを證明するには民政署の下附する産地證明を貨物に添付するを要す。
- 二、奥地より陸路州内に來れる支那品の輸移出

(一) 外國輸出は輸出税。

(二) 支那條約港へ移出は輸出税。

(三) 支那不開港へ移出は戎克税率による輸出税。

三、外國品の再輸移出

(一) 外國へ再輸出無税。

(二) 支那條約港への再移出は無税。

(三) 支那不開港への再移出は輸入税を納付するを要す。

四、海路移入支那品の再輸移出

(一) 外品へ再輸出の場合は無税。

(二) 支那條約港へ再移出の場合は無税。

(三) 支那不開港へ再移出は戎克税率による税率(輸出税)

第三、州内製造品の輸出

一、外國品又は租借地生産物を原料とするもの

(一) 外國輸出無税(協定六、假規則五)

(二) 支那條約港へ輸出無税(協定五、假規則)

(三) 支那不開港場へ輸出輸入税を納付す。

二、支那品を原料とせるもの

第一章 關東州租借地の關稅制度

第一章 關東州租借地の關稅制度

- (一) 外國輸出輸出者の選擇により原料若くは製造品の輸出稅(假規則六)
 - (二) 支那條約港(右同)
 - (三) 支那不開港場戎克稅率の輸出稅
- 但租借地に製造品たることを證明するには民政署の產地證明を添付するを要す。

第二目 戎克に依る輸出入

第一、輸 入

一、外國品

- (一) 外國より無稅。
- (二) 支那條約港より無稅。
- (三) 支那不開港より無稅。

二、支 那 品

- (一) 支那條約港より輸入無稅。
- (二) 支那不開港より輸入無稅。

右何れも輸出地に於ける納稅濟證書を有せざるものは常關稅率に依り輸出稅を納めねばならぬ。

(後掲南滿各港輸出入貨物關稅取扱一般參照)

第二章 關東州關稅制度改正問題

第一節 問題の經緯

關東州租借地を自由港とすることは既述の通り我滿洲經營の根本方針とする處であつて、大連海關設置に關する協定に當り支那代表たる總稅務司ロバートハートは當時既に實施せられ相當の成績を擧げて居る青島の獨逸租借地の新關稅制度を關東州にも實施せんことを要求したが、我國は既定の方針に従ひ租借地全部を自由港とする主義を主張して現在の制度が出来上つたものである。

然るに此制度は租借地域を自由地域とし海路輸入の貨物は大陸陸揚の際検査なく鐵道に依り奥地輸送に際して検査課稅せらるゝ結果外人間に密輸入に便なりとの觀察を試むる者を生じ宛も日本は租借地に無稅輸入の貨物を滿鐵によつて密輸入するとの風説をさへ生じた、一方支那側に於ては獨逸膠洲灣租借地に於て其關稅制度改正によつて支那の關稅權を租借地に及ぼすことを得たる結果關東州に於てこれと均しくせんとの意嚮にて我國に對し要求する處あり、此處に於て關東州租借地の自由地域を縮少すべしとの論が起つたのである。

明治四十二年十一月二十七日のニューヨークタイムス紙上に在奉天米國總領事クラウドが米國々務省に報告せるものとして要領次の如きものが掲げられた。

大連へ租借地の需要として輸入せらるゝ貨物は滿洲全體輸入貨物に比し非常に多額により當到該區域内の人民の消費し得べきものに非ず其大部分は滿鐵に依り滿洲に密輸入せらるゝものにして日本商は外國商に比し大なる利益の位

置に居り清國政府は右に相當する關稅收入を失ふものなれば宜しく普蘭店に稅關を設置すべしと。右と同一趣旨の通信が自國に於ける他新聞にも轉載せられ又十二月三日の「倫敦タイムズ」にも上海通信として掲載せられ事情を解しない一般の外國人は猜疑の眼を以て我對滿政策を見るに至つたので政府直ちに在米國松井代理大使に宛て駐奉天米國總領事の報告書なるものに對する辨妄書を送附し「奉天米國總領事の報告書は米國々務省より公然發表せられたるものには非ざる由なれば國務省に於ては同報告を全く信じ居るものとは見へざるも同省の態度及貴地一般の輿論變動に鑑み貴官に於て必要と認むる場合は適當の方法を以て右辨明書公表するも差支へなし」と命する處があつた。

尙明治四十四年四月に至り駐東京米國大使は大連稅關の執務方法並に密輸入取締の方法に關し我外務省に問合する處あり、之に對し我政府は大連稅關は清國政府所管にして其職務執行振に關し帝國政府に於て何等措置命令の途なければども同稅關成立に關しては日支間に協約ありて日本は關東州租借地境界に於ける密輸入の防遏に對し援助を與ふることゝなりおれりと詳細に説明する處があつた。

然し乍ら是等に對する帝國政府の辨明説明にかゝはらず芝罘又は大連より貔子窩其他に陸揚せらるゝ貨物の大部分が租借地と境界を接する支那領土に馬車其他にて密輸入せらるゝもの年々増加するとの風説高まり、當時の大連稅關長立花政樹氏は密輸入の件に關し數字を擧げて指摘し租借地内の關稅制度を膠州灣に倣ては如何と非公式に提議する處があつた。

斯くの如く關東州租借地の現制度は密輸入を助長せしむるかの如き非難あるにより寧ろ膠州灣の制度に倣ひ自由港制度を改正し自由地域を制減し輸入品の州内消費額に對し輸入稅の一定割を關東廳に收入する制度(青島獨逸政廳は二割)

として之によつて日本は密輸入を助長すとの惡評を一掃すると同時に新に一の財源を得べく支那は之によつて關稅行政の統一と脫稅の豫防並に關稅の増收を圖り得べしとの議論も盛となり外務省に於ても之が研究を爲すに至つた。

次で大正元年八月十三日大連海關長立花政樹氏は關東都督府に出頭し北京總稅司より日本政府に於ては大連海關設置に關する現在協定を變更して青島現行制度に倣はんとの希望を有するやに傳聞せり。若しかゝる希望を有するときは總稅務司も至極賛成なるにより果して事實なりや關東都督府に問合すべしとの電報があつたと事實の有無に關し訊す處があつたが白仁民政長官は右の件に就ては何等承知する處なしと答へた。

同年十一月在北京伊集院公使が總稅務司に大連稅關發給の免狀を有する本邦汽船の支那内水航行の件に關し總稅務司に面會の節總稅務司アグレン氏は大連海關設置に關する現行協定は不備の點多く密輸入を取締ること頗る困難なるを以て支那政府は該協定第十八條に遵ひ本協定の改正を申出で膠州灣獨逸租借地に於ける稅關制度を採用せむことを希望するも若し日本政府に於て之に應ぜざれば如何とも爲し得ざるにより此點に關する日本政府の意嚮を承知致し度しとの申出あり。之に對し伊集院公使は帝國政府の意嚮は全く承知し居らざるが、自分一個の私見としては主義上右改正の方法に賛成するものである。尙自分の知る限りに於ては關東都督府官憲に於ても豫て本件を調査し居るとの事は内聞しおるも其結果に就ては何等承知せず。本件に關しては本使より帝國政府の意嚮を確めたる上何分の義内談すべしと答へたのである。

次で大正二年二月安東經由鐵道貨物に對する輸出入稅三分の一輕減に關する交渉の際陸外交總長は大連海關協定の改訂を申出で暗に該關稅輕減と交換的に承諾すべしとの語氣があつたが、伊集院公使は關東州租借地關稅制度の改正に關しては帝國政府に於ても目下考慮中であつて又直接關係者たる關東都督府も亦研究を遂げつゝある模様である。本件に

就ては本國政府から何等の訓示なきにより重ねて問合せの上回答すべしと應答したる處三月二十七日に至り陸外交總長から次の様な正式の照會があつた。

以書翰御啓上候陳者大連稅關設置並徵稅辦法によれば凡て貨物を大連に輸入する際は一切納稅することを要せざるも旅順、大連の租借地より更に之を内地に運搬するにありては海關に於て條約に照し徵稅するの規定に有之候處該辦法は稅關事務取扱上障礙多く同地日本人稅關長も亦之を青島に於ける辦法に倣ふて改正するを以て至當と認め居る次第に有之候。

蓋千九百五年前總稅務司ロバートハートと在北京獨逸公使との間に青島關稅修正辦法を協定して施行以來其成績大に見るべきものあつて中獨兩國均しく大に益する處ありたり。今若し大連稅關に於ても亦青島の辦法に倣ふて改制辦理せば獨り禁制品密輸入及脫稅等の弊害を監視するに容易にして稅關事務取扱上必ず進歩を見るべきのみならず日中兩國共に裨益する所あるべく青島に於ける以上の成績を見るべく思考せらる。依つて本總長は本年二月十八日及三月十二日貴公使に御面談の際滿韓國境貿易問題を商議せる後中國政府は深く大連稅關辦法の改正を希望し居る旨言及致し候處貴公使より本件に關しては先に總稅務司より申越の次第ありたるに付之を本國政府に傳達し置きたるが、本國政府も亦必ず同意するなるべしとの趣應答せられしは感謝の至に有之候、現に中國政府は朝鮮より南滿鐵道により滿洲に輸入し或は滿洲より鐵道により朝鮮に輸入する貨物に關し勉めて貴國政府の提議に従ひ三分の一減稅により辦理すること、改候次第も有之候に就ては此次第貴國政府に轉達せらるゝに當り右大連稅關問題につき更に御盡力御聞合せ相成度尙本件改正に關する提議は貴我双方に均しく利便ある處なるのみならず貴國の中國に對する睦誼を敦崇するの誠意を表するに足る次第にも有之候條貴國政府に於て之に御贊同の上速に満足なる御回答を與へられんことを希望に

不堪此段照會得貴意候 敬具

尙又同月初旬支那政府顧問モリソンは我公使館員に對し非公式に「支那當局者は衷心より日支親交を希望し日本側の要求又は希望は支那側に於て非常の困難なき限り成る可く之を許容して日本に便益を與ふるを方針とせるが、日本側よりは支那に對し今日迄何等具體的に好意を示す機會のなかりしは遺憾なり。目下支那側に於て大連稅關に關する協定を改訂し膠州灣制度に倣はんと企圖あり即日本が支那に對し具體的好意を示す好機會なり。往年日本は關稅自由區域を利用して滿洲内地に密輸入するとの批難を受けたるが、幸に此批難は現在に於ては聞かざるも尙多少の反則行爲は依然として其跡を絶ざるや疑を抱く者あり。若し萬一かゝる反則行爲を取てし又は爲しつゝあることを立證せられんが日本の對滿政策に對する歐米の批難の決して小ならざるべきを想ふ。然るに此際支那側の希望を容れ現行協定を改訂し膠州灣制度を準用せんか斯る非難の原因は根本より驅除せらるゝに至るべし。尙又同時に日本の滿洲に於ける機會均等の主義を實行しつゝあるの證左となるのみならず一方之により財政上尠からず收入を加へ日本植民地經營費を補充し得べしと勸告する處があつた。

以上の如くに支那に於ては關東州の關稅制度の改正を希望すること熾烈であるのと一方日本は租借地の自由地域を利用して密貿易を爲しつゝありとの惡評あるため日本政府に於ても之が改廢に就て研究したるが、大藏省及拓植局は大體現制度維持であり、關東都督府も大正二年二月亦改正の時機に非ずとの意見書を政府に提出した。又大連商業會議所の前身たる實業會は大正二年二月大連民政署よりの改制に關する意見を徵せられたる際反對意見を答申し翌年三月には大連に自由港撤廢反對同盟演說會開催せられ「吾人は租借地經營上大連港に於ける輸入關稅免除を絶體に必要と認るを以て之を改めて有稅港とするの議に對して極力反對す」との決議を爲し各方面に發送せるが、尙同月中大連實業會は

更に強硬なる反對意見書を發表して該改制に反對する旨を表明した。又大連港と重大關係ある神戸の商業會議所に於ては反對意見を發表する處があつた。

斯くの如く自由港撤廢に對しては反對論多く政府に於ても未だ實現の機に非すと認めためたので支那政府に對しては何等の回答を與へず未決の儘今日に及んだ。

第二節 在留日本官民の反論

第一項 關東都督府反對意見書

關東州税關の現制度を改めて膠州の例に倣はんとせるは輸出に關する規定は現在の儘とし、専ら輸入に就き變更を加へんとするものである。其要を擧ぐれば

- (一) 輸入に關し自由區域を大連港の一部に局限し
 - (二) 軍需品並びに器具機械、建築材料、修繕の爲め自由地域を出る車輛、租借地に仕向けらるゝ價格二十弗以下の小包郵便物、旅客の手荷物には輸入税免除の特典を認め
 - (三) 輸入税の一部(膠州灣にては二割)を政府の收入とすることはなり。
- 抑々脱税防遏を以て制度改正の理由と爲すは從來支那側の唱ふる處にして伊集院公使の書是れを言へり、當府脱税の防遏に關し常に協定上の義務を盡すを怠らざるにも拘らず、往々脱税の事實を認めざるを得ざるは當府の頗る遺憾に堪へざる所なり。而も脱税を絶體に防止するは不可能のことたるのみならず是を以て支那の税關に比し特に大連海關に於

て多大の脱税ありと云ふことを得るが、支那本部に於ける殊に北滿に於ける脱税の事實は特に之を指摘するを要せざるべし。而して是等は措て問はず、獨り大連海關に就て批難攻撃を逞ふするが如き不徹底の論と云はざる可からず。假令謂ふが如き脱税の事實ありとするも是が防遏は現制度の下に於て其方法備はらざるのみならず制度を改正する爲に脱税の絶無を期すべからざるなり。要するに制度の改正は其一般經濟殊に商業に及す影響に顧み是が利害得失を忖すべきものにして、脱税防遏の爲に是を提議するが如きは素と輕重を辨せざるものと云はざる可からず。右の見地より制度の改正に依り利害の生すべき場合を左の三項に約し、現在の狀勢に照して影響の大概を記述すべし。

- (一) 關東州の産物及び是を原料とする製造品並びに陸路州内に輸送せられたる貨物を原料とする製造品の清國內地に輸入せらるゝ場合。

此場合に於ては從來有税たりしもの、制度の改正によりて無税となる即改制の利益とする處なり。

- (二) 海路州内に輸送せられたる清國及外國貨物を原料とする製造品の清國內地に輸入せらるゝ場合。

此場合に於ては從來原料は無税にして製造品有税たりしもの制度の改正により原料は有税となり製造品は無税となる。而し製造品の原料より高價なるは勿論なるを以て是亦改正の利益たるは明白なりとす。

現在關東州内の工業にして前二項の場合に該當すべきものを擧ぐればセメント、硝子、煉瓦、石灰、石鹼及高粱酒の數種とす。右の内セメント、硝子、煉瓦及石灰は全部關東州産原料に依り製造せらるものにして第一項に該當するものなり。但し是等製造業はセメントを除くの外、尙甚少規模にして硝子製造は邦人の經營にかゝり其資本金額六萬五千圓支那人の經營するもの資本金四千餘圓を出でざるを以て其製造力推して知るべく、又其の製品の幾分は州内に消費せらるゝ明かなるが故に、滿洲に輸送せらるゝ價格に至りては甚尠なりと謂はざるを免れず、セメントに至りては公稱資

本百二十萬圓の小野田セメント會社の分工場に於て製造せらるゝものなるも、多く滿鐵の需要する所にかゝり、此場合に於ては稅關制度の如何に拘らず、條約上當然無稅取扱を受くるものなり。石鹼は當地の豆油及若干の牛脂を使用する外、其原料は大部分外國より輸入せられ其製品凡て當地にて賣買せらる。即關稅及運賃は買主の負擔たり。是れ關稅納入の手續に多くの勞費を要するが爲にして制度改正は獨り税金に於て利益を與ふのみならず、手數の省略に於て當業者に利便たるを疑はず。然れども現在製造の規模は頗る小にして、資本額漸く三萬圓に過ぎず(全部邦人)關稅納入の手續を煩として税金を買主の負擔とするが如きは適々以て其事實の小規模なるを見るに足る。高粱酒は滿洲産を原料とし其幾分は地方に輸送せらるゝも、現在の狀況に於ては大部分は山東地方に輸送せらる。従つて制度改正に依つて享くる利益も多く言ふに足らざるのみならず、其資本額も二萬五千圓(邦人)に過ぎず。

右の外關東州に於ける工業品の豆粕、豆油、肥料、醬油、味噌、清涼飲料、精製品の如きを擧ぐるを得るも、是等は全部輸出品に屬し、或は全く州内に消費せられ、或は試験中に係るに止り、制度の改正と關係あるは前述せる數種を出でず。

是を要するに(一)及(二)の場合に於ては制度改正の爲各種の輸入貨物が關稅課せらるゝに依り、保護的利益を受くるもの外、右に掲ぐるが如き利益ありと雖も、關東州に於ける工業の實況は規模尙小にして設備甚だ整はず、取引の方法も亦進歩せざるか故に如上の利益に憑據して直ちに制度改正を得策なりと論斷することを得ず。況んや次項の如き不利益の重大なるものあるに於ておや。

(三) 清國及外國貨物の關東州に輸入せらるゝ場合。
此場合に於て從來無稅たりしもの有稅となる即制度改正の不利益となる處なり。

當時大連海關の調査に基き消費又は貯藏せらるゝ輸入額を見るに左の如し。(總輸入額より再輸出額鐵道に依る内地輸送額を減したるもの)

一九〇九年	八、〇一〇、三八九圓
一九一〇年	一一、四五二、九〇〇圓
一九一一年	一五、二六四、八二六圓
一九一二年	一六、二五九、八五六圓
(註) 一九二六年	四六、九二六、〇〇〇圓 (一、五八替)

備考 大連海關の調査により海關兩を一九〇九年一・二七圓、一九一〇年一・三一圓、一九一一年一・三三圓、一九二二年一・五三圓として計算す。以下之に倣ふ。

關東州に於ける人口の増加、産業の發達、生活の向上等に從ひ州内費額の年々進捗せる状態は略前表にて明かなるべく、従つて制度の改正に依る影響は頗る重大なり。

(一) 大連港を中繼貿易港として發達せしむることは當府年來の計畫にして、滿鐵會社の上海航路と相待つて當府が近海航運業の獎勵に銳意してあるは是が爲めなり。而當府の期待空しからざるは左表に依つて是を知るべし。

一九〇八年	二七、三二六、九〇二	五六二、九三七	〇〇二六
一九〇九年	三三、五九一、四七九	九一七、七二七	〇〇三九
一九一〇年	三一、一六七、三〇三	一、五九七、六三二	〇〇五一
一九一一年	四一、一五八、四一八	一、九二〇、九七〇	〇〇四七
一九一二年	五五、三九三、〇三四	三、六六三、三〇〇	〇〇六六

(註) 一九二六年

五七二、四五八、二四七

一五、六六六、五三五

〇〇二七

制度變更の中繼貿易に悪影響を及すべきは絮説を要せざるべし。尤も自由區域内に上屋倉庫は勿論、製造工業に必要な施設を許し、中繼貿易の爲め自由區域を利用するに障害ならしむるに於ては多少此の影響を緩和し得べしと雖も關東州に於ける貿易商工業家等の規模は遺憾ながら甚小にして、資本の運用、工場の設備、取引方法の尙幼稚の域を脱せざるを以て是に對し其の能く自由區域を利用せんことを要するは實際の事情に適せざるものあり。

(二) 輸入商は關稅を支拂ふことなく、商品を州内何處にも貯藏して商機を待つ所の利便を失ふ。殊に現在の如く輸入商等の規模小なる時期に在りては商品の仕向地は豫め定められることなく、先づ輸入したる後商況に應じて或は是を山東地方に輸送し或は是を内地に輸送するの例多きを以て制度の變更に依り州内に輸入するに際し直ちに關稅を課せらるゝに於ては金利上の損失少しとせず、主として自由地域内の設備を利用し、不利を避くるの速かに實行し難きは前段述べたる處の如し。

(三) 制度改正に依り卸商又は小賣商共に損害を被るべきは前述せる處によつて明かなるべく、従つて改正の斷行は共に當府に於て徵收しつゝある營業稅免除の請求に接すべきは殆ど疑を納れず。是亦改正に伴ふ影響なり。

試みに大連海關の調査に基き總輸入額中鐵道に依り内地に輸送せらるゝ貨物と輸入稅額との割合より推して關東州内に輸入せらるゝ貨物に對し、制度改正に依り徵收せらるべき輸入稅額を計算すれば、

年次	鐵道輸送額	當時輸入稅額	州内輸入額	同上輸入稅額
一九〇九	一四、六六三、三六三	三七五、七一	八、〇二〇、三八九	二五〇、二四六
一九一〇	一八、一一六、七七二	四八九、七二〇	一一、四五二、九〇〇	三〇九、五八七
一九一一	二三、九七二、六二二	六七四、二七五	一五、二六四、八二六	五二九、四五三

一九二二

三一、六三八、三五九

九四四、四五八

一六、二五九、八五六

四三三、九五二

(註) 一九二六

一一〇、五五四、〇〇〇

四、七一八、六六五

四六、九二六、〇〇〇

一、二六七、〇〇二

卽州内輸入貨物は制度改正により將來四、五十萬圓以上の負擔を蒙ることとなる。

制度改正の影響は右述ぶる處により略是を盡せりと信す。要するに其利益とする處は關東州は内地との經濟關係を密接ならしむるに在るも現在狀態に於ては僅かに小企模なる工業に便利を與ふるに過ぎずして是を州内輸入貨物に四、五十萬圓以上を負擔せしめて貿易及一般經濟界に悪影響を與ふるに比較せば、改正の利得を以て其損失を償ふに足らざる自ら明なりと言ふべし、畢竟關東州に於ける貿易及び工業の現勢は未だ制度の改革を必要とするに至らざるものと認む

第二項 民間側の反對意見

關稅制度改正に關し協約改正の利害得失は在留邦民間にも異論があつた大連商業會議所の前身たる大連實業協會は大正三年三月本協約の改正を以て

- (一) 現在州内輸入品は無稅なる爲め輸入貨物を州内何れの場所に貯藏し得るも現制度撤廢の曉に於ては此利便を失ふのみならず偶々商品停滯の場合に遭遇するときは課稅額丈け金利の損害を招くこととなる且つ煩雜なる通關手續等の爲め中繼貿易の發達を阻害すること。
- (二) 租借地内住民は輸入關稅相當額の負擔を免れつゝあり改後は此の特典を失ふのみならず一般物價騰貴の不利あり
- (三) 關東州と青島とは面積の廣狹人口の多少に於て著しき相違あり故に青島關稅制度を踏襲することは根本に於て失當なり。

との理由によつて全會一致を以て反對意見書を提出した關東都督府に於ても前掲の如く時機尙早と認め共に反對意見書を當時拓殖局に進達したのである。

第三章 日支陸路特惠制度

第一節 沿革

日支間に陸路貿易の生じたるは日韓併合によつて舊韓國が日本の版圖に入つてからである。支那は陸接諸國に對して其陸地貿易に關しては種々の特惠を與ふる處である。

日露戰後露西亞と締結せる明治三十八年九月(一九〇五)のポーツマス媾和條約によつて我國は朝鮮に於て政治上軍事上及經濟上卓絶なる利益を有することを露西亞をして承認せしめ以て朝鮮に保護權設定の前提となし、同年十一月舊韓國との間に條約を締結して韓國は我國の保護國となるに至つた。此處に於て滿韓の陸上國境貿易は重大なる關係を生ずるに至つた。次でポーツマス條約より生ずる支那との共同關係の協定を爲す爲めに締結せられたる同年十二月清國との間に締結せられたる滿洲に關する日清條約並に附屬協定に於て其附屬協定第十一條に「滿韓の國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與ふべきものとす」と定められた。然るに右の如き規定あるに不拘滿韓の國境貿易に對しては何等の特惠は與へられない、明治四十二年九月(宣統二年七月)の間島に關する日清條約に於て支那に間島の領土權を認めたるも間島地方對朝鮮の貿易に關しては何等の特惠を規定する處はなかつた。間島には多數の朝鮮人居住し最も朝鮮と關係深きに拘らず只防穀令によつて外國輸出を禁止せられて居る米穀を間島産に限り韓民の輸出を許したるのみである。(同條約第五條)

尙間島に關する日清條約は間島の龍井村、局子街、頭道溝、百草溝を外國人の爲に居住及貿易の爲に開放するを約し

たるにより(同條第二條)支那側は明治四十二年十二月前記各地に税關を設置すべき所差當の處置として彈春に彈春税關を龍井村に延吉分關を設置して現行通商規則に従つて徵稅する旨在支帝國公使に照會を發した。在支帝國公使は前記滿洲に關する日清條約によつて滿韓國境貿易は北滿並に南支の特惠に均霑すべきものなるを以て朝鮮より間島方面に輸入し及間島方面より朝鮮に輸出する貨物は關稅の輕減を享くべきものとの保留聲明を支那政府に致した。又在間島帝國領事も外務省の訓令に基き抗議の下に一般稅率によつて納稅せしむる旨公文を以て彈春税關長に通告した。然れども右は主義上抗議を提出したるに止り即ち關稅輕減に關し具體的に交渉せらるる處はなかつた。

右の如く間島方面のみならず安東方面の滿韓國境貿易に就ても關稅輕減に關し我國は支那に對し要求する處があつた支那は之に對し鮮滿國境鴨綠江を距るによつて直ちに北滿の露支國境の減稅に均霑せしむるを得ずとし之に應ずることにはなかつたが日本政府は鴨綠江の架橋工事竣成を俟つて問題を解決せんとし問題は暫く放置せられたのである。然るに明治四十四年十月に至り鴨綠江の鐵橋は竣成し同十一月に至り安奉線の廣軌改築も成り兩者相俟つて鮮滿間の輸出入は益々増加する勢となり。此處に於て日本政府は多年懸案となつて居た國境陸路貿易の關稅輕減問題を支那政府に提議する處あり、支那政府も亦國境貿易の現狀に鑑み遂に大正二年五月(民國二年、一九一三)日支間に減稅取極が成立した。右の關稅輕減の取極は僅かに安奉線による鐵道貨物の輸出入に對し輕減せらるるのみであつて間島方面に關しては何等の商議もなされなかつた。大正七年(民國七年)に至り第三回の支那輸入稅の改訂せらるるに當り支那政府は在支日本公使に對し同年八月改訂稅率を陸境關稅に施行するに付き之が承認を求めた。日本政府は在支公使をして右の提議に對し

(一) 改訂稅率による引上は支那一切の陸境に於て一律に之を適用すること且英、佛、露各關係國政府に於ても全然右に同意すること。

(二) 改訂稅率を鮮滿國境に適用するに際し間島經由貨物は安奉線經由鐵道貨物と同様の輕減取扱を受くべきこと。との二箇の了解の下に之を承認すべしと回答せしめた。支那政府は前者に關しては條約上當然の事とし後者に關しては日支兩國間の特別の商議によつて解決すべきものとなし爾後商議の結果大正八年五月三日及同日の公文交換により日支間に於て大正八年の支那改訂稅率實施の日より實施せらるべきこととなり同年八月一日より實施せられた。此處に於て間島對朝鮮貿易の關稅輕減問題此處に解決したのである。

第二節 安奉線による特惠制度

安奉線による鐵道貨物の特惠は大正二年五月日支間に成立したる「朝鮮より若くは朝鮮を經過して滿洲に輸入せられ又は滿洲より朝鮮に若くは朝鮮を經過して輸出せらるる安奉經由鐵道貨物に對する減稅特典に關する取極」の定むる處であつて、鐵道貨物の通關に關しては「國境列車直通運輸に關する日清協定」(明治四十四年十一月、一九一一年、宣統三年)及安東海關公示たる「安東海關鴨綠江橋通過鐵道運輸暫定規則」(明治四十五年四月、一九一二年、民國元年)の規定がある。其他一般の通關手續は支那海關の一般的取扱方法によるのである。依つて此處には三分の一輕減特惠の説明のみに止む。

安東經由鐵道貨物の減稅特典に關する取極 (一千九百十三年五月二十九日調印)

第一條 滿洲より鐵道に依り新義州以遠の各地に仕向けらるる有稅貨物及新義州以遠の各地より鐵道に依り滿洲に仕向けらるる有稅貨物に對しては各海關稅率三分の二の輸出稅又は輸入稅を課す。

第二章 日支陸路特惠制度

第二條 新義州より更に鴨綠江水路に依り他に輸送せむが爲鐵道に依り滿洲より輸出せられ又は該水路に依り新義州に到着して更に鐵道に依り滿洲に輸入せらるゝ貨物は前記減税の特典を受くることを得ず從て滿洲より鐵道に依り新義州に輸出せらるゝ一切の有税貨物には關稅全額を課するも左記の貨物に限り其の三分の一の拂戻を爲すものとす。

(イ) 新義州に於て地方的消費に供せらるゝもの。

(ロ) 滿洲輸出の日より二年以内に更に鐵道により新義州以遠に輸送せらるゝもの。

(ハ) 前記(イ)の貨物に關して新義州稅關發給の輸入免狀(輸入稅支拂濟を證せるもの)、(ロ)の貨物に關しては安東稅關をして原輸出貨物たることを識別せしめ得るに必要な細目を記載せる新義州稅關發給の運送免狀を以て當該貨物が關稅三分の一の拂戻を受くるに必要な條件を具備するの證憑と認むべし。

本條第一項に記載するものを除くの外新義州より鐵道に依り滿洲に輸入せらるゝ有税貨物は船便に依り到着したるものに非ざることを明記せる新義州稅關發給の輸出免狀又は運送免狀を添附するに於ては海東稅率三分の二の輸入稅を課せらるべし。

朝鮮稅關手續に何等變更ありたる場合には本條記載の貨物に關する支那海關手續も亦改正を製することあるべし。

第三條 三分の一減税の特典を受け滿洲の内地に仕向けらるゝ貨物に對する抵代稅は海關稅率の三分の一即既納三分の二輸入稅の半額とす

第四條 三分の一減税の特典を受けて安東に輸入せられ次で鐵道により滿洲以外の條約港若は支那本部各省の内地に仕向けられ又は海路滿洲若は支那本部に仕向けらるゝ貨物は支那海關に右既減額を納入するに非れば條約の規定に基き外國輸入品に適用せらるべき普通の稅關取扱を受くることを得ざるものとす。

第五條 申告者は英文及支那文の申告書の外左の事項を記載せる鐵道運送免狀の副狀を提出することを要す。

出荷者の氏名及成るべく荷受主の氏名發荷地(停車場名)仕向地(停車場名)品名、容量、重量、包裝、符號、記號、番號等及成るべくは其の價格並鐵道係員の署名。

第六條 朝鮮稅關及支那海關は各其の所屬國の收入を害すべき詐偽行爲を防遏する爲め共助するの主義を承認す。

日本國特命全權公使 伊、集、院、彦、吉、郎

總 稅 務 司 エフ、エー、アグレン邸

國境列車直通運轉に關する日清協定 (明治三十四年九月二十二日、宣統三年九月二十二日、一千九百一十一年十一月二日)

安奉鐵道と朝鮮鐵道との間に列車の國境直通運轉を行ふに付日清兩國政府は各委員を任命し左記各項を協定せせり。

一、日清兩國政府は世界交通の爲特に兩國國境に於ける列車の直通聯絡を承諾す。

二、兩鐵道列車直通の爲には鴨綠江鐵橋上に於ては其の中心を以て兩國國界と爲し以西を清國國境と爲し以東を日本國國境となす。

三、列車國境を通過する時は機關車の交換を行ふ朝鮮鐵道使用の機關車は清國安東縣停車場以西に至ることなく安奉鐵道使用の機關車は新義州停車場以東に至ることなし。

四、兩國方面よりする列車日本國國境内に至るものは朝鮮鐵道鐵路を以て限となし清國國境内に至るものは南滿洲鐵道株式會社鐵路を以て限と爲す。

五、兩鐵道の各列車清國安東縣停車場に至れば必ず貨物、手荷物及小荷物を荷物検査場に荷卸し兩國稅關官吏の検査を受くべし。

六、兩國は各稅關官吏を派し安東縣停車場荷物検査場に於て共同検査を行ひ各其の本國の稅關稅則に遵ひ並細則を規定して辦理すへし日本國境内より清國に輸入する貨物は先づ日本國稅關官吏に於て検査したる後清國稅關官吏に於て検査すべく清國國境より日本國に輸入する貨物は先づ清國稅關官吏に於て検査したる後日本國稅關官吏に於て検査すべし。

(イ) 安東縣停車場發着の旅客、携帶手荷物又は附屬小荷物は安東縣停車場に於て検査すること。

(ロ) 安東縣停車場を通過する旅客の携帶小荷物又は附屬小荷物は停車場中車内に於て検査すること。若發着時刻迄に検査を了はらざる時は稅關官吏は其の便に従ひ運轉中車内に於て検査を續行し若は携帶手荷物又は附屬小荷物を荷物検査場へ卸さしめ之を検査すること。

(ハ) 稅關官吏前記二項に依り検査中有税品を發見したるときは同物品所持者たる旅客より直接稅金を徴收すること。

(ニ) 託送手荷物及小荷物は検査の爲検査場に持來らしむべきこと。

(ホ) 安東縣停車場發着の小荷物及貨物に關しては荷受人又は荷受人に於て通關其の他の手續を擔任すること。

(ヘ) 安東縣停車場を通過する小荷物及貨物は南滿洲鐵道株式會社社員に於て荷受人又は荷受人の爲通關手續を爲し稅關官吏と立合の下に其

の検査を受け同會社に於て有税品の關稅を立替ふること。
(ト) 南滿洲鐵道株式會社及朝鮮總督府鐵道局は稅關官吏をして車内に於て検査を執行することを得せしむる爲兩鐵道の往復長期無賃乗車券を稅關官吏に給すること。

七、兩國國境を通過する列車は軍隊を輸送するを得ず。

條約により駐屯を許されたる軍隊は此の限にあらす但し國境往來に際し事前に必ず通知すへし。

八、朝鮮人にして從來清國內に住居したるものは慣例に従ひ辦理すへく其の他の朝鮮人にして護照を有せざるものは乘車境を過ぎ清國內地に旅行することを得ず。

九、兩鐵道の列車國境通過に際しては同種類の貨物に對し輸出輸入とも須く運賃公平を期すべし。

十、安奉鐵道は條約により十五箇年の後清國政府に於て買收すべきものなるにより本條約は該鐵道買收以前のみに適用せらるべきものにして買收後は兩國政府は別に列車直通に關する章程を協定すへし。

右證據として兩國委員は日本文及漢文を以て作りたる各二通の本協約に署名調印するものなり。

安東海關鴨綠江橋通過鐵道運輸暫定規則 (明治四十四年四月六日、民國元年四月六日)

告示

總稅務司の指令に據り其認可を得たる左記安東海關鴨綠江橋通過鐵道運輸暫定規則を告示す。

安東海關署理稅務司 シ、エヌ、ホルウイ

西曆千九百十二年四月初六日

安東海關鴨綠江橋通過鐵道運輸暫定規則

總則

第一條 安東縣停車場發著の旅客携帶手荷物又は附隨小荷物は安東縣停車場に於て検査すること。

第二條 安東縣停車場を通過する旅客の携帶手荷物又は附隨小荷物は停車場中車内に於て検査すること若し發車時刻迄に検査を了らざる時は

稅關官吏は其の便に役ひ運轉中車内に於て検査を續行し若くは携帶手荷物又は附隨小荷物を荷物検査場に卸さしめ之を検査すること。

第三條 稅關官吏前記二項により検査中有税品を發見したるときは同物品所持者たる旅客より直接税金を徵收すること。

第四條 託送手荷物及小荷物は検査場に持來らしむべきこと。

第五條 安東縣停車場發著の小荷物及ひ貨物に關しては荷送人又は荷受人に於て通關其他の手續を擔任すること。

第六條 安東縣停車場を通過する小荷物及貨物は南滿洲鐵道株式會社社員に於て荷送人又は荷受人の爲め通關手續をなし稅關官吏と立會の下に其検査を受け同會社に於て有税品の關稅を立替ふること。

第七條 南滿洲鐵道株式會社及朝鮮總督府鐵道局は稅關官吏をして車内に於て検査を執行することを得せしむる爲め兩鐵道の往復長期無賃乗車券を稅關官吏に給すること。

輸入品

第八條 鴨綠江橋を通過し汽車にて朝鮮より支那に來著する貨物は安東縣停車場に於て検査すること。

第九條 輸入貨物の検査は新義州稅關より安東縣に於ける支那海關に轉交せらるゝ貨物證券運送狀又は鐵道受取證等の副證に基き執行せらる而して検査は貨物證券等の轉交ありたる後二十四時間内に行はること。

第十條 貨物證券等の副證に添ふるに貨物の價格品質及數量等を明記しある送り狀明細書及其他の書類を海關に提出することは荷主の任意なること。

第十一條 前記貨物證券等の副證の外朝鮮總督府鐵道局又は朝鮮總督府鐵道局の代理として南滿洲鐵道株式會社は支那海關に貨車番號及貨車積載貨物の品名數量等を明記しある列車目録を提出すること。

第十二條 荷受人の申告或は荷送人又は荷受人に代りて手續をなす南滿洲鐵道株式會社の申告は英文又は支那文の願書に添ふるに鐵道貨物證券等の副證を以てすること。

第十三條 貨物は荷受人或は荷送人又は荷受人に代りて手續をなす南滿洲鐵道株式會社か關稅の支拂を了りたる證として受領證を又免稅品の場合に於ては海關の許可證を得たる後引取ることを得るものとす。

第十四條 貨主の意思に任し一口の貨物を數口に分割し其各部分に對する課税額の記入ある受領證を發行せらるる但し是等の受領證に對し特別の手數對を支拂ふことを要す。

第十五條 内地通過證書は貨主の任意により貨物の全部或は一口の貨物を數口に分割したる其各部分に對し貨主の希望通り發行せらるること

輸出品

第十六條 鴨綠江橋を通過し支那より朝鮮に發送する貨物は安東縣停車場に於て検査すること。

第十七條 貨車番號及貨物品名數量等を記載しある列車目録は貨物證券等の副證と共に南滿洲鐵道株式會社より海關に提出すること。

第十八條 荷送人の申告或は荷送人又は荷受人に代はりて手續をなす南滿洲鐵道株式會社の申告は英文又は支那文の願書に添ふるに鐵道貨物證券等の副證を以てすること。

第十九條 貨物は荷送人或は荷送人又は荷受人に代はりて手續をなす南滿洲鐵道株式會社か關稅の支拂を了りたる證として受領證を得たる後發送することをを得るものとす。

自朝鮮至大連及自大連至朝鮮通過貨物

第二十條 貨物或は小貨物朝鮮より安東縣を経て大連に向け通過貨物として輸送せらるるときは支那内地に輸送する貨物に課せらるべき輸入税及子口半税を供託拂として安東縣に於て徵收せらるる而して該貨物か日本租借地内に到達したることを記載せる大連海關廢行の證明書を安東海關に提出したるとき拂戻さること。

第二十一條 貨物或は小貨物大連より安東縣を経て朝鮮に向け通過貨物として輸送せらるるときは支那内地に輸送する貨物に課せらるべき輸入税及子口半税を供託拂として大連に於て徵收せらるる而して該商人に放行單を發行せらると共に安東海關に宛て特別貨物證明證を發送せらる。

貨物安東縣に到達したるとき其品名重量箇數價格荷印番號等大連海關廢行の放行單及特別貨物證明證に記載しある諸項と符合するときは安東海關は該貨物を朝鮮に輸出することを許可し而して再輸出證明證を發行す此證明證は其所有者をして大連に於て供託せる税金の拂戻を受くることを得せしむること。

第二十二條 第二十條及第二十一條に記載しある税金及子口半税を供託する代はりとして南滿洲鐵道株式會社は若し通過貨物にして十日以内は大連或は安東縣に到達せざるときは該貨物に課せらるべき税金及子口半税の支拂義務を負ふことを證載せる責任狀を提出するも可なること。

第二十三條 第二十條及第二十一條の條項に従ひ税金の供託ありたる通過貨物其供託の日より一箇月以内に日本租借地内に到達したることを記載せる證明證或は朝鮮に再輸出せられたることを記載せる證明證を先きに税金の供託をなせし海關に提出せられざるときは是等の税金は海關の收入計算に繰込まること。

第二十四條 朝鮮より安東縣を経て大連に向け輸送せらるる通過貨物の爲め貨車一輛全部使用せられたるとき其貨車は安東海關により封印せらるる而して該貨物に對する税金は供託拂として徵收せらることなく其輸送を許可せらるる貨車日本租借地内に到達したるとき大連海關により施されたる封印に異狀なきことを見るときは該貨物は直に釋放せらるる是と等しく大連より安東縣を経て朝鮮に向け輸送せらるる通過貨物の爲め貨車一輛全部使用せられたるとき其貨車は大連海關により封印せらるる而して該貨物に對する税金は供託拂として徵收せらることなく其輸送を許可せらるる貨車安東縣に到達したるとき安東海關にて大連海關により施されたる封印に異狀なきことを見るときは該貨物は直に釋放せられ而して輸出し得ること。

第二十五條 南滿洲鐵道株式會社は前條記載の通過貨物に對する副貨物證券又は運送狀を海關に提出すること。

第二十六條 安東縣に到達せし朝鮮行貨車又は日本租借地内に到達せし貨車に施されたる海關の封印毀損又は紛失しありたるるとき或は其貨車破損し而して貨物に不足を生じたるるとき或は其貨車安東縣又は大連發車後十日以内に大連又は安東縣に到達せざるときは南滿洲鐵道株式會社は其到達地に達せざる貨物の何れの部分に對する凡ての税金支拂義務を負擔すること。

第二十七條 安東縣停車場に於て日曜日及祭日共荷役をなすことを得るも特別の理由あるときを除き貨物の検査及通關を許すことなし安東縣停車場發着及通過する旅客携帶手荷物又は附隨小荷物の検査は平常の如く海關吏により執行せらること日曜日及祭日或は夜間稅關事務執行の爲め課せらる可き手數料は別に告示せらる。

第二十八條 或る事故の爲め大連より朝鮮に向け輸送せらるる通過貨物安東縣に到達し能はざるとき或は朝鮮より安東縣を経て大連に向け輸

送せらる通過貨物日本租借地内に到達し能はざるとき南滿洲鐵道株式會社は原地海關に其事故を報告し該貨物を發送原地へ運送することの許可を受くべきこと荷物原發送地に到達したるときは海關により検査せらる而して毫も貨物に異狀なく再び發送せられたるときは最初供託されし税金の海關收入計算に繰込まるべき期限又は最初保證せし税金の支拂義務遂行期限は該貨物再發送の日より起算すること。

第二十九條 前條記載の場合に於て若し該貨主事故發生地に於て該貨物を販賣せむと欲するときは前以て海關の許可を得ることを要す而して南滿洲鐵道株式會社は海關より貨物引渡許可證を得たる後にあらざれば該貨物を其貨主に引渡すを得ざること。

第一項 特惠税率

特惠を受くべき貨物に對する輸出入輕減税率は各輸出入税の三分の二を課せらる。初め本特惠制度の實施せられたるとき基礎となつた關税率は一九〇二年改訂の輸入税及一八五八年の輸出税であつた。元來支那の陸境海關に於ける特惠税率は支那と各國との條約によつて關税率に一定率の輕減を受くるものであるが各其基礎となる税率が異つて居た。即東支鐵道による輸出入貨物の減税及安奉線による特惠は一九〇二年一八五八年の輸出入税を基礎とし南方對佛領印度支那及對印度接境方面及英領緬甸の特惠は一八五八年の輸出入税を基礎としたのである。

然るに一九一七、八年の支那輸入税改訂に際し露國公使は陸境關稅は税率改訂に關係なきが故に從來のまま据へ置くべきものなりと聲明したに對し日英公使は右の聲明は不公平であつて海口の關稅の引上は陸境の關稅も當然引上げらるべし、新改訂税率は所定の割引を以て當然各陸境に一樣に適用せらるべきものであるとの見解を持つて居た。改訂會議の進捗すると共に支那外交總長は我在支公使に對し第一日中言及せる如き承認を求め來つた。これに對し前述の如く大正八年五月三日及十日の公文交換によつて間島貿易の特惠承認せられたるにより日本政府は支那政府に對し改訂税率の實施と共に其の陸境に於いて一律に適用せらるることを承認し英、米、佛、三箇國の政府も改訂税率の實施及其陸境に於

ける適用方を同意したるが只露西亞は從來の關係上改訂税率は之を露支陸境に適用せざるべき留保を爲したが支那政府は露の現狀に鑑み右の留保に關係なく露支陸境に於ても事實上均しく改訂税率を適用するに至つた。尙輸入税率は一九一二年改訂され翌年實施せられた日支間交換公文及日本外務省の告示次の如し。

在支帝國公使發支那外交總長宛新稅率陸境適用方承認公文 (大正八年五月三日附)

拜啓陳者陸境關稅問題に關し二月五日附貴翰を以て御照會の趣致敬承候然るに客年八月二十六日附書翰を以て申進したる兩項は其後切實說述致置候通共に毫も新稅則實施に關する條件と稱すべきものには無之第一改訂税率に依る引上か支那各陸境即ち單に南北兩滿洲のみならず支那陸境全般に對し一律適用せらるべく且英佛露各關係國政府に於ても全然右に同意を表したる上甫めて實施せらるべき旨を述べたるは此際右に關し明確なる了解を遂げ置くに非れば改定稅率實施後帝國の關係する滿洲陸境のみ之れか適用を見南方各陸境に於て依然として千八百五十八年協定の舊稅率實施せらるゝか如き不都合を見ること無きを保し難く最惠國待遇の趣旨に扞格するに至るべきを慮るか故に各陸境一律に適用を見るに至る迄帝國の關係する陸境にも其の實施を延期したしと云ふに外ならずして元來帝國政府に於ては新稅率を各陸境貿易にも推行せられむとする貴國政府の要望に對しては主義上異存無之次第に付右様御了承相成度此段回答得貴意候 敬具

同上附屬覺書

新改訂稅則を陸境貿易に適用方の件に關し帝國政府に於ては主義として異存無き次第なる旨本日附公文を以て回答に及れたる處此際同時に貴國政府に豫告し置きたきことあり即ち帝國政府に於ては上海に於て議定せられたる改訂稅率實施方に關し貴國政府に對し近々之れか確答を發する等にして該通告の際帝國政府は改訂稅率を海陸共に適用することに主義上異議なき旨を明確ならしむると同時に右適用上に關する誤解を防止する必要上爲念海路輸入貨物に關しては各國製貨物に對し右改訂稅率を一律に適用せらるゝ時及陸境輸入貨物に對しては各陸境一律に適用せらるゝときに至り甫めて本邦產貨物又は本邦に關係する陸境全部に適用せらるゝに至るべきは最惠國待遇の關係上勿論の次第なることを明にしたき所在なり。

支那改訂輸入税率實施方承認に關する帝國外務省告示 (一九一九年五月十七日)

外務省告示

大正六年九月帝國政府は聯合諸國政府と共に支那關稅輸入税率現實五分引上に關する同國政府年來の提議に對し主義上之を承認し之が爲帝國政府より任命せられたる委員は同七年一月以來關係各國委員と上海に會同して税率改算に關する協議を爲し同年十二月二十日左記改訂輸入税率案を議決せる處帝國政府に於ては之に對し慎重寫議を加へたる後其の妥當公平なるを認めたるを以て去る五月十日附を以て在支帝國公使をして支那政府に對し右改訂税率實施方承認を通告せしめたり尤も右改訂税率は其後支那政府に於て一般諸外國貨物に對し之を實施すへき旨の公示をなしたる時より一箇月を經過したる後に實施せらるへく右公示後一箇月以内に本國港より發送せられたる貨物は現行税率に依るへきものとす尙改訂輸入税率實施と同時に安奉鐵道に依る鮮滿國境經由支那への輸入貨物は大正二年鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減に關する日支間取極に基き改訂税率の上に其の三分の一の輕減を受くへく又鮮滿國境經由支那間島方面に輸出入せらるる貨物も亦一律前記滿鮮國境通過貨物關稅輕減に關する取極に準し同様の關稅輕減を受くへき趣旨の了解兩國政府間に成立せり。追て本件改訂税率實施期支那政府より公示ありたるときは更に之を告示すへし。

大正八年五月十七日

外務大臣 子爵 内 田 康 哉

第二項 特惠を享くる貨物

- (イ) 滿洲より鐵道により新義州以遠の各地に仕向けらるる有稅貨物。
 - (ロ) 新義州以遠の各地より鐵道により滿洲に仕向けらるる有稅貨物。
- 原則としては右の兩者で即總て貨物は鐵道便によることを要し新義州以遠の地より輸入せられ又は新義州以遠の地に

輸出せらるることを要するものであつて水路新義州に到着し更に鐵道によつて滿洲に輸入せられ若くは新義州より水路輸出の目的を以て鐵道によつて滿洲より輸出せらるる貨物に對しては關稅輕減の特惠を與へられない。故に滿洲發新義州到着の鐵道貨物に對しては輸出稅の全額を徵收せらるるが左記の貨物に限り三分の一の拂戻を受くるものである。

- (イ) 新義州に於て地方的消費に供せらるるもの。
 - (ロ) 滿洲輸出の日より二年以内に更に鐵道によつて新義州以遠に輸送せらるるもの。
- 特惠貨物の證明方法は輸出入申告書に送狀明細書と貨物通知書の寫を添付し尙該貨物の新義州以遠より若くは新義州以遠へ運送されたることを證明す。

新義州發送の輸入鐵道貨物が特惠を受くる爲には新義州稅關の發給にかゝる船便にて到着せるものに非ることを明記せる輸出免狀又は運送免狀を申告書に添付することを要す。

新義州到着の滿洲輸出貨物が輸出稅の三分の一拂戻を受けんが爲には前記(イ)の貨物に對しては新義州稅關の發給にかゝる輸入稅支拂濟を證明せる輸入免狀を添付申請するを要す。(ロ)の貨物に對しては安東稅關をして原輸出貨物たることを識別せしめ得るに必要な細目を記載せる新義州稅關發給の運送免狀を添付するを要す。

第三項 子口半稅に對する取扱

三分の一減を受けて輸入せられたる貨物の滿洲内地に輸送せられたる貨物の抵代稅即子口半稅は海關稅の三分の一即既納額の三分の二の半額である。

北滿の東支鐵道による輸出入の特惠品目に對する子口半稅は右と同様特惠關稅率の半額であるが南支の陸路特惠の場合

合は之と異り輸出入正税の半額とす。

四、特惠輸入品の滿洲移出の場合

- (一) 三分の一の特惠を受けて輸入せられたる貨物が鐵道によつて滿洲以外の條約港若くは支那本土に入る場合。
 - (二) 三分の一減税を受けて安東に輸入せられたる貨物が海路滿洲の他の港若くは支那本土に輸送せらるる場合。
- の兩者の場合に於ては輸入税の經減額即三分の一及子口半税に關しては三分の〇・五を補納することを要す。
- 右の如く滿洲内に於ては特惠貨物は何等補納を必要とせざるも安奉線の各驛に關して東支線に於けるが如き減税區域の規定を置かざるが爲安東及滿洲開市場以外の停車場地に輸入せらるる貨物に對し内地税賦課に付往々面倒なる問題を生ずることある。

第四項 安東通過石炭及電流の輸出税問題

(一) 撫順炭の安東輸出税問題

撫順煙臺兩炭礦に關しては日支間に明治四十二年(宣統元年、一九〇九)の滿洲五案件に關する協約並に同四十四年撫順煙臺兩炭礦に關する細則の協約並細則があつて課税其他に關し規定を置て居る。

即滿洲五案件に關する協約は其第三條に日清兩國政府は撫順煙臺兩處の炭礦に關し和平商定すること左の如し。

甲、清國政府は日本國政府が上記兩炭礦採掘權を有することを承諾す。

乙、日本國政府は清國の一切の主權を尊重し並上記兩炭礦の採炭に對し清國政府に納税することを承諾す。右税率は清國他處の石炭に對する最惠の税率を標準として別に協定すへし。

丙、清國政府は上記内炭礦の採炭に對し他處の石炭に對する最惠の輸出税率を適用することを承諾す。

と約し而兩炭礦に關する細則に於て

第一條 南滿洲鐵道株式會社以下單に會社と記すは撫順煙臺炭礦(以下單に兩炭坑と記す)の石炭に對しては坑口原價の百分の五の割合を以て算定したる鑛産税と清國政府に納付することを承諾す。但し坑口原價は出炭高一日三千噸(英噸以下同じ)未滿に止まる間は毎噸庫平銀一兩を定め又一日三千噸を超過するときは日本貨幣一圓と定めて税額を計算す。

第二條 會社は海により輸出する兩炭坑の石炭に對して毎噸海關銀十分の一即銀一錢の割合を以て算定したる輸出税を清國海關に納付することを承諾す。

陸路を経て朝鮮又は露國に輸出する兩炭坑の石炭に對する輸出税は追て別に協定すべし。

第三條 前二條の納税は北京に於て議定せられたる滿洲案件に關する協約成立の日即明治四十二年九月四日(宣統元年七月二十日)以降の石炭に適用し會社は同日以後の採炭に對する鑛産税を清國政府に納付し又會社が同日以後清國海關へ納付し來りたる過納の輸出税は毎噸二錢の割合を以て清國政府より會社へ還附すへし。

將來の鑛産税に就ては會社は毎年四回即日曆一月、四月、七月、十月に各前三箇月分の税額を清國政府の指定する收税委員に納付す又輸出税に就ては毎月一回成るべく其の前月分の税額を其の地の清國海關に納付す。

第四條 兩炭坑の石炭にして船舶自體の消費の爲積載輸出せらるる場合には海關の例規により取扱はるゝものとする。

第五條 會社は自用の石炭には鑛産税を課することを得ず但其の數量は一日七百噸と定む。

第六條 兩炭坑の石炭に對しては第一條又は第二條によりて課税する外各種の税金釐捐賦課金手数料等を課することなし但し他處の石炭にして兩炭坑の石炭よりも課税を輕減せらるゝものあるときは會社も亦之に均霑するの權利を有すへし。

前項釐捐等免除の報償として會社は年額日本貨幣五萬圓を第三條第二項に準し四期に分ちて清國政府に納付す。

清國官憲は兩炭坑の石炭に對して釐捐等免除の旨を各省一般に周知せしむるの手續を執るべし。

一 鑛産税として坑口原價の百分の五

二 輸出税毎噸銀一錢

三 釐金、賦課金、手数料等免除の報償として年額金五萬圓

の課税を受くるものである。最近年度に於ける鑛産税の納税額次の如し。

撫順炭礦	昭和元年	三十二萬〇七百五圓九十九錢	昭和二年	三十三萬八千二百六十四圓三十九錢
煙臺炭礦		六千五百五十五圓六十錢		六千八百八十八圓十錢

然るに此處に注意すべきは兩炭礦炭の安東輸出税問題である。

前記の如く海口よりの石炭の輸出税は銀一錢となつて居るが陸路朝鮮並に露西亞輸出の場合の輸出税に就ては別に協定することになつて居るが(前記細則第二條第三項)其協定なるものは現在迄も出来てないのである。

安東輸出に關しては滿鐵會社としては必要上明治四十五年四月二十五日附總裁名を以て安東海關長に照會し同年五月十一日附安東海關長より總稅務司の訓令に基き海口輸出と同額即每噸銀一錢の輸出税を納付すべき旨の回答があつて安東經由朝鮮への陸路輸出税は每噸一錢の割合で納税し來たのである。

然るに大正二年六月より安東通過鐵道貨物に對する關稅輕減の取極め日支間に協定せられたる爲め安東經由陸路輸出の石炭も同協定に基き三分の一減を享けんことを安東海關長に對し要求せるが撫順煙臺炭の輸出税は特別協定にかゝるものであるから三分の一減の特恵を享くべきものに非ずとの回答があつて特恵を受くることは出来なかつた。

當時の石炭に對する輸出税は

- (イ) 湖北、安徽、江西、開平、本溪湖、撫順、山東産のもの 一噸に付 海關兩〇・一

(ロ) 其他のもの

一噸に付 海關兩〇・三

であつた。然るに一九一七年五月十八日の總稅務司の次の如き訓令に基き石炭の輸出税は一律に噸當り一錢沿岸貿易税五分となつたのである。

總稅務司訓令

一九一七年六月一日以降支那産石炭輸出税を噸一錢(海關税)沿岸貿易税を噸に付五分とす。

此規定はより優良なる (More favourable) 既得特恵を侵害せず。

此處に於て撫順煙臺炭は輸出税に關しては何等最惠の取扱を受くるものでなくなつたのである。依つて滿鐵は更に大正十三年安東稅務司に對し三分の一減享受方の要求を爲した。安東稅務司は之を總稅務司に依陳し總稅務司より正式抗議として外交部へ提出する様回答があつた。

依つて滿鐵は北京公所經由駐日公使を通じて撫順炭の輸出税毎噸一錢の額は一九一七年支那産炭の輸出税一律に一錢を課せらるるに至つて何等特定の税率でなくなつた。且安東經由陸路朝鮮輸出の他石炭が三分の一減の特典を享有せば却て特別協定ある撫順炭よりも税率減せらるる結果となり千九百九年の日清協約第三條に依る滿鐵社炭に對する最惠税率の適用を受くる條約(前記滿洲五案件に關する條約第三條丙號)に悖ることとなる。仍て此の際千九百十七年の一般石炭の輸出税が一錢に改定せられた時期に遡り陸路輸出の數量に對し三分の一減税の特典に浴し度しと交渉する處があつた。

右に對し支那外交總長は滿鐵の撫順煙臺の兩炭坑の石炭に對し輸出税毎噸一メースを賦課するは前清宣統元年(明治四十四年)日支兩國協議の細則に特定せる處であつて未だ兩者間に特定税率を協定せざる他項貨物と同じからず隨つて

安東通過鐵道貨物の特惠を受けるを得ず又又地方石炭が一九一七年毎噸一メースに改定せられたるも決して三分の一減を享有することはないよつて滿鐵の主張する如き地方炭に比し撫順炭は高率の輸出税を賦課せられ其最惠の取扱を受けずとの點は誤解なり。之を要するに鐵道により輸出する石炭は三分の一減を以て徴收し竝に先に納付せる餘額税金を返還せられ度しとの滿鐵の要求には應じ難しと回答する處があつた。

滿鐵は尙右に對し次の如き理由を擧げて安東經由陸路朝鮮輸出炭の輸出税輕減方を要求した。

一、特別協定税率貨物(撫順煙臺炭)を安東經由特惠關稅貨物より除外する理由なし。其證據次の如し。

(1) 條約上の根據なし

(一) 安東經由鐵道貨物の減稅特典に關する第一條

(二) 滿洲五案件に關する日清協約第三條の丙

(三) 撫順煙臺兩炭坑に關する細則第二條

右の諸規定を見るも何等特別協定税率の貨物を國境特惠關稅より除外する語句なし。

(2) 理論上より見て之を包含するを正當とす。何となれば國境に於ける特惠關稅は兩國民双方の便宜の爲且つは兩者の交通貿易を容易ならしめ兩國親善を促進する國際的互惠に基くものであるから特別協定税率にも之を適用するを至當とす。

二、假りに特別協定貨物は國境關稅より之を除外せらるゝとするも安東經由陸路朝鮮輸出の石炭に就ては何等の協定なきが故に特別協定貨物に非ず。

三、支那側が他の地方炭の取扱につき三分の一減稅の取扱を爲さざるを以て撫順煙臺炭の減稅を拒絶するは不當なり

(1) 支那地方炭に對し三分の一減稅の特典を與へざるは不當なり。

(2) 若し支那地方炭が事實上安東經由輸出せられざりしものとするも之によつて三分の一減稅の理論を否認することを得ず。

(3) 若又事實上地方炭が輸出あるに不拘此取扱を爲さざるは支那は明かに一九一三年の減稅特典に關する取極に違反するものである。

右の如き抗議に對しても支那側は只撫順煙臺兩炭坑の石炭の海口輸出に對しては海關兩一錢を課するは兩炭礦細則に關する細則に規定する處であつて且民國六年に輸出炭を一律に一錢に輕減したるは亦特許に出づるものであつて共に普通稅則に同じからず故に國境關稅は此特別取扱以外に更に輕減課稅する能はずと拒絶するのみであつた。

(二) 電流の安東輸出稅問題

大正八年安東附屬地より對岸朝鮮の新義州に電力を送つた此の電流の國境通過に對し支那稅關が輸出税を賦課せん事を主張し日本は其の不當なるを唱へ遂に供托金を提供して今日に及んでる。

日本側の主張

一、電流は經濟的價値を有するも商品でない、現行關稅率に何等明文なく且つ世界的にも之を商品として課稅したる慣習がない、課稅は元來有體物にのみ課すべきもので無體物は其目的物とはならない。

二、支那の現行關稅率は協定に係るもので支那側一方のみの意志に依るべきものでなく、之に對し支那は

安東にて製造したる電流を對岸新義州電燈會社へ販賣する一種の販賣品で且中國の土地にて製造し朝鮮に送達販賣す

る營業性質に屬するを以て中國に於ける製造貨物海外積出販賣の例に照し輸出税を賦課すべきものである。然るに強硬説を主張する日本の學者は發電所の所在地たる安東は排他的に日本の行政權の許に置かれてある鐵道附屬地である、主權は支那にあるにせよ課税は行政權に屬すべきもので日本のみが課税權を握つて居る譯である然も日本所屬の土地へ直接日本の行政區域内に生産したるものを輸出するに當り支那が課税するの權ありや否やは論評の餘地がないと云ふのにある。

第三節 間島方面に於ける特惠制度

沿革の目に述べた如く間島對朝鮮の陸路貿易に對する特惠制度は久しく懸案になつて居た處漸く一九一九年(民國八年)八月一日より實施せらるることとなつた。

即其特惠を受ける貨物は間島琿春地方より陸路琿春税關及延吉分關を經由して北鮮地方に輸出せらるる各貨物並北鮮地方から琿春税關及延吉分關を經由して間島琿春等に輸入せらるる貨物に對しては安東通過鐵道貨物の關稅輕減に準じ輸出入關稅の三分の一を輕減せらる。

而右の運貨區域に就て「間島琿春等の處」とは運貨區域を該地方に限定するものであつて琿春税關及延吉分關を經由して輸入せらるる各貨物の仕向地並仕立地に關し右二地方以外廣き推定を受くべしと了解せらる。

支那外交總長發在支帝國公使宛間島方面陸境關稅三分の一減稅方承認の公文(大正八年五月三日附)

以書翰啓上仕候貴國政府は間島經由日滿陸路貿易は明治三十八年滿洲條約附則第十一條に依り當然最惠國待遇を享く可く從て前記間島地方を經由する貨物に對しては安奉鐵道經由貨物及其他の陸路を經由する貨物に關する協定に準じ輸出入稅共に三分の一を輕減すべき趣旨提

議に相成候處滿鮮陸路國境貿易に關しては曩に既に東清鐵道運貨物と同様減稅方承認すること相成居候様思考被致候に付本國政府は貴國政府今回の提議に對しても事同一に屬するものと認めて當然之を照辦可致即ち北鮮に近接する間島琿春等の地方より陸路琿春關及延吉分關を經由して北鮮地方に輸出せらるる各貨物並北鮮地方より琿春關及延吉分關を經由して前記間島琿春等の地方へ輸入せらるる各貨物は一千九百十九年議定の支那改訂稅率實施の日より以後民國二年日支間調印の朝鮮より滿洲に輸入せられ滿洲より朝鮮に輸出せらるる安東經由鐵道貨物に對する減稅辦法に照して之を辨理すべき旨を茲に聲明仕り以て劃一に歸せしめ度此段及回答候 敬具

在支帝國公使より支那外交總長に交附せる間島方面運貨區域の

諒解に關する覺書(大正八年五月十日附)

拜啓陳者北鮮地方と之に接近せる貴國諸地方との陸路貿易に關し本月三日附貴國を以て貴國政府に於ては北鮮接近間島琿春税關及延吉分關を經由して北鮮地方より前記間島琿春等の處へ運往する各貨物は一千九百十九年議定貴國の改訂稅則實行の日より大正二年日支調印の朝鮮より汽車運送貨物の安東を經東三省に赴くもの並東三省より朝鮮に運送せらるる貨物の減稅辦法に依り減稅の待遇を受くべきものなる旨聲明せられ正に致了承候右貴國申辨謂「間島琿春等の處」とは運貨區域を該地方に限定するものに非ずして琿春税關及延吉分關を經由して輸出又は輸入せらるる各貨物の仕向地並仕立地に關し右二地方以外廣き推定を受くべきものと了解すべきは勿論に有之候得共後日の誤解を避くる爲念此段得貴意候 敬具

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

第一節 沿革

滿洲に於ける露支交渉は既に十七世紀に初るが主として政治的の交渉であつて商業的の交渉は住民の稀薄、産物の僅少の爲め主要なるものではなかつた。

露支間に初て締結せられた露曆一六八九年(康熙二十八年)の尼布楚條約は主として兩國間の國境の確定其他の政治的のものであつて兩國間の商取引に就ては只「兩國民は旅行免狀を所持するときは何れも他の領土に交通し及貿易を營むことを得べし」と定むるのみであつて其場所方法を定めず且關稅の點に關しても何等規定する所はなかつた。

次で一千七百二十七年(雍正五年)に締結せられたる恰克圖條約に於て商取引に關する條項は第四條にして其内容は次の通りである。

- (一) 兩國間の交易は自由なること。
- (二) 北京に至る隊商は二百人を限り三年目に一回たるべきこと。
- (三) 國境貿易の爲ネルチンスク、セレギン及恰克圖附近の國境上に適當の場所を選びて貿易場と爲し家屋を建設し籬又は柵を以て外部より見得る様之を圍むべきこと。
- (四) 北京貿易なると境上貿易とに不拘貿易品に對しては課稅せられざること。

右の後露支間に伊犁に關する通商を規定する條約締結せられたが、一千八百五十八年には陸路貿易に關して條約が締結せられた。前者は伊犁地方の貿易を規定するものであつて、今日の所謂滿洲に於ける露支貿易と關係あるものは後者である。陸路通商章程は一千八百六十二年に改訂し一千八百六十九年更に改訂せられ一千八百八十一年には第三次の改訂が行はれた。此第三次の改訂は伊犁に關する條約の附屬の條約として附加せられたるもので陸路通商改訂條約と稱せられ一千九百二十二年迄實施せられたものである。第三次の改訂條約に基きて大體の説明を爲す。

- 一、兩國國境の各側百清里(五十露里)の地帯内に於ては兩國臣民は課稅せらるることなく貿易を爲すことを得。(第一條)
- 二、露國商人は蒙古及天山南北兩路に於て無稅にて貿易に従事し得、此特權は貿易發達し兩國政府間の協議に従ひ稅關稅率の制定を必要とするときに取去らるべし。(第二條及一八八一年北京條約第十二條(註))
- 三、恰克圖及尼布楚より一定の通路を経て天津へ輸出入する場合は關稅を三分の一輕減すること。(第三條以下)
- 四、露國商人が商品を輸出入する場合の稅率は支那國に於て外國貿易の爲めに定むる一般稅率表及一千八百六十二年(同治元年)露國通商の爲めに定むる追加稅率表に據る。兩稅率表に記載なきものは五分の從價稅を支拂ふべきものとす。(第十三條)

五、金銀以下二十三品種を輸出入免稅品と定む。(第十四條)

六、輸出入禁制品として火藥、銃器等一切の軍器、内地產食鹽、阿片、硝石、硫黃及鉛の輸入に就ては許可證を必要とし米及銅錢は輸出禁制品と定め、輸入免稅品として外國產米穀及各種食糧品を列擧す。(第十五條)

以上の様に露支の商業的の交渉は主として蒙古及伊犁の方面に於てであつて貿易も盛に行はれたが、滿洲に於ては既に

一八五八年(咸豐八年)以來黑龍江、松花江の航行權は露國に許され同國の商船隊も多く入つたが商業としては見るべきものはなかつた。然るに露支の貿易に大變革を與へたものは實に東支鐵道の建設である。

第二節 東支鐵道に依る特惠

極東に不凍の軍港を獲得するに急であつた露西亞は一千八百九十六年五月(光緒二十二年)支那と露清同盟密約を結び日本に對して攻守同盟を結ぶと同時に當時進捗しつゝあつた西比利亞鐵道を滿洲を通過せしむる權利を得、夫に基き同年東清鐵道條約なるものを締結して東清鐵道の建設其他に關し約する處があつた。而其東清鐵道條約第十條に鐵道による輸出入貨物に對する關稅三分の一輕減を規定した。同條に曰く。

貨物及手荷物にして露國より此鐵道を経て露國境内に入るものは一切の稅金釐金を免す但此種の貨物は手廻貨物を除くの外總て別に車輛に積載すべし、清國の邊界に入るときは其地の稅關に於て之を固封し國境を出づるときに至り稅關に於て封印を檢査し毫も開封の状態なければ通過せしむ。若し途中に於て開封したることを發見せば該貨物を沒收すべし。又露國より此鐵道を経て清國に運送し或は清國より此鐵道を経て露國に運送する貨物は各國通商の稅則に照し區別して輸出入の正稅を納付すべし、尤も此稅は稅則所定の額に比し三分の一を減じて納付す。若し内地に運送するときは通過稅を納むべし、即ち正稅の半に當る通過稅を完納したる後は各處通關の際重て徵收せず若し此通過稅を納めざれば稅關に於て稅金を納め釐金局に於て釐金を納むべし。

清國は此鐵道の交界の兩地點に於て夫々稅關を設くべし。

又同年十二月に發布せられた東支鐵道會社條例は同會社の露國政府に對する義務を定めた第三條に右と同趣旨の規定

を置てある。之と均しく清國政府より同鐵道に與へたる左記の權利は免許期間全八十年間其效力を失はざるものとす。

- (イ) 露國の一停車場より他の停車場へ通過運輸する乗客の荷物及貨物は清國關稅及各種內國稅を免除するものとす。
- (ロ) 乗客貨物の運賃及電報料等は總て清國の諸稅を免除するものとす。
- (ハ) 鐵道に由り露國より清國へ輸入し同じく清國より露國へ輸出する貨物は清國の輸出入稅を課せらるべしと雖も清國海關に於て徵收する稅率に比し少きこと三分の一なるべし。
- (ニ) 鐵道に由り輸入する貨物内地に差向けらるゝものなるときは既に徵收せられたる輸入稅の二分の一を通過稅として徵收せらるべし、然る上は其の他の附加稅を免除せらるべし若し此貨物に對し通過稅を支拂はざるときは内地に制定せられたる諸通關稅及釐金稅を支拂はさるべからず。

東清鐵道會社は東清鐵道會社條約及同條例に基き一千八百九十八年哈爾濱を中心地として工事を開始し僅か三箇年の星霜を以て一千六百哩に及ぶ東西滿洲里綏芬河間南北哈爾濱旅順間の工事を終了し一九〇二年より營業を開始するに至つた。然るに當時滿洲には營口以外に稅關の設置せらるゝことなく又既に示した東清鐵道條約第十條の第二項に基て支那は該鐵道の交界の兩地點に夫々稅關を設置する義務を負つて居たに拘らず未だ兩地點に稅關の設置を見なかつた。東清鐵道が營業を開始して間もなく一千九百四年には日本と露西亞とは滿洲に於て露國軍隊の撤兵問題に關して砲火を交ゆることとなり、同鐵道も専ら軍事輸送に従事した爲め同條約の定むる稅關設置は益々延引せられた。

日露戰爭の結果日本は寬城子以南の鐵道を獲得すると同時に遼東半島を露西亞に代つて租借することとなり、前に述べたるが如く租借地の稅關設置に關し清國と協定を締結することとなつて通商上日本と滿洲は直接の關係を生ずるに至つた。然しながら以上の如く北滿に稅關が設置せられずして同地方と露西亞との貿易が何等課稅せらるゝことなきは南

滿の我國の通商と權衡を失することとなる爲日本政府より北滿の稅關設置に就て支那政府に交渉する處があつた。

其結果露支間に一千九百七年七月(光緒三十三年五月)「北滿稅關試辦章程」[Experimental Regulations for the Establishment of Customs Houses in North Manchuria]なるものを定め且其施行規則として翌年一千九百八年五月に「滿洲里及綏芬河即ち波格拉泥赤那押兩站中國稅關暫行試辦章程」(Provisional Regulations for the Chinese Custom Houses at Manchuria & Pogranichna)を定め以て滿洲里及綏芬河に於ける稅關輸出入鐵道貨物の減稅及減稅地域を定めた。

兩章程を示せば次の通りである。

北滿洲稅關試辦章程

- 一、露支陸路通商章程は兩國國境の各側百支里以内の地帯内に於ては關稅を徵收せられざることを定め、東清鐵道條約は鐵道の交會する國境に稅關を設置すべきことを定む。
故に支那は現在に於て國境より百支里以内にある停車場に鐵道によつて運送せられたる貨物に對し當分の間課稅せざるべきことを約す。
- 二、鐵道によつて運送せらるる貨物に對し輸入正稅の三分の二を課すべき地帯の面積を確定すべし該線に於ける主要驛たる哈爾濱に於て三分の一減稅地域は停車場を中心として十支里の半徑内に在る一切の地點に亘るべし。
主要驛滿洲里、札賚諾爾、海拉爾、札蘭屯、富勒爾基、齊齊哈爾、阿什河、一面波、海林、セ河、穆林、交界站、雙城堡、老少溝、密山、寬城子に於ては各停車場より周圍五里以内とし但滿洲里、交界站に於ては百支里以内は無稅餘餘の東清鐵道停車場に在りては各三支里以内を以て減稅地域とす。
貨物が上記の地及地域より内地へ運送せらるる場合は正稅に補足せらるべく且該貨物は内地貿易の規定の適用を受くるものとす。
- 三、鐵道によつて運送せらるる貨物に對する正稅三分の一の減稅は支露の特別協定に據る然れども支那は東清鐵道によつて支那に運送せらるる貨物は露國商品のみならず總ての外國商品にも均しく適用せらるべきことに同意す。
露國は露支陸路通商章程の規定による無稅品に非る貨物に課せらるる稅額は新關稅率に據つて其正稅の三分の一を減じて課せらるべきことに同意す。

とに同意す。

四、是等協定條項は北滿稅關の試辦章程とす章程中に何等かの附加若しくは變更を要し或は該規定を支那稅關手續に調和せしむる爲め何らかの改訂を必要とするときは斯る改訂は一年以後に於て當該協定の兩當事者によつて考量せられ且決定せらるべし。
稅關に關する細則、各種地域を表示する地圖の作成、小停車場の位置等に關しては兩國代表者により速に審議決定せらるべし。

注意 右試辦章程第二條の解釋に關し疑義を生じたので支那外務部と北京駐在露國公使との間に第二條の解釋に關する覺書の交換を行つた。覺書次の如し。

中俄議定北滿洲稅關試辦章程第二條は左記一項を掲げたり即「貨物が上記の地及地域より内地に運送せらるる場合は正稅に補足せらるべく且該貨物は内地貿易の規定の適用を受くるものとす」と本條の意義は左の如し。

「上記の地及地域より内地(上記の内地及地域以外の地は悉く内地にあるものとす)に運送せらるる一切の貨物に對しては以前徵收せられざりし三分の一を補足して普通の輸入正稅と爲すことを要す」

此三分の一稅は子口半稅に代るべきものにして其支拂ありたる時はパスを發行し内地貿易規則に従つて東三省何れの地點にも運送することを許可す該パスを有せざる場合には總ての通過稅局に於て釐金其他の稅を支拂ことを要す更に輸入正稅を支拂ひたる貨物を東三省より支那本部に運送せんとする場合は更に正規關稅率に従つて半稅を徵收す。此半稅は支那本國に運送する子口半稅なり本稅を支拂ひたる場合はパスを發行し他の稅を免除す。但し該パスを有せざる場合には通過稅局に於て釐金其他の稅を徵收すべし。
上記説明の方法は規定自身と共に試験的のものにして追加若しくは變更の必要を生ずる場合には今後一箇年經過後に於て本協約締結の兩當事者間に於て協定せらるべきものなることを相互了解せり。

滿洲里及ボグラニーチナヤ兩驛に於ける清國稅關事務施行

暫定規則 (北滿稅關假規則譯文)

(四十二年一月十三日隱寫)

目次

通則 自第一條至第十六條

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

特則 貨物輸入に關する規定(第十七條至第三十條)

同上(内地輸送に關する規定)(第五十八條)

貨物輸出に關する規定(自第三十一條至第三十六條)

鐵道用貨物に關する規定(自第三十七條至第四十條)

通過貨物に關する規定(自第四十一條至第五十一條)

再輸出に關する規定(自第五十二條至第五十七條)

内地輸送に關する規定(第五十八條)

無稅品に關する規定(第五十九條)

禁制品に關する規定(第六十條)

旅客手荷物に關する規定(自第六十一條至第六十五條)

小包郵便物に關する規定(自第六十六條至第七十條)

通則 小包郵便物に關する規定(自第七十一條至第八十一條)

特則 A 清國に向け輸送せらるゝ小包郵便物(自第七十一條至第八十一條)

B 清國より輸送せらるゝ小包郵便物(自第八十二條至第八十八條)

滿洲里及ボグラニーチナヤ兩驛に於ける清國稅關事務施行暫定規則

通則

第一條 清國政府は露曆千八百九十六年八月二十七日清曆光緒二十二年八月二日(我明治二十九年九月八日)付東清鐵道敷設條約に基き東清鐵道最端驛滿洲里及ボグラニーチナヤ(綏芬河)に於て哈爾濱稅關本局の隸屬の下に稅關を開設す而して曠動洪德及穆林兩驛に於て各稅關監視所を設け貨物の輸送を監視し且つ國境五十露里の免稅地帯より搬出する貨物に對する關稅を徵收せしむ。但し東清鐵道地域内に於ける保護は清國稅關の吏員に對し十分に之を享受せしむべきものとす。

第二條 露帝國の領土へ或は同領土より東清鐵道に由り輸送せられ前記稅關の通過する貨物は清國海關稅率の三分の二の輸入稅若くは輸出

稅を支拂ふべきものとす。

第三條 兩稅關は單に關稅を徵收する外一切の内地稅其他課稅徵收の事を行はず兩稅關は東清鐵道に依て輸送せらるゝ貨物にして千九百七年七月六日及八日光緒三十三年五月二十六日及二十八日附外交文書を以て規定せる各停車場地域より内地へ向け輸出せらるゝものなることを稅關に届出つるものに對し通過稅を徵收す。但し本條規定の通過稅率は次項の如し。

一、各停車場地域より滿洲内地へ輸出する場合其通過稅は海關稅率の三分の一(即既に納付したる輸入稅の二分の一に相當する額)とす。

二、各停車場地域より清國本土へ輸出する場合其貨物は海關稅の全額(即補足三分の一をも含む)を支拂ひ且海關稅金額の半額に相當する通過稅を支拂ふものとす。

第四條 關稅又は通過稅の仕拂を受けたるときは當該稅關は受領證及證明書を交付す。

第五條 鐵道の證明書に據り滿洲里驛及ボグラニーチナヤ驛又は國境より五十露里の地帯に在る各停車場に仕向けられたる貨物は國境五十露里免稅地帯に入るものとして一應検査の上自由且つ無稅に其指定地に輸送せらるゝものとす。

第六條 荷積證に據り露國より國境五十露里の地域外に在る各停車場に仕向けられたる貨物若くは滿洲里驛又はボグラニーチナヤ驛に於て右五十露里外の他の諸驛に發送せんが爲め荷積されたる貨物は稅關の検査を受け輸入稅を支拂ふべきものとす。

第七條 滿洲里及ボグラニーチナヤ兩驛に於ける清國稅關は千八百八十一年(光緒七年)の條約及之に附屬する陸路貿易章程千八百九十六年(光緒二十二年)訂結東清鐵道布設契約清國外務部及在北京露國公使館に取換はしたる千九百七年七月六日及八日(光緒三十三年五月二十六日及七日)附外交文書に記載したる原則及千九百七年十月日追加外交文書、本暫定規則並に清國總稅務司の一般訓令に準據し其一切の事務を執行すべし。又滿洲里驛に於ける稅關は外國貿易の爲めに開放せられたる地域にあるを以て清國政府と他外國間に訂結せられたる諸條約にも亦準據することを要す。

第八條 稅關は貨物の輸送をして遲滯なからしめ且露清貿易上の利益を謀る爲め貨物の通關を迅速ならしむる爲め必要なる一切の手段を執るべし。

第九條 滿洲里及ボグラニーチナヤ驛に於ける稅關に必要な事務所、倉庫、貨物保管庫及吏員の宿舎に充つべき建物は清國政府自辦にて

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

之を建設すべし而して該兩驛に於ける露清兩國各稅關諸建物所在の場所は相互の協議を以て互に相接近したる地區に之を選定し以て一方の稅關より他方の稅關へ輸送する書類及貨物をして停滯ならしむべし。

第十條 滿洲里及ボグラニーチナヤ驛に於ける東清鐵道所屬の建物中前條記載の要求に應じ得るものある場合に於ては鐵道との協定により一定の借料を以て之を稅關に貸付することを得而して東清鐵道は一般に稅關の費用を以て其建築圖案に基き稅關に必要な一切の建物の建築を引受くることを得。

第十一條 滿洲里及ボグラニーチナヤ驛に於ける露國稅關は旅客及手荷物検査の爲め其検査所の清國稅關の使用に供すべし。

第十二條 清國稅關建築物(事務所及倉庫)並に其建築物内の卸荷は稅關自ら之が防備上任すべきものとす。然ども車輛内の貨物にして稅關が鐵道の封印を取除がざるものに對しては猶鐵道會社其責任を負はざるべからず。

第十三條 滿洲里及ボグラニーチナヤ驛に於ける露清兩國稅關並に東清鐵道は其事務施行上相互十分共助すべし。鐵道は各郵便列車を以て鐵道沿線諸停車場に送達せらるべき清國稅關の包裹の輸送を無手数料にて引受け且沿線稅關事務の爲め往復する清國稅關吏員に對し協議の上若干の無料公用乗車券を發給すべし清國稅關より發する電報は通常の料金を仕拂ひ鐵道會社の電信を以て通信し得るものとす。

第十四條 事務を敏活に處理し用語を一定且地方清國人民の便利を謀らんが爲め稅關事務に關係を有する鐵道用各種文書用紙表記標札等に露文と清國文を漸次經驗に基き併記する事とすべし。

國境停車場に於ける清國稅關東清鐵道及露國稅關間に於ける交渉を便宜ならしむる爲め對外通信は露文を以てしもし必要の際は清國文を添付する事とし又清國稅關より發する文書も亦必要の際露國文を添付すべし。

第十五條 滿洲里及ボグラニーチナヤ驛を通過する貨物に付き其荷主又は代理人不在の場合に稅關手續を済ます爲に東清鐵道は兩驛に於て稅關代辦所(Customs Agencies)を設け置くものとす。但し稅關代辦所の業務施行に關する條件及權限は東清鐵道と清國稅關との間に特別協議を以て決定するべし。代辦所が税金を仕拂ふ必要がある場合に於ては現金又は東清鐵道の手形を以て提供すべし。

第十六條 貨物と稅關とに差出したる稅關文書と相違せること發覺したるときは稅關は之を沒收し若は其取計により罰金を課すべし。

特 則

貨物輸入に關する規定

第十七條 露國より滿洲に向け輸送する貨物は滿洲里及ボグラニーチナヤ驛に於ける各稅關の検査を受くべきものとす。此場合國境五十露里免稅地帯に於ける或地點に差向けられたる貨物は稅關に於て其中に清國輸入禁制品無き旨の證明を受け即時無稅通關するものとす。但し本條に掲げられたる貨物は發送者の希望により稅關の承諾を得て其輸入したる稅關の封印の儘哈爾濱送達し検査を受け税金を支拂ふことを得。

第十八條 滿洲に輸入する貨物の検査は露國稅關より清國稅關に交附する荷積證複本に據り施行するものとす。清國稅關は荷積證交附の時より二十四時間以内に検査に着手するものとす各列車輸送の貨物に對する検査は最も速に施行し検査開始の時より四十八時間以内に遅滯なく施行し了るべきものとす。若し右期限に反する場合に於ては稅關は其事情を具したる始末書を作製し哈爾濱稅關本局に提出し複本は之を鐵道荷積證書に添付すべきものとす。

第十九條 左記の項目は必ず荷積證書に記入することを要す。發送人の姓名、受取人の姓名(可成)は發送の場所(發送の停車場)送達の場合貨物の名稱、數量及重量、包装の様式、記號、標札、番號、貨物の價格(可成は)立會ひたる鐵道吏員の署名。

第二十條 荷主は荷積證書の複本の外貨物の送狀、明細書並に貨物の價格、品質及數量を詳記したる他の證書類を稅關に提出することを要す。

第二十一條 前記荷積證書複本の外鐵道代辦者は稅關に對し比較の爲め列車目録及貨車目録を提出す。

第二十二條 荷積證書を受付けたる後稅關は一部の貨物を卸し外部の検査をなし或は任意に若干の包装を同封したる上、其包装物が全く荷積證書と相違なきことを確めたる場合に於ては荷積證書に示されたる數量により徵稅額を算定す又證書面に幾分の相違或は嫌疑ある場合に於ては稅關は貨物を車輛より卸し開封の上之を検査す。

第二十三條 滿洲里又はボグラニーチナヤ驛より鐵道により滿洲鐵道沿線へ任向けらるゝ貨物は稅關之を認知し且つ發送人が之に關する願

書を税關に提出したる場合に限り發送し得るものとす。

五十露里地域内の停車場に仕向けられたる貨物は其貨物中には一切輸入禁制品なきことを税關に於て確められたる後即時無税通過せしむ。五十露里地域外の土地に差向けられたる貨物は提出せられたる願書により検査し有税品に付ては輸入税を徵收す。五十露里免稅地域内の一停車場より同地域外の他の停車場に仕向けられたる貨物は嚇勒洪德及穆林兩驛に設立せらるゝ清國税關監視所に於て検査を受け有税品に付ては課税せらるゝものとす。

第二十四條 徵收せらるべき關稅を支拂ひたる上は貨物は直に税關監視所を通過せしむ。税金を支拂ひたる證據として税關は受領證を交付し其貨物に對し關稅の再徵收を免れしむ。

第二十五條 荷主の希望により一組の貨物中の各部に付き賦課したる部分的の稅額を示したる受領證を交付することを得、該受領證に付ては別に手数料を支拂ふべきものとす。

第二十六條 前條の受領證は三年間效力あるものとす。

第二十七條 清國輸入禁制品發見の場合税關は之を沒收す。

第二十八條 輸入の場合輸入税のみを納付し更に國境地點若くは停車場地域より内地へ轉送せんとする外國貨物は本則第三條に規定する通過税を納付し通過證明書を受くることを得。該證明書に依り内地通過の際一切の内地税を免せらるゝものとす。

(註) 本條の規定は未だ確定せず。

第二十九條 荷主又は其代理者の希望により輸入税を支拂ふと同時に通過税を納付することを得。通過税納付の場合税關は通過證明書を交付し内地通過の際一切の内地税を免せしむ該證明書を有せざる貨物は内地税を課せらる。

(註) 本條の規定は未だ確定せず。

第五十八條 停車場地域内の一地點に仕向けられたる貨物にして輸入税を支拂ひたるものを其通過したる税關又は哈爾濱税關本局に對し輸入税仕拂濟の證明として滿洲里又はボグラニチナ驛に於ける税關の交付せる受領證と共に申込書を提出し本規則第三條に規定したる税率の通過税を支拂ひたる時は内地に向け輸送することを得。

關係税關又は哈爾濱税關本局の税金支拂の證據たる受領證上の記載により貨物を検査し徵税したる後此等税關は荷主に對し上記の通過證明書を交付す。

(譯者付記 本條は税關書類の順序に従ひたるものなり)

第三十條 荷主の希望により通過證明書は全貨を一括して一通を交付し或は荷主の見込に従ひ區々に分ちて別々に交付することを得。

貨物輸出

第三十一條 滿洲内地發の列車が滿洲里又はボグラニチナ驛に到着したるときは鐵道吏員は税關に對し列車及貨車目録並に積荷證書複本二通を提出す。

第三十二條 輸出税は税關の検査に依り免稅五十露里國境地帯外の露國停車場に向け發送さるゝ貨物に對してのみ課せらるゝものとす。

第三十三條 滿洲より發送する貨物は最初清國税關に於て検査を受け清國の税率により輸出税額を定められ而して後該貨物は更に露國税關に移され露國の税率に據り輸入税を課せらるゝ尤も貨物の停滯を避けむが爲め事宜により露清兩國の税關は同時に共同検査を行ひ課税をなすことあるべし。

第三十四條 清國輸出税を支拂ふべき貨物は其納付以前にて於鐵道に由り露國に向け發送することを得ず。

第三十五條 清國輸出禁制品は清國税關之を沒收す。

第三十六條 露國に仕向けらるゝ貨物にして輸出税を支拂ひ滿洲里又はボグラニチナ驛に輸送せられたるものは輸出税支拂濟の證書の提出し且其包装物が外面的検査を受けたる結果證書細目と相違せざるに於ては清國税關は更に徵税せらるゝ事なく通過せしむべきものとす。

鐵道用貨物に關する規定

第三十七條 東清鐵道線路の建設工事並に修理用の一切の物品及材料は全く税關の課金、税金及其内地税を免除せらるべきものとす。

第三十八條 前條に掲げられたる貨物に付ては鐵道會社は税關に對し積荷證書複本二通を提出し税關は特に哈爾濱税關本局の訓令ある場合を除き積荷證書の明細書と包装及貨物箇數とを検査比較したる上直に之を通過せしむべし。

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

七〇

第三十九條 前記荷積證書複本二通には該貨物が東清鐵道の所有に屬し其使用に供せらるゝ物品なる旨を證明せる東清鐵道發給の證明書と通知書とを添付すべし。

第四十條 第三十七條に掲げられたる材料又は物品を他人に賣却又は轉交せんとするときは其不必要又は破損の理由を税關に通知する事を要す。税關に於ては其事情如何により許可を與へ有税品に付ては税金を徴收す。

通過貨物に關する規定

第四十一條 露西亞帝國の一地方より滿洲を経て他の一地方へ鐵道に由り輸送せらるゝ通過貨物は輸入停車場通過に際し露清兩國税關の附したる封印の完全なる場合には税關は即時故障なく無税通過せしむるものとす。

清國税關の封印は露國税關の封印を施したる後に車輛に貼付せらる。

第四十二條 東清鐵道は税關に對し前條に掲げられたる通過貨物荷積證書の通知書複本二通を交付す。

第四十三條 一税關の封印が途中に於て毀損又は紛失し而して他の關稅又は鐵道の封印に故障なく且其封印が貨車目録に記入せられたる事項と相違せざるときは輸出税關は其貨物に對し内部の精密なる検査を要せず其境車の通過を許可す。

第四十四條 輸入停車場に於て捺したる封印の全部が毀損又は紛失し若は其封印の一部が貨車への積込上何等の故障なく若は貨車が途中に於て毀損し貨物の積換を要する場合に於ては其毀損を發見したる停車場は直に其輸入税關並に最寄税關に其旨を打電し其返電を受け受する迄車輛を抑留す。

第四十五條 電報を受け受したる税關は特別吏員に命し封印の毀損又は紛失の理由を取調べしめ又は右取調方を鐵道會社に委任し或は取調の爲め其輸出迄該貨車の發送を許可すべしものとす。

第四十六條 事件發生の場所又は輸出税關に於て取調又は検査し且證書と對照して貨物が全然之と相違せざるときは故障なく通過を許可すべしものとす。

第四十七條 封印の毀損又は紛失したる貨車には事件發生の場所に於て更に新封印を付し其輸出税關迄輸送す。而して荷物證書中には其發生の事實を特記すべし。又特別に税關吏が検査の爲めに派遣せらるゝ時は事件發生の場所に於て付したる鐵道の封印の外更に税關の封印

を付すべきものとす。

税關吏不在の時は鐵道の封印のみを付して貨車を發送せしむ。

第四十八條 貨物が不足し又は證書と相違せる場合に於ては税關は検査の上其不足又は相違の理由を確むる迄該貨物を抑留しもし検査により鐵道の不都合(又は取締不行届)なる事が證明せられたるときは其殘存貨物は沒收せらるゝものとす。而して尙紛失せし有税貨物の税金は鐵道より徴收すべし。

(譯者附記) 本條は當地税關の通知によれば未だ決定せず是れ未段、而して以下は露國委員が同意せざりしに依るならん。

第四十九條 脱線其他不可抗力により貨物に不足、紛失又は相違を生ぜしときは鐵道は税關に對し其責を負はず。但右の場合に於ては鐵道は適當なる方法を以て殘存貨物の盜難又は紛失等を防ぐべし。

第五十條 前條の場合に於て若し其殘存又は毀損貨物を其場所にて賣却せんとするときは豫め税關の許可を受くべし。而して其賣却貨物引渡前に購買者は輸入税(及通過税)を課せらるべき場合は同稅共(を)支拂ふことを要す。

第五十一條 税關の検査に依り鐵道吏員の罪狀發覺せられたるときは其税關は之を鐵道當局者に通知し適當なる處分をなさしむべく又鐵道當局者は其處分の決定を税關に回報すべし。

再輸出に關する規定

第五十二條 清國より外國貨物を再輸出をなす場合には清國海關に於て適用さるゝ後條の規定に基き疊に徴收せられたる輸入税の拂戻を受くるものとす。

第五十三條 輸入税を納付したる外國貨物は其納付の日より三年内に再び清國より輸出する場合には關稅拂戻證(Drawback Certificate)の形式を以て疊に納付したる輸入税の拂戻を受くることを得。

第五十四條 該税金拂戻證書は税關に於て割引を爲さずして輸出入税の支拂に對し之を受納すべきものとす。但希望により現金と交換することを得。

第五十五條 税關は税金拂戻に關する荷主の權利を實證する證書提出の日より三週間以内に税金拂戻證書を交付すべし。但貨物が其輸入の

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

七一

際作成されたる證書と全然相違せず特別なる記號及標札を付したる原來の包装内に存し且つ拂戻請求の税金が特定期間内に事實上支拂はれたる場合に限るものとす。

第五十六條 検査により貨物と證書との相違を證明せられ又詐偽の事實が發覺せられたるときは貨物は沒收せらるべきものとす。

第五十七條 外國貨物に對する税金拂戻請求の際詐偽の事實が發覺せられたるときは税關は其見込を以て或は拂戻を請求せられたる税金額の五倍以内の罰金を科し或は該貨物を沒收すべし。

第五十八條 第二十九條の次にあり。

第五十九條 千八百八十一年陸路通商章程、第十四條に據る輸出入無税品即金銀、地金、外國貨幣各種、製粉、セーゴビスケット、罐詰肉及野菜、乾酪、牛脂、菓子、外國製衣服、寶石類、銀細工物、各種香水及石鹼、木炭、薪、洋鹽、外國製、葉煙草及葉卷煙草、葡萄酒、麥酒、酒精飲料、家具及船具、旅客の手荷物、文房具、毛氈類、又物、外國藥品、玻璃及玻璃製品は滿洲里又はボグラニイチナヤ驛を経て一方若くは他方へ輸送するに際し其他税關は之を無税通關せしむるものとす。

旅客の手荷物、金銀、地金及外國貨幣を除き前項に列擧せる各種物品を内地に轉送する際は從價百分の二半の通過税を支拂ふべきものとす。

本條未だ確定に至らず清國側の主張によれば右無税品の規定は只個人の使用に供する物品にのみ適用せらるゝのみにして一般の商品に付ては課税せらるべきものとす。

第六十條 千八百八十一年陸路通商章程第十五條に據り輸出入を禁止せられたる左記物品はボグラニイチナヤ及滿洲里驛を通過する場合に於て密輸出入と認め沒收せらるゝものとす。品目下の如し。

火藥、砲彈、砲、小銃、旋銃、拳銃及一切の火器、軍器及軍需品、鹽阿片
米及清國銅貨は前記の物品と同様清國より滿洲里及ボグラニイチナヤ驛を経て輸出することを禁ず。

旅客手荷物に關する規定

第六十一條 旅客の手荷物は検査の上無税通過す。

第六十二條 手荷物とは一般に旅客の携帶するものにして旅客自身の使用に供し又は旅行に必要な一切の物品を云ふ。

第六十三條 若し旅客手荷物中に輸出入禁制品を發見する場合同品は沒收せらるゝものとす。

第六十四條 手荷物中に課税品にして普通貨物の性状を有し或は其數量過多にして一見商賣的のものと認定し得る物品あるときは其所有主は検査に先ち之を届出づべきものとす。若し此届出を爲さざるときは該物品は沒收せられ其所有主は罰金を課せらるべし。

(註) 旅客手荷物に關する現行清國海關規則に變更を來したるときは鐵道終點に於て海關の例に従て設置せる清國税關の規則にも等しく其の變更を及ぼすべきものとす。

第六十五條 露國より滿洲に來る旅客及其手荷物の検査は露國税關吏立會の上清國税關吏之を行ふ此際露國の法律に據り清國へ向け輸出を禁止したる物品の發見されたる場合之が處分方は露國税關に移さるゝものとす。滿洲より露國に赴く旅客及其手荷物の検査は清國税關吏立會の上露國税關に於て之を行ふ而して清國の輸出禁制品發見の場合には之が處分方は清國税關に移さるゝものとす。此際輸出税を課すべき物品に對しては課税せらるべし。

小包郵便物に關する規定

通 則

第六十六條 清國に向け輸送せられ又は清國より發送せらるゝ小包郵便物は一般の規定に従ひ他の貨物と同じく税關の検査を受け並に税關の支拂をなすべきものとす。

第六十七條 減税並に免税に關する一切の規定は等しく小包郵便により停車場地域に出入する貨物にも之を適用すべし。

第六十八條 鐵道により輸送せらるゝ通過小包郵便物は其輸出入に際し一切課税せられざるものとす。

第六十九條 小包郵便物は一般の規定に従ひ輸出入税の外通過税金又は釐金税を支拂ふべきものとす。

第七十條 清國に輸入し又は清國より輸出することを禁ぜられたる物件は之を小包郵便物として輸送するを得ず。

A 清國に向け輸送せらるゝ小包郵便物

第七十一條 清國內地へ送達せらるべき小包郵便物には羅馬協約の小包郵便物規則に示されたる書式に従つて作成せる税關通知書二通を添

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

付することを要す(委細は協約第六條第一項參照)

第七十二條 稅關通知書には左の諸項を記載することを要す。

發送の場所、在中品名、個數、總量及純量、在中品價格、包裝の形狀、配達の場所及受領者の姓名。

第七十三條 小包郵便物が滿洲里又はボグラニナヤ驛に到着したるときは其郵便局は郵便物目録二通と稅關通知書複本二通を添へ之を稅關に交付すべし。

郵便物は之を其目錄中に記載するに方り可成配達地別により之を分類する事を要す。

第七十四條 稅關は郵便物の検査の爲め其全部又は一部の提出を要求し或は吏員を郵便局に派遣し或は通知書のみにより別に検査を用ひずして通關せしむることあるべし。

第七十五條 徵稅額は其多少に拘らず稅關通知書及目錄書中に之を記載することを要す而して稅關に於て其通知書及目錄各一通を留保し其各謄本は之を郵便局に廻送す。

第七十六條 小包郵便物が免稅品なるときは其目錄及通知書中に無稅(Duty free)なる旨記載することを要す。

第七十七條 小包郵便物の受取人が稅關所在地に居住する時は稅金を稅關に納付したる上其納稅受領證を以て郵便局に至り郵便物を受取るべし又稅金は郵便局へ納付することを得べし此の場合には郵便局は其徵收せる稅金を稅關に廻送するものとす有稅小包郵便物は稅關の納稅受領證を提出するか或は郵便局に其稅金を支拂ひたる上にあらざれば受領することを不得す。

第七十八條 清國稅關の設置なき地方に配達せらるゝ小包郵便物は通知書及無稅又は「交付前徵收すべき稅額何留何哥」と記したる標札を添へ名宛人の居所の最寄郵便局に送達す(代金引換郵便物と同様)

第七十九條 郵便局が郵便物受取人より徵收したる稅金は全部受取人の負擔費用を以て其關係稅關又は哈爾濱稅關に廻送すべきものとす。

第八十條 郵便局は前條に記載したる稅關手續を執行する爲め萬國郵便規則又は露國郵便規則の定率に従ひ郵便物受取人より手数料を徵收する權限を有す。

第八十一條 郵便物受取人が其稅金の支拂を拒みたるときは該郵便物は現行小包郵便物を賣却する事に決定したるときは其稅金は購買者を

して支拂はしむべきものとす。

B 清國より輸送せらるゝ小包郵便物

第八十二條 滿洲内地より發送せらるゝ小包郵便物並に滿洲里及ボグラニナヤ驛若しくは稅關設置の地方より發送せらるゝ小包郵便物は先づ之を稅關に拂出し検査を受け有稅品は其稅金を納付したる上通關の許可を受くべし其通關の許可なきものは郵便局に於て之を受け付ざるものとす。

第八十三條 滿洲里或はボグラニナヤ驛を經由し稅金支拂濟の小包郵便物を輸送するときは郵便局は郵便物目錄に稅關通知書謄本一通を添付し關係稅關に提出すべし此種の郵便物は成るべく稅金未拂の郵便物と區別し包装すべし。

右郵便物は稅關の取計により徵稅稅關の封印の下に國境停車場迄之を輸送し輸出稅關に於て之を除去すべし。

第八十四條 稅關の設置なき地方より小包郵便物を發送せんとするときは同時に該郵便物に三通の稅關通知書を添へ郵便局に之を提出し表記價額五分の稅金を納付すべし該稅金は同時に發送者の負擔費用を以て輸出稅關に交付せらるべきものとす。

第八十五條 前條の郵便物が國境停車場に到着したるときは同驛に於ては郵便物目錄二通と稅關通知書三通を添へ之を稅關に提出すべし其徵收或は送付の稅金額は目錄及通知書中に記載することを要す。

第八十六條 稅關は通關する小包郵便物の検査の爲め其全部又は一部の提出を要求し或は郵便局(又は郵便車)に吏員を派遣し或は検査を用ひずして通關を許可する事あるべし而して目錄及通知書謄本各一通を留置し置くべし。

第八十七條 稅關を欺瞞する意思に出でたるものと疑ふべき點ありて検査の上其在中品が通知書の記載と相違せる事を發覺せられたるときは右小包郵便物は沒收せらるべきものとす。

第八十八條 表記價格の申告により小包發送地の郵便局が徵收したる稅金過少なるときは稅關は其不足額の支拂を受くる迄該郵便物の發送を延期することあるべし。

以上

右の諸規定に基き其の特惠制度を説明すれば次の如くである。

第一、無稅地帶

一八八一年二月(光緒七年)の露支改訂陸路通商章程は其第一條に於て兩國々境の各側百清里(五十露里)の地帯内に於ては兩國人民は何等の税を課せらるゝことなくして貿易を爲すことを得兩國は各自の國境規則に依り貿易を取締ることを得と定めた故に同地帯内に鐵道によつて運送せられた貨物に對しては何等課税せらるゝ事はない(北滿洲稅關試辦章程第一條)右の無稅地帯に關しては支那政府は一九一一年八月(宣統二年)陸路通商章程の改訂を要求するに際し其の廢棄を露國に對して要求する處があつた。支那の理由としたる處は國境は多數住民の生活する部落増加して、住民なき時代に定められた國境の無稅地帯の存在は種々の點に於て不都合を生ずると云ふにある。露國は陸路通商章程の改訂の要求には應じなかつたが無稅地帯の撤廢には贊意を表し一九一二年九月六日(民國元年)聲明を發して一九一三年一月十四日(民國二年)露曆一月一日露國側の無稅地帯を撤廢することとし、同時に支那側無稅地帯の同時に撤廢せらるゝに對しては何等異議なきことを表明した。支那は之の聲明に對して一九一四年五月十三日(民國四年)稅務處々令を以て六月一日より(露曆五月十九日)支那側無稅地帯を撤廢することとし此處に露支國境の無稅地帯は撤廢せらるゝこととなつた。

露支國境五十露里自由貿易地帯廢止宣言

哈爾濱稅務司佈告

爲佈告事案奉

總稅務司令開奉

中央政府訓令內開案查前所訂定之中俄交界百里免稅之條應自民國三年六月一日號記(即俄曆一千九百十四年五月十九日)取銷嗣後無論中國貨物或俄國貨物往來於中俄交界百里(即五十露里)線上經前免稅各地方一律照章納稅等因奉此應即遵照辦理合仰佈告週知此佈中華。

民國三年五月六日

稅務處處令

令總稅務司

前據總稅務司將松花江行船徵稅試辦章程擬修改並將取銷中俄國交界百里免稅擬定期日案呈復嗣又准財政部來函以中佈交界百里華境免稅既定期取銷應即由部處電濱江關公布、各等因、經本處以松花江行船徵稅章程既經修改自應由外交部照請俄使同意後另案頒布至取銷百里免稅一節早經俄使元定期現定期舉行似毋庸再要求該使同意若周折兩達外交部去後茲准復稱取銷免稅一事本屬俄使提議且彼國境內業已實行在先現中國境內定期取銷祇須按例知照原無庸耳事差商本部此次照會俄使文內即係照此辦理除修改松花江行船徵稅章程另案辦理外相應復查照即將取銷免稅日期令行公布等因前來本處查中俄交界百里免稅一事現既定期實行並經外交部知照俄使應即公布照辦所有中俄交界百里內凡前此免稅各商貨應由濱江陳春等關自民國三年六月一日起一律案章徵稅以重權務除修改松花江行船徵稅章程俟由外交部復到另案頒布外相應令行總稅務司查照將各該關稅務司遵照辦理此令。

中華民國三年五月四日

稅務處督辦 梁士詒

Abolition of 50-verst duty-free frontier zone, September 6, 1912.

"On October 25 November 7, last year the Imperial Government handed to the Chinese delegate its counter-proposals for the revision of the St. Petersburg treaty of 1881, which up to the present still remain without answer. The repeated reminders of the Imperial Government as to the necessity, in the interests of the trade of both countries, of coming to a conclusion of the negotiations already commenced for the revision of the said treaty, have not led either to the receipt of the consent of the Chinese Government to the Russian Counter-proposals or to any other new proposals regarding the question. The attempt of the Imperial Government to come to an agreement with the Chinese Government regarding the date up to which the St. Petersburg treaty should be left in force has likewise without result.

"Such a situation exists in the most injurious manner on the Russo-Chinese overland trade which, having a biennial

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

turnover, has need of settled procedure more than any other trade. The continued uncertainty as to how long the existing system of trade relations on the frontier of Russia and China will last, evokes just complaints from all side.

"In view of the above, having come to the conclusion that the Chinese Government is either unable or unwilling to negotiate a revision of the St. Petersburg treaty, and considering that Chinese Government has not availed itself of the right to a revision of trade regulations conveyed under Article 15 of the said treaty, the Imperial Russian Government, desirous of establishing a sound system for Russo-Chinese overland trade, hereby declares that it is compelled to consider the St. Petersburg treaty of 1881 as remaining in force for a further period of ten years, i.e. to August, 1921, in conformity with the stipulations contained in Article 15 of the treaty.

"Of the proposals communicated by the Chinese delegate in August last year, the Imperial Government has taken note of desire of the Chinese government to abrogate the special privilege of duty free trade in the fifty-verst zone on each side of the land frontier between Russia and China. The Imperial Government recognizes that under the present conditions when along the land frontier aseries of populated districts has grown up, the existing of fifty-verst free zone, established at a time when the frontier was uninhabited, has become in many places abnormal. This confirmed by the series of difficulties which have arisen latterly as to the true meaning of the privileges connected with the existing of this zone.

"Desiring to meet the mentioned wish of the Chinese Government, expressed through its delegate for the revision of St. Petersburg treaty, and recognizing the inconvenience of leaving the question of the fifty-verst privileged zone without decision for ten years, the Imperial Russian Government hereby informs the Chinese Government that the privileged zone on the Russia side of the land frontier between Russia and China will be abolished from 1/14 January, 1913.

"It goes without saying that the Imperial Government will not object to the simultaneous abolishment of the privileged fifty-verst zone on the Chinese side of the frontier."

第二、税 關

東支鐵道の兩終點たる滿洲里及綏芬河に税關を設置し以て哈爾濱税關本局に隸屬する支署(Sub ports)となし赫勒洪德(Horhont)及穆林(Mulin)の兩驛に關長(税關監所)を置いて輸出入貨物に對する徵稅事務を司らしめたのである。此の税關の組織は内外兩班に分れ外班は税關監視、荷物検査、倉庫監視に當り關員をして交替其職に當る事にし、監視は市内一箇所の監視所と市の周圍及國境方面の巡視とあつて巡視は自動車一臺にて一兩名の吏員晝夜約二回巡回するのである。關員は内班税關長として幫辦代理(Assistant in charge for sub port)一名あつて外に計算係三名、出納係一名、書記一名ある。幫辦代理の外は總て支那人を以て充たされてある。外班は驗官(Port officer for Examine)として露人一名書記(Clerk)として露人五名、支那人一名あつて關務を處理してある。

第三、税 率

右の諸税關を通じて鐵道によつて露國より輸入せらるゝ貨物及支那より輸出せらるゝ貨物に對する輸出入關稅は支那海關稅率の三分の一を課せらるのである(東支鐵道條約第十條、試辦章程第二條、税關假規則第二條)即ち輸入貨物に對しては一九〇二年の改訂輸入税輸出貨物に對しては一八五八年の稅率より各々其三分の一を控除せる額を以て稅率とするのである。輸入税は前述の如く其後改訂せらるゝこと二回現在滿洲里、綏芬河兩税關に適用せらるゝ稅率即ち民國十六年一月十七日より實施せらるゝものである(試辦章程第三條)

鐵道による貨物に對する三分の一減稅は露支間の特別協定によるものであるが東支鐵道によつて支那に運送せらるゝ貨物は露國商品のみならず外國商品に對しても均しく適用せらるゝものである(試辦章程第三條)

東支鐵道の各停車場には一定の地域を限りて減稅地域なるものを定め貨物が該地域内に在る時は輕減關稅以外に何等

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

課税せらるゝ事がない。該減税地域は主要驛たる否とよつて廣狹の差がある。東支鐵道の中心驛たる哈爾濱は停車場を中心として十支里を半徑として畫きたる圓内の地域を最大なるものとして、滿洲里、札賚諾爾、海拉爾、札蘭屯、富勒爾基、齊々哈爾、阿叶河、一面坡、海林、穆林、交界點(綏芬河)、雙城堡、老少溝、密門、寬城子の十六停車場に於ては各五支里以内とし爾餘の東支鐵道停車場に於ては三支里以内とした。

貨物が右の減税地域より内地に運送せらるゝ場合には輕減額の三分の一を補納する事を要し而して該貨物は内地貿易の規定に支配せらるゝ(試辦章程第二條)

右の規定に基き税關假規則は減税を出づる貨物を二つに分ち

- (一) 各停車場地域より滿洲内地に輸送する場合其通過税は海關税率の三分の一即ち既に納付したる輸入税の三分の一に相當する額。
- (二) 各停車場地域より清國本土へ輸送する場合其貨物は海關税の金額(即ち三分の一を補足し)を支拂ひ且海關税全額の半額に相當する通過税を支拂はねばならぬ。

第四、通過貨物

貨物及手荷物で露國より此鐵道を経て露國境内に入るものは一切の税金釐金を免する。但し此種の貨物は手廻荷物を除く外總て別の車輛に積載すべく清國の邊界に入るときは其地の税關に於て之を固封し國境を出る時に至つて税關が更に封印を検査し毫も開封の状態なければ之を通過せしむる。若し途中に於て開封したることを發見せば該貨物を沒收す。

(東支鐵道條約第十條第一項前段)

又税關假規則第四十一條は同様の事を定め、露國の一地方より滿洲を経て他の一地方へ鐵道に依り輸送さるゝ通過貨物

は輸入停車場通過に際し露清兩國税關の附した封印の完全なる場合には税關は即時故障なく無税通關せしむべしと定む

第五、再輸出

輸入税を納付したる外國貨物が其納付の日より三年内に再び支那より輸出する場合には關稅拂戻證の形式を以て曩に假りに納付した輸入税の拂戻を受くる事が出来る。

第六、免稅品

北滿洲税關試辦章程第三條第二項に據れば露支陸路通商章程の規定による無稅品にあらざる貨物に課せらるゝ税額云云となつて居り陸路通商章程は廣汎なる範圍に亘る無稅品を規定して居る。之によつて見れば東支鐵道による貨物は元來免稅せらるゝを原則とし陸路通商章程に定むる免稅品以外の貨物に例外として課税するものと解釋し得られる。陸路通商章程の免稅品を定めた條項なる第十四條の解釋に就ては露支兩國各々其見解を異にし露國側は該十四條に列記する品目は商品たると自家用品たるを問はず總て無税通關せらるべきものと主張し支那側は商品に及ばず自家用品に限ると久しきに亘りて紛擾を生じた爲に免稅品を定めんとしたる税關假規則第五十九條も決定しなかつた。支那は總稅務司を代表として露國公使との間に協議せしめ漸く一九一五年三月四日(民國四年)に至つて兩國間に「一八八一年聖彼得堡條約附屬陸路通商章程第十四條の定むる無稅品目表解釋方に關する協定」(Agreement concerning the correct Interpretation of the terms used in the duty Free List Contained in Rule No. 14 of the hand Trade Regulations attached at the 1881 Treaty of St. Petersburg)なるものを成立し之に基ける税金拂戻規則調印せられて茲に漸く解決したのである。其の品目二十五種に及ぶ次の通りである。

一、金 銀 地 金

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

- 一、外國各種貨幣
- 一、各種製粉、粟粉、燕麥、粉甜、麥麵を含む
- 一、「セーゴ」タバコを含む
- 一、ビスケット
- 一、罐詰肉及蔬菜凡ての魚、肉、菜にとて罐詰せるものを含み凍魚、凍肉、干魚、干肉、干菜及鹽漬魚肉、菜にして罐詰せるものは含ます
- 一、乾酪
- 一、バター、マーガリン、其他の人造バターは除く
- 一、砂糖漬、チョコレート、糖分ある罐詰果物、ジャム、果物、ジェリー糖果、菓子は之を含む、砂糖及其他菓子原料は之を除外す
- 一、外國衣服類、下着、肩掛、襯衣、シャツフロント、各種靴下、コート、ベチコート、既成コート、襟飾、外國製帽子、各種靴例は乗馬用皮鞋長靴、ゴム靴、紐付靴、ボタン付靴
- 一、寶石類、金銀及寶石を以て製造したる物、但全部骨又は其他の非貴物製、カフス釦、飾釦を含ます
- 一、銀細工物
- 一、各種香水及石鹼(毛染料、髮洗油、顔料、白粉を除く)
- 一、木炭
- 一、薪木
- 一、外國燭燭
- 一、外國煙草及同葉卷紙殘煙草(但自家用品を除く)家具及船具の項參照並に煙草パイプ及卷煙草用紙を含ます
- 一、葡萄酒、麥酒、酒雜飲料(凡て小果實より製造せる酒を含む但酒精及火酒を除く)
- 一、家具及船具、船舶會社が其所有船用として輸入し又は世帯主が自家用として輸入し販賣の目的を有せざる場合に限る

家又は船舶に備付すべき凡ての既成品を含む即繪畫、亞麻布裝飾品、玩具、蓄音機、電燈並燈用附屬品、戸用ハンドル、標札、砂糖、酒精飲料、洋燭用消耗品、紙卷煙草等但建築用の材料物品にして家屋又は船舶の一部を爲すもの及所有者が家屋を引渡す場合若は船舶を賣却する場合に於て分離する能はざるものは之を除外す。本項は出來待る限り廣義の解釋を與ふるべきものとす。

- 一、旅客手荷物
- 一、文房具、圖書包裝筆但用紙、事務用インキ、インキ壺、事務用帳簿、事務用雜品、ペン先、カレンダー
- 一、毛氈、壁用及カーペット及椅子用織物を含む
- 一、刀物、小刀、カミソリ、剪、斧、肉刀等を含みフォーク、鉋、大工道具は除外す
- 一、外國藥品、獸醫用製藥を含む
- 一、硝子及硝子製品、ベロテリー又クリスタル若くは普通硝子の食事用品、但窓硝子、ランプ、大倉被球は含ます

右列舉の品目以外の品物にして將來輸入せられ而して該物品に就て輸入者と稅務司との間に無稅なりや否やに關し協定の叶はざる場合は抗議付にて納稅すべく而して紛議は哈爾濱駐在露國領事より北京に移送し露國公使館と總稅務司との間に於て協議すること。總稅務司は支那政府の訓令を受けて露公使と協議の上事件を決定する事を得。

自家用及船舶用と記載せられたる偽の申告書の提出を防ぐ爲に支那稅關は同申告書に露國領事の副署を請求することを得尙かゝる欺瞞を防ぐに必要な方策を哈爾濱露國總領事と哈爾濱稅務司との間に協定せらるべきものとした。

Regulation for Refund of Duties under Agreement of March 4, 1915, regarding Duty-free List attached to St. Petersburg Treaty of 1881, July 27, 1915.

"1. All claims for refund of duties due under the agreement are to be presented writing to the Commissioner of Customs at Harbin. The person entitled to such refund is the original importer or exporter of goods concerned, or his proxy."

holding proper Power of Attorney, or any such person to whom the documents mentioned in the regulation 2 have been transferred by endorsement certified by the Consul concerned.

"2. Every claim must be accompanied by the following documents:

- a) The original Duty Receipt, issued and sealed by the Custom House where duty was paid.
- b) The original bill of Lading on which the goods are enumerated.

"3. Claims under Hk. Tts. 190 will not be considered.

"4. Les provisions et ustensiles de menage; employes dans les maisons et sur les navires' are free of duty only when imported, not for sale, by a shipping company for the use of its own ships, or by a householder for use in his own house. To avoid fraud under this heading the principle will be that Firms which regularly import any of the articles which come under this heading cannot claim duty free privilege for them since it is clear they do not import for private use but for sale only. But private persons importing any of these goods themselves and under their own name may claim the benefit of this article. In case of doubt, and at the option of the Customs Consularly certified applications as provided for in the agreement are to be presented.

"5. If consignee of any goods, imported hereafter, applies to the customs to have his good re-examined in order to claim the benefit of the Duty Free List (in cases, for instance, where it is alleged that the good have been wrongly classified) this will be done provided the goods at time of re-examination are in original packages, with seals, marks, etc., intact.

"6. The customs is not to be liable for any interest on duties refunded.

"7. These regulations are provisional and if found to be unsatisfactory are subject to amendment by mutual agreement.
"Done in Duplicate, signed at Harbin 14th./27th. July 1915.

第七、鐵道用貨物

東支鐵道線路の建設工事並修理用の一切の物品及材料は全く税關の課金税金及其他の内地税を免除せらる。(税關假規則三十七條)

第八、旅客手荷物及小包郵便に關する件

旅客の手荷物は検査の上無税通關を許す、但輸入禁制品なるときは之を沒收する。又手荷物中に課税にて普通貨物の性狀を有し或は其數量が過多で一見商賣的のものと認定し得る物品あるときは所有者は検査に先つて届け出づべきものであるが之を爲さざる時は沒收の上罰金を課せられる(税關假規則六一條—六五)

支那に向け發送せられ又は支那から發送せらるゝ小包郵便物は一般の規定に従つて他の貨物と同様に税關の検査を受け並に關稅の支拂を爲すべきものである(税關假規則六六條—八一條)

第九、輸出入禁制品

輸出入禁制品としては火藥、砲彈、砲、小銃、施條銃、拳銃及一切の火器、軍器及軍需品、鹽、阿片等で米及清國銅貨は之を輸出禁制品として何れも滿洲里及綏芬河税關を通過する場合に沒收せらる(税關假規則第六十條)

第三節 松花江、黑龍江河關

第一項 河關設立の沿革

露西亞が東方西比利亞の經略に従事してより支那との間に紛擾を醸したるが一八五六年五月(咸豐八年四月)愛理條約を締結し兩國の境界を確定すると共に松花江、黑龍江の航行權につき定むる處あつた。即「前略黑龍江、松花江並に烏蘇里河の航行は之を清國及露西亞兩帝國の船舶に對してのみ許容す。右諸川の航行は他の凡ての國の船舶に對して之を禁

止す。後略」更に一八八一年二月(光緒七年)ペテルブルグ條約第十八條に於て「黑龍江、松花江、烏蘇里河を航行し並に其の沿岸地方の人民と貿易を爲すべき兩國臣民の權利に關し一八五八年五月一六日愛理に於て締結したる條約の規定は之を確認す。兩國政府は前記規定の適用方法に關し協定すべし」と定め以て前記諸川の航行權を更に確認した。

露西亞は前記諸川の航行に力をつくしたるが一九〇〇年東清鐵道の建設にあたり其材料をハバロフスクより水路哈爾濱に搬入する爲め露國汽船の江上に航行するもの次第に増加し支那船舶を壓迫し殆ど其獨占する處となつた。清國は此勢に對抗する爲に一九〇八年(宣統元年)徐世昌をして松花江官輪總局(松黑兩江郵船局)を設立せしめたるも元より露國船舶に對抗する事出来ない。此處に於て清國は松花江通商假規則を定め税關を設置して以て松花江の航行權を一國の壟斷に任せず陰に各國に向つて公開を仄かし露國船舶に鐵槌を加へんとしたのである。

更に一九〇五年の日露講和條約第三條第二項に於て「露帝國政府は清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等領土上の利益又は優先的若くは專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す」と約するによつて愛理條約並に北京條約の黑龍江、松花江の獨占的航行權は之を抛棄したるものと解すべきも事實は既得權として留保せられたる態であつた。

清國政府は松花江に税關を設置するにつき露國當局の了解を得るや直ちに一九〇九年六月松花江通商假規則並に哈爾濱江關、三姓江關、拉哈蘇々江關看視所假規則を發布すると同時に哈爾濱、三姓、拉哈蘇々の各關を設置し各同年七月一日より實施徵稅事務を開始した。

松花江通商假規則並に哈爾濱江關、三姓江關、拉哈蘇々江關看視所假規則左の如し。
一九〇九年に制定せられたる松花江通商假規則並に哈爾濱江關、三姓税關及喇哈蘇々税關看視所假規則。

税關告示第五號

總稅務司を經由して接到せる訓令に基き茲に松花江通商假規則並に哈爾濱江關、三姓税關及喇哈蘇々税關看視所假規則に公布す、右規則は一九〇九年七月一日より之を實施す。

一九〇九年六月二十六日

松花江通商假規則

哈爾濱稅務司署 稅務司 エヌ、コノローフ

第一章 總 則

第一條 船舶及其貨物を分けて二種となす。

- (イ) 松花江中開放地たる哈爾濱、三姓間のみに航行する船舶若くは右開放地と黑龍江沿岸各地點との間に航行する船舶
- 右の船舶並に右船舶に依る貿易に對しては關稅の納附其他の事項に關し清國內河沿岸各開港場に行はるゝ規則を適用す。
- (ロ) 内河航行汽船章程の適用を受ける船舶にして各開放地と未開放地たる新站其他の内地各地點の間を航行するもの。
- 右の船舶及右の船舶に依る貿易に對しては支那本部に於けると同様の貿易に關する諸規則を適用す。
- 右船舶にして若し一時松花江より黑龍江諸港に向ふ場合に於ては歸航する迄内河航行券を在喇哈蘇々三姓税關看視所に交附すべきものとす。

第二條 税關官吏は來航する船舶に立入且つ出港許可の後之を檢査す。

税關官吏は船舶に對し碇泊中何時よりも又船舶の何れの部分たるを事とはず立入りを要求することを得。

第三條 港内の凡ての船舶は當該税關の指定せる地點に拔錨すべきものとす。

第四條 税關の許可を得たる後に非れば船客の上下又は貨物の積卸をなすことを得ず。許可なくして積卸を爲したる貨物は之を沒收す。

第五條 積荷證及税關書類に到着の際之を税關に提出すべきものとす。

黑龍江より來り又は黑龍江に向ふ總ての船舶は特別積荷證を喇哈蘇々税關看視所に提出すべきものとす。

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

特別積荷證には搭載せる全貨物船積の場所及内外の仕向地を記さすべし。

第六條 積荷證には貨物各箇の記號番號及其内容を明にし載貨全部(無稅品を含む)を正確詳細に記さすべし。

船長は積荷證に署名して其誤なきことを保證すべし。

第七條 積殘し貨物は再検査の爲め即時之を提出すべし。若し提出を怠りたる時は積殘し貨物たることを否認せらるべし。

第八條 各船舶は碇泊若は航行中船舶内に入り来る稅關又は内地看視所官吏の請求ありたる時は檢閲の爲め其書類を提出すべし。

第九條 搜索を爲すため稅關雇員を船舶に派遣し或は看視の爲め右雇員を船舶に乘組ましむることあるべし。

第十條 稅關は隨意に船に封印を施すことを。

船舶は載貨積卸を爲すへき港に到着し必要なる許可を得る迄封印を破毀することを不得。許可なくして之を破毀し又は船を開くときは五百海關兩を超へざる罰金に處せらるべし。

第十一條 日曜又は祭日に於ける貨物の積卸若は船客の上下に對しては特別許可狀手数料を徵收す。日曜以外の日と雖も所定の船舶時間(午前六時より午後六時迄)以外に於て貨物の積卸又は船客の上下をなすとき亦同じ。

第十二條 船長は水路の變化船舶事故、航路標の破損、難破其他重要なる事件を稅關に報告すべし。

第十三條 左に掲ぐる貨物は之を禁止す。

火藥其他の爆發物、彈丸、大砲、獵銃、小銃、拳銃、硝石、亞鉛其他一切の軍需品及軍用器具、鹽、船舶中に發見せられたる武器は武器携帶許可狀に記さし自衛又は船内用のものなることを明にしたる者に非れば之を沒收す。

穀、米、清國銅貨及銅錢の輸出は之を禁す。

外國其他銅貨、銅貨、銅錢の輸入亦同じ。

第十四條 關稅規則及同章程に違反したる船舶は開港場に行はるる罰金に處せらるべし。

違反數回に及ぶ中は該船舶の松花江航行を禁止す。

右規則は一年間の試験的假規則にして其の時に至り必要ありと認むときは追々改正せらるべきものとす。

特別なる港則檢疫規則及特別許可狀武器携帶許可狀等の下附に關する規則は追て公布す。

第二章 關稅及賦課金

第一條 總ての船舶及貨船は積量百五十噸以上なるときは一噸四錢の割合を以て積量百五十噸若は百五十噸以下なるときは一噸一錢の割合を以て四箇月に一回噸稅を納付すへきものとす。

第二條 輸入稅は一九〇二年の改正輸入稅率によりて之を徵收し輸入抵代稅は改正輸入稅率により其半額を徵收す。輸出稅は一八五八年の一般稅率によりて之を徵收し沿岸貿易稅及輸出紙代稅は一般稅率により其半額を徵收す。稅表に記さしせられざる貨物に對しては輸出と輸入とを問はず從價五分を徵收す。

第三條 改正輸入稅表に依り無稅通關許さるる貨物左の如し。

外國米、穀類、麥粉、金銀貨及地金、印刷したる書籍、海圖、地圖、定期刊行物、新聞。

第四條 外國諸港より輸入する貨物にして

(イ) 三姓又は哈爾濱に向ふものに對しては荷揚港に於て條約處定の輸入稅を納付すべし。

(ロ) 内地各地點(開放地に非ず)に向ふものに對しては
(一) 喇哈蘇々、三姓間に於ては喇哈蘇々稅關看視所に出頭し條約處定の輸入稅及輸入抵代稅を納付するか若は後者に代へて航行中の仕向地に於て課せらるべき總ての地方的賦課金を納付すべし。

(二) 三姓、哈爾濱間に於ては三姓に出頭し條約所定の輸入稅及輸入抵代稅を納付するか若は後者に代へて航行中及仕向地に於て課せらるべき總ての地方的賦課金を納付すべし。

第五條 內國產の貨物中

(イ) 開放地を經由せずして一内地々點より

(二) 開放地を經由せずして他の内地々點に到るものに對しては荷積地途上仕向地に於て課せらるべき總ての地方的賦課金を納付すべし
(三) 開放地を經由して他の内地々點に到るものに對しては開放地に於て條約所定の輸出稅及荷積地途上及仕向地に於て課せらるべき總

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特恵

ての地方的賦課金を納付すへし。

右條約所定に輸出税は當分其半額を徵收するに止む。

(三) 他の開放地を經由せずして開放地に到るものに對しては荷積地及途上に於て課せらるべき地方的賦課金及開放地に於て條約所定の輸出税金額を相當する關稅を納付すべし。

此處に所謂金額は當分其半額を徵收するに止む。

(四) 途上一箇若は數箇の開放地を經由して開放地に到るものに對しては荷積地及第一の開放地に到る途上に於て課せらるべき總て地方的賦課金第一の開放地に於て條約所定の輸出税及仕向地たる開放地に於て沿岸貿易税を納付すべし。

(五) 哈爾濱、三姓間の内地々點を經由して外國の港に到るものに對しては輸出抵代税若は三姓に到る途上に於て課せらるべき總て地方的賦課金の外別に三姓に於て輸出税を納付し三姓、喇哈蘇々間の内地々點を經由して外國の港に到るものに對しては輸出抵代税若くは喇哈蘇々に至る途上に於て課せらるべき總ての地方的賦課金の外別に喇哈蘇々に於て輸出税を納付すべし。

開放地より

(一) 途上開放地を經由せずして内地々點に至るものに對しては荷積を爲したる開放地に於て條約所定の輸出税を納付し更に途上及仕向地に於て課せらるべき地方的賦課金を納付すべし。

條約所定輸出税は當分其半額を徵收するに止む。

(二) 途上一箇若は數箇の開放地を經由して内地々點に到るものに對しては荷積を爲したる開放地に於て條約所定の輸出税及沿岸貿易税を納付し更に最後の開放地通過後の途上及仕向地に於て課せらるべき總ての地方的賦課金を納付すべし。

(三) 開放地に到るものに對して荷積をなしたる開放地に於て條約所定の輸出税を納付し更に仕向地に於て條約所定の沿岸貿易税を納付すべし。

(四) 外國の港に到るものに對しては荷積を爲したる開放地に於て條約所定の輸出税を納付すべし。

第六條 關稅及賦課金の納付を證明する書類は清國に於ける開港場に行はるゝ規則に依り之を交付す。

一 開放地より他の開放地に到る貨物にして右の書類に記載なきものは之を沒收す。

第七條 賦課金及關稅は清國の開港場に於けると同じく輸入貨物に對しては貨物か關稅の看守を離れざる前輸出貨物に對しては荷積を爲す前に納付すべきものとす。

第八條 再輸出貨物及抵代税納付證に記載せられたる貨物は關稅により清國の開放地に於けると同様の取扱を受くる權利を有す。

第九條 貨物は關稅に届出たる後に非されは之を發送することを得す。右の届出ありたる時は關稅は貨物を檢査したる後關稅を徵收し發送許可狀を交付す。

第十條 虚偽の積荷證を提出したる船長は條約に定めたる五百海關兩の罰金に處せらるべし。

船舶の搜索に因り發見せられたる貨物にして積荷證に記載なきもの若くは禁制品は總て條約及清國の他の開港場に於ける慣例に依り之を處分す。

積荷證に記載せられたる各項の貨物中船内に發見せられざるものと雖も之れに對しては夫々關稅を納付すべきものとす。

哈爾濱江關假規則

一、總ての入埠船舶は到港後船舶に關する書類或は領事發給の文書及其搭載に係る總ての貨物荷積證を三姓或は喇哈蘇々關稅に於て交付したる封書中の書類と共に提出すべきものとす。而して之と同時に船舶の航行途上に於ける各寄港地名及各寄航地に於て揚卸したる貨客記載の覺書を提出するものとす。

一、凡て出埠船舶が出帆せんとする時は積荷指圖書番號包裝の記號番號貨物の品目等の搭載貨物全部の明細書を仕向地別に於て提出すべきものとす。

此荷積書は關稅の文書と對照せられ而して若し何等違法の點なきを認められたる場合船舶に關する書類は船長に返付せられ或は出帆證明書を交付せらる該證明書は領事より前記船舶に關する書類を受取り且つ出帆し得べき權利を船長に與ふるものとす。

一、開放地に輸送すべき關稅支拂濟の貨物に對しては貨物目錄及關稅支拂證明書を發給す該證明書は到港地の關稅に提出の爲め封書として船長に委託するものとす。

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

九二

一、未開放地若くは外國商埠に仕向けたる關稅支拂濟の貨物に對しては其荷主に關稅支拂濟の證明たる稅關の受取書を交付す。

三姓稅關假規則

一、黑龍江より來航入埠の船舶は到着に際し喇哈蘇々稅關看視所より封書の儘受取りたる船舶に關する書類及荷積書を稅關に提出すべきものとす。若し船舶が喇哈蘇々三姓間の某地點に寄航したるときは其途中に於て揚卸の取扱を爲したる貨客に關稅追加調書を提出すべきものとす。

一、船舶が上流に向つて出帆せんとするときは哈爾濱稅關の爲に最初取扱の貨物及三姓に於て積込みたる貨物の荷積書を同稅關に提出の爲め封書として船長に交付せざるべからず。

一、哈爾濱より出航する船舶は入埠の後其船舶證書類荷物目録在中の封書及船舶内に在る總ての貨物仕向地別貨積書を提出すべき者とす該荷積書には途中寄航の未開放地に關する追加證書此等の地點に於て上下の取をなしたる貨客に關する事項を含む。

一、船舶が下流に向つて出帆せんとする時は最初取扱ひたる貨物の箇數を指示したる荷積書及三姓に於て積込したる貨物の追加調書を提出すべき者とす若し總てが稅關の文書と一致し成規に反せざる時は船舶書類及其他の書類は之を返附し船舶の出埠を許可す。

喇哈蘇々稅關看視所假規則

一、黑龍江より來航する船舶は入埠後船舶書類及全搭載貨物に關する包裝の記號箇數等及別々に其仕向と仕向地を詳記める荷積書を提出すべき者とす。

一、貨物と荷積書とを照合したる後其一通は記録用として留置し其他の一通は必要の事項を記入し喇哈蘇々稅關看視所の印章及當該官憲の署名を施し次の稅關に提出の爲め封書として船長に交付する者とす。

一、開放地に立寄ることなく他の場所に寄航する船舶は内河航行證を携帯し内河航行規則を遵守すべき者とす。

一、黑龍江に往航する船舶は検査を受ける爲め停船すべき者とす。而して其場合船舶に搭載する全貨物の荷積書を提出すべき者とす。該荷積書には途中揚卸の取扱をなせは貨客に關する員數を記載す内河航行證は稅關に納付すべし之に違犯する船舶は罰金に處す。

黑龍江上に於ける稅關に就ては一九〇九年六月哈爾濱稅務司署稅務司は其稅關布告に於て愛理稅關も向ふ一箇月間内に稅關を開始する旨を公布せるが七月十四日に至り愛理稅關假規則を公布し同年八月一日より之を實施せり。即左の如し。

愛理分關假規則

船 船

第一條 凡そ船舶は入港後出港許可證書を受領し未だ出港せざる際に於て稅關員の臨檢を受くべし。

第二條 船舶は港内稅關員指定の場所に停泊すべし。

第三條 貨物又は乗客は稅關許可證書を受領したる後に非されは積卸又は昇降せしむべからず。若し許可證書を得ずして妄に貨物の積卸をなすときは其貨物を沒收すべし。

第四條 船舶入港せる時は船舶證書積荷證書其他の稅關より發給せる書類を稅關に差出し検査を受くべし。

第五條 積荷證書は船内貨物の數量種類記號等を詳記すべし(免稅品も其内に詳記すべし)但し露國通商地仕向けの貨物は唯だ概略な記載するを以て足る。

第六條 積荷證書は船長に於て記名調印し錯誤なきを證明し若し錯誤あるときは船長其の責に任す。

第七條 船舶事故により其積込貨物の一部を積殘せる時は直に之を稅關に届出て検査を受くべし若し之を怠りたる時は稅關は其積殘し貨物たるを承認せざるべし。

第八條 稅關の必要の場合には船に封印を施すことを得。該封印は船舶其豫定の積荷又は陸揚港に到達せる後稅關の許可を受くるにあらざれば之を破毀することを得ず。若し稅關の許可を受けずして妄に封印を破毀し船舶を開放せる時は海關兩五百兩を違えざる罰金を課せらるべし。

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

九三

は先づ手数料を納め特別許可書を受くべし。

第九條 航路の變更、意外の海損又は標識の流失沈没其他航海日誌に記載するに足る事實は各船長より成るべく税關に報告すべし。

第十條 火藥其他各種の爆發物、大小砲、散彈、礮銃、新舊各式軍銃、拳銃、硝石、硫磺、白鉛其他一切の軍器軍需品並に鹽は全く運送を禁止し若し船上に於て軍需品軍器等を發見せるときは護身用又は船舶用たるを證明する書類なき時は之を沒收すべし。又米穀及清國用の各種銅貨は之を外國に輸出するを禁止し外國産の銅塊は之を輸入することを禁止す。

第十一條 出入船舶此規則に違反するものは清國各開港場に於ける現行規則に遵つて之を處罰す。

以上各條は假規則にして一年間施行試験し若し將來實行不便の點あれば隨時修正し完全を成すべし。

特別港務規則檢疫規則及免許狀發給規則又は軍器携帶其他の免許狀發給規則は後日制定施行す可し。

税 明

第一條 船舶又は曳船は四箇月毎に一回噸税を納むべし凡載量百五十噸以上の者は毎噸一回海關兩四錢を納むべく百五十噸以下の者は毎噸海關兩一錢を納付すべし。但し此種噸税は本年は之を徵收せず將來徵稅期限其他の事項確定するを待ちて徵收を行ふべし。

第二條 外國貨物輸入税及抵代税は光緒二十八年制定の通商輸入税則により之を徵收し清國貨物の輸出税抵代税及沿岸貿易税（輸出税の半額）に關する徵收事務は均しく咸豐八年制定の税則により之を徵收す。但し前記兩税則に規定なき貨物に付きては輸出入共に從價百分の五を徵收す。

第三條 露清國境を距る一百清里以内の露國內地より發送せる貨物にして原產地證明書を受け愛琿又は國境を距る百清里以内の清國內地に於て販賣を行ふ者は當分輸入税を免す。

第四條 黑龍江沿岸の露國地方より清國へ輸入し國境を距る一百清里以外の清國內地に仕向くる貨物は輸入税を完納すべし。若し其仕向地を明記せざるときは唯だ輸入税受領證書を交付し其仕向地東三省開市市場たること明なるときは免稅證書を交付すべし。

第五條 黑龍江沿岸清國地方より輸入し國境より一百清里以内の地帯に於て販賣する外國貨物は當分其輸入税の賦課を免除し若し百清里以外の内地に運往する時は輸入税を完納すべし。若し其仕向地を明記せざるときは單に受領證書を交付し若し其仕向地東三省開市市場たるこ

と明なるときは免稅證書を交付すべき者とす。

第六條 愛琿に於て輸入税を完納したる外國貨物を内地に轉運する時は内地關稅に於て通過税或は釐金税を納むるか又は抵代税を納め三聯單を受領するときは其途中に於て再度の課税を免るべき者とす。

第七條 黑龍江又は松花江沿岸清國地方より仕入れ來たれる土貨は左の三方法により取扱ふべき者とす。

(甲) 他の開市場稅關の發給したる免稅證書を携帶せる土貨の輸入は無稅とす。

(乙) 他の開市場稅關の輸出正稅完納證書を携帶せる者は尙沿岸貿易税（即ち輸入税の半額）を完納すべし。

(丙) 他の開市場に非らざる地より仕入れ來たれる貨物は輸出税を完納すべし。

以上乙、丙兩項の課税は當分國境を距る一百清里以外の清國內地に向ひ運送する貨物に對してのみ愛琿分關に於て成規の税を徵收し國境を距る一百清里以内の清國內地に運送する貨物に對しては當分課税を行はず。

第八條 本港の產出にかゝる土貨は之を露清國境を距る一百清里以内の清國內地又は露境を距る一百清里以内の露國內地に輸出する時は當分の間免稅を行く者とす。

第九條 輸出すべき土貨を他の開市場に運往する時は愛琿に於て輸出税を豫納し受領證書を領受するか又は輸出税及沿岸貿易税（輸出税平額）を納付し免稅證書を受領すべし。

第十條 内地より國境を距る一百清里以内の地帯に運送し來たれる土貨又は愛琿より國境を距る一百清里以内の地帯外に運送する清國産及外國産貨物して未だ納税を了せざるものは國境を距る一百清里の線上に設けられたる陸驛子等の稅關支局に於て之を完納すべし。但し愛琿稅關に於て輸出入税を納付するか若くは愛琿稅關に於て輸出入税を完納する場合は陸驛子其他の稅關支局に於て保證書を差入るか又は現銀を供託して擔保となすべし。

第十一條 輸出税及沿岸貿易税（輸出税半額）納附の土貨は入港の日より十二箇月以内に之を外國に再輸出す此場合に於ては沿岸貿易税納付證書を稅關に差出し沿岸貿易税拂戻證を要求することを得。

輸入税納付済の外國貨物にして清國各開市場に於ける現行規則に依り外國に再輸出を行ふときは前納輸入税の拂戻證を受くる者とす。但

し此再輸出貨物は黒河税關出張所に於て黒龍江を経て輸出せざるべき貨物たることを證明するを要す。
第十二條 外國輸出の爲め内地より愛理に土貨を運出せんとする者に對しては各開市場規則に従ひ三聯單を發給す。

此場合に於て商人は其請求書を税關に呈出し若し不都合ある時は輸出税六倍を納付すべき旨を誓約をなし且つ貨物愛理税關出張所に到達せる時荷主より税額の三倍を預納し六箇月以内に於て其貨物を外國に輸出すべし。其際税關は預納金中より税額の一倍半に相當する額を荷主返還し其の他の税額の一倍は輸出税に其の餘税額の半額は抵代税に充つべし。若し期限内に再輸出らなざる時は前納せる三倍の金額は之を沒收すべし。

陡溝子及大黒河税關出張所の規則は別に制定施行すべし。

以上各條規則は假規則にして一年間施行試験し若し不便の點あれば隨時修正をなし完全を期すべし。

右の諸規則發布せらるゝや露西亞は愛理條約並北京條約を無視し露當局との間に何等の協定を経ずして單獨に決定したるは違法なりとて嚴重に抗議し且露清當業者も從來輸出入貨物の無税たりしものが一般海關規則の下に課税せらるゝは不尠打撃を受くとて之が實施に反對した。當時我哈爾濱領事館より外務省に宛てたる報告を見るに次の如きものある。

松花江新通商規則及江關設立に就て露國より抗議に關する件

當地露國官憲は清國税務司に向ひに同新設されたる松花江關の撤去を求めた事件に就て既に客月三十一日は添附第一一四號を以て公報候尙之に關し露國總領事代理メンチエルスキー公爵に就き新しく糾問したるに元來露清兩國は愛理條約第二條及一八八一年伊犛事件に關するペテルブルグ條約第十八條により松花江に於ける兩國商民の自由航行權を互認し右の各項の適用方法に關しては兩國政府は再商定することに規定しおれり。然るに清國政府は斯る明文あるにも拘らず豫め露國と何等の協議を爲すことなく新規則の實施に先立つ僅か二日前に之を發表し之と同時に同以上税關を開設し多種多様の税金を徵收したるに付露國は

第一、該規則の實施に關し豫め露國に何等交渉を爲さよつし點に對し抗議を試み

第二、一時税關は貨物の壓船を許したるも右述の如き多種多様の課税を爲し輸送貨物の取扱上不便少からず大いに通商の妨害をなすを以て該税關の撤去を要求

したるも税務司は北京總税務司の訓令なき間は到底何等の處置をも執る能はざる旨主張致居り候乍然これは實際に於て同江を航行する船舶は殆ど税關の命令に服従するものも無之由に候

尙當地總領事代理の言に據れば本問題に關しては其の都度露國北京公使へ電稟し該地に於て同公使と清國當局との間に交渉中につき其結果を知るに由なきも同地よりの通信によれば通商規則に關し清國政府は露國政府と協議を爲したる意向を表はしたる趣に候右添加候 敬具 追而メンチエルスキー公爵の言に依れば客月二十七日は公第一一二號を以て申述候愛理税關規則の發表及其實施に關しても本問題に關し露國より抗議を爲したる趣有之候

右の如く露西亞は清國政府に抗議し税關の撤廢を要求したるが、それと同時にペテルブルグ條約第十八條に基き根本的規則を制定せんか爲め露清兩國代表者よりなる聯合委員會を組織して本問題を商議せんことを要求し同時に一九一〇年六月迄兎に角清國政府の制定せる規則を承認することとした。右露國の要求によりて哈爾濱に於て組織せられたる聯合委員會は爾來新規則の制定に關し協議する處ありしも清國委員はポーツマウス條約第三條により露國は滿洲に於て何等領土上の利益又は優先的若くは專屬的特權を有せず従つて愛理ペテルブルグ兩條約は自ら其の效力を失ひたることを主張し何等協定を見るに至らず此處に於て露西亞は一九一〇年四月清國政府に向つて同年六月迄に露國の權利と一致する新規則制定せられざるに於ては露國は本問題に關し自由行動を執るべき旨を通告せり。一方兩國委員會は依然主義上一致を缺き到底成案を得るの望なき爲め同年五月本件の交渉を北京にうつし「露支松花江特別委員會」に於て協議せらるゝこととなつた。

北京に於て交渉の繼續さるゝと同時に右の解決に至る迄税關用貨物船を東清鐵道附屬地の境界外に撤去すべき旨露國總領事より税務司コノワローフ氏に對し要求し四月露國領事は右の如き告示を出せり。

本日以降松花江に於て露國の國旗を掲揚する船舶による貨物の輸送者並に露國船主は清國税關の賦課する關税は之を同税關出納吏に納入せ

才露清銀行に供託すべし、將來現行假規則に據り税關賦課の税額に過剰を生ずる場合に於て該過剰額は前項供託金中より拂戻すべし。清國税關の賦課する關稅取扱のため埠頭には露清銀行員出張すべし、該銀行員は船主或は荷主が税關に納付すべき税關所定税金の支拂を證明したる特種の受領書を交付すべし。

右告示す。

一九一〇年四月二十九日

在哈爾濱 露國總領事館

斯くの如く交渉は北京の特別委員會に於て繼續されたるが其解決は依然容易ならず。其の内松花江通商假規則の實施期限も既に経過した。茲に於て支那側は多少の讓歩を爲したる結果一九一〇年八月三十一日露清兩國全權委員はペテルブルグ條約第十八條の趣旨を確認せる所謂松花江航行に關する北京議定書の調印を爲し同時に松花江航行船舶及輸出入貨物暫行規則なるもの制定公布せられた。

議定書並に暫行規則は次の如し。

松花江航行船舶及輸出入貨物取締に關する暫定規則制定に關する北京議定書

千八百八十一年二月二日の聖彼得堡條約第十八條に従ひ在北京露西亞帝國公使館と支那國外務部との間に左記の約定を締結せり。

一、本議定書に附屬し露支兩國技術代表者の調印により認證せられたる露支英三箇國語より成る「松花江航行船舶及輸出入貨物取締に關する暫定税關規則」の正文は之を審查し且裁可したり。疑義を生じたる場合には英吉利語の本文に據る。

注意 右規定の正文に掲ぐる「露支國境五十ウエルスト(百支里地帶)」なる句は露支兩國屬地間の國境に限る旨の了解あるものとす。

二、第一條に掲ぐる規則は本議定書調印の日より遅くとも三週間の期間内に哈爾濱税關長の告示に依り效力を發生するものとす。

三、該規則が效力を有する間は該規則に加へらるゝ一切の追加及變更並松花江に施行せられ又は適用せらるゝ一切の特別規則は露支間の約定に依り之を定む。

四、大清帝國海關が哈爾濱に於ける東支鐵道附屬地に對して權能を有するの事實は將來如何なる主義上の問題を論ずるに當りても前例として引用せらるべき原因となることを約諾す。

五、東支鐵道線の建設運轉及修繕に要する總ての物品及材料は松花江に於ては總ての關稅を免除す。内地に於て課せらるゝものも亦同じ。右物品及材料中には線路保護に要する總ての物件を含む。

六、在哈爾濱東支鐵道行政部及哈爾濱税關長は遅くとも本年(千九百十年)末迄に船舶により松花江より哈爾濱迄袋入又は散荷にて運搬せられ到着後直に船舶より鐵道に積換へられ若は後に鐵道に由り他に移送する爲東支鐵道會社及(又は)大清帝國税關の管理の下に一時倉庫に寄託せられたる穀産物の直通運送の受繼に關する規則を作成するを要す。但し上記積換及一時庫入兩者の場合に於ては滿洲里又は綏芬河の税關通過に際し輸出税の二回目の支拂を免除すべし。松花江より來り倉庫に庫入せられざる穀類の直通運送に對する税は滿洲里及ポクラニイチナヤ(綏芬河)驛に於て支拂ふべし。但東支鐵道會社及(又は)大清帝國税關の管理の下に哈爾濱倉庫に庫入せられたる積荷の税は哈爾濱陸揚の時に於て支拂ふべし。

哈爾濱に庫入せられ又は庫入せられずして滿洲里及ポクラニイチナヤ(綏芬河)驛を經由して外國に輸出する爲の通過證書を所持して松花江より來り且鐵道に由り滿洲里又はポクラニイチナヤ(綏芬河)驛を通過して外國に輸出

する場合に於て支拂ふべき一切の輸出税超過額の拂戻を受くべき或る種の貨物の移送に關する規則に付ては現に斯る貨物の有らざるときは現實の必要に基き東支鐵道行政部及哈爾濱稅關長間の協定に依り其の詳細規則を定むべし。但前記の必要か貨物運輸に依り明に示されたる場合たるを要す。

七、千八百八十一年の聖彼得堡條約附屬の陸上貿易に關する規則第十四條に列記せらるゝ物品に關しては松花江上の支那海關は滿洲里及ボクラニーチナヤ(綏芬河)兩驛に於ける支那海關の現在の暫定的慣行に従ふべし。即ち右物品を無税にて通過せしむるものとす。

八、噸税は當該年度の航行期の終迄引續き有效なるを以て該航行期終了に至る迄の殘餘の時日に對し按分比例を以て毎月之を徵收すべし。河川航行稅の率は哈爾濱稅關長及東支鐵道船舶部長間の協定に依る但し千九百九年六月十八日より千九百十年六月十七日に至る航行期に於て課することを得べき河川航行稅の總額は上記期間現に受くる噸税の合計の百分の二十五を超ゆべからず。

九、松花江航行の總ての穀物運送船は前記規則が現在の慣行に従ひて行はるゝ間は地方航行の穀物に對し定められたる保證金を納め各擔保を爲すことを一時免せらるべし。

十、松花江上の支那海關が其の事務を開始してより千九百十年四月二十九日に至る迄の間に於て受取り又は受取らざる使用料及税に關する總ての計算は終了したるものとす。前記使用料及税の超過額並に現に定められたる規則に従はずして右日附より該規則が效力を生ずる迄の間課せられたる使用料及税は右旨申出づる所有者の請求に基き該受取書提出の日より三週間内に大清帝國海關之を拂戻すべし。右請求は遅くとも千九百十年十二月十五日迄に爲すを要す。右期限内に爲されたる請求所屬の原受取書の提出期限は千九百十一年六月十八日迄とす。

千九百十年四月二十九日より起算し露清銀行に爲されたる特別預金の總額は新規則の有効と爲りたるときより完全に支那海關の管理下に置かるべし。

十一、松花江上の大清帝國海關は露西亞國船舶より露西亞語にて記されたる積荷目録及積荷證書を受くることを拒絶せざるべし。但積荷證書は形式及其の他の點に於て大清帝國海關の定めたるものと一致するを要す。本條約は露々兩文を對照し一致したることを認めたる後一千九百十年七月二十六日(八月八日)北京に於て二通を作成す。

議定書附屬書

松花江航行船舶及輸出入貨物取締暫定稅關規則(竝哈爾濱江關暫定規則、三姓分關暫定規則及拉哈蘇々分卡暫定規則)

千九百十年八月二十三日公布
同年八月二十九日より實施

松花江航行船舶及輸出入貨物取締暫定稅關規則

第一章 通 則

第一條 松花江に於て航行し且交易するの權利を有する船舶は左の規則に従ふものとす。

第二條 稅關吏は來着する船舶に乘組み出港免許後に於て該船舶を検査すべし港に碇泊中は如何なる時に於ても該船舶の何れの部分たりども右稅關吏は之を検査するにを得。

第三條 一切の船舶は其の入港の際該港の稅關が指示する港内の地點に投錨することを要するも一切の入港手續が迅速に處辦し得らるゝ限界内たるものとす。

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

第四條 貨物の積卸又は船航の上下船は税關の許可を得るに非れば之を爲すことを得ず。右の許可なくして陸揚若くは船積せられたる貨物は之を沒收す。

第五條 積荷目録並他關所渡の函封は船舶來着の時に之を税關に提出すべし。黑龍江より來着し又は黑龍江に向ひて出發する一切の船舶は拉哈蘇々分關に於て別に積荷目録を提出することを要す。該積荷目録は一切の積荷を記入し且一切の輸出入貨物の積出地及仕向地を明記すべし。

第六條 積荷目録は一切の積荷貨物を直實且完全に記入し(免稅品も之に記入すべし)其の商標數量及包裝内容を記載し該船舶の船長又は責任ある代理人にして其真正なることには責任をせらるべき者に署名することを要す。

第七條 積荷にして故あつて積込まれざるものは直ちに税關に提出するに非れば税金拂濟の貨物として之を認めざるべし。

第八條 船舶は其の港内にある時又は航行の途中に於て何れかの帝關海關又は帝國海關代表者たる内地局關職員が船舶に乘込み船舶書類の検査を求めたる場合には之を提示すべし。

第九條 税關職員は捜査の爲上航し又は監視の爲乗して沿途検査を爲すことを得べし。

第十條 船長又は船舶の責任ある代理人の請求に應じ税關は船口に封印を施すことを得。右封印は船舶が貨物を積卸すべき港に到着し且必要なる許可を得る迄は之を開封することを得ず。封印を開封し又は封印を施せる船口を開き詐偽を巧める者は五百海關兩以下の罰金に處せらるべし。

第十一條 日曜日、休日並に普通の日に於て所定の取扱時刻(午前六時より午後六時迄)外に貨物の積卸又は船客の上下航を爲す爲には特別許可料を支拂ふべし。右料金は本規則附屬の料金表に於て之を徵收するものとす。

第十二條 船長は航路の變更船舶に對する意外の事變、航路標識の滅失、難破及其の地主目すべき出來事を税關に報告すべし。

第十三條 下記の物品即火藥又は其の他物の爆發物、彈丸、大砲、小銃、ピストル、硝石、硫黃、亞鉛並其の他の軍器、鹽具及鹽は松花江上に於て之を運載することを禁ず。船舶内に於て發見せられたる武器にして護身用又は船舶用たる旨の證明書なきものは之を沒收す。米(有穀のもの及無穀のもの)及支那國の銅貨、銅錢の對外輸出も亦之を禁ず。

第十四條 税關規則に違反する船舶は五百海關兩以下の罰金に處せらるべし。

罰金に處せられたる露西亞帝國船舶は税關に罰金を支拂ふには露西亞國領事に對し呈訴し且請願を爲すの權利を有す。

税關が船舶に對し課したる罰金を該船舶が支拂はざるか又は該船舶が税關規則を異次侵犯せるの故を以て最高額五百海關兩の罰金に處する必要があるか又は罰金加重の必要ある場合にして露西亞國臣民が關係せるときは支那國税關は露西亞國領事に照會して該事件を更に審理せしむべし。

本税關規則は暫定的のものにして其有効期間を三箇年とす。

第三章 税 金 (稅鈔)

第一條 松花江上の帝國海關は船舶に依り運送せらるる貨物に對して専ら關稅を徵收し一切の内地稅又は其の他の税金を徵收せず。通過稅(子口半稅)及江稅(江捐)は之を徵收す。

貨物に對する一切の地方稅は船舶の抑留せらるるを避ぐるか爲に貨物積込前又は陸揚後之を得ずべし。

第二條 追て通告を發する迄目下の間現行の一般的噸稅(船鈔)制度は之を實施せず之に代り江稅(江捐)制度を定め貨物の性質及量並運送路程に從ひ附屬表所定の額を徵收す。

第三條 輸出入稅は支那國海關現行稅率(一八五八年の一般稅率及一九〇二年の改訂輸入稅率)に從ひ之を徵收す。外國貨物に對する通過稅(子口稅)は前記千九百二年改訂輸入稅率所掲の稅率の半額とす。

輸出たると輸入たるとを問はず稅率表所掲の貨物に對しては從價五分を徵收す。

第四條 露西亞港より輸入
露西亞地港より來着する貨物に對する輸入稅は該貨物の仕向地が百里(五十グエルスト)地帶外の地點なるときは第二章第三條に從ひ之を徵收す。
尤も右地帶に輸入せられたる貨物に對しては一切の稅を課せざるものとす。

通過稅(子口稅)は免稅品に對しては從價二分五厘課稅品に對しては現行稅率の半額とす。

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特恵

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特恵

第五條 土貨

一切の土貨始て哈爾濱、三姓、喇哈蘇々々在る支那帝國海關又は松花江上の他の一切の地點にして收入の理由若くは貿易の状態に依り後日帝國海關が設置せらるべき所を通過する場合には輸出税全額を完納すべし。水路に由り哈爾濱に運送せらるゝ下記の穀物即大麥、蕎麥、蕎麥の實(蕎麥仁)、高粱、玉蜀黍(小米子)、燕麥、小麥並豆及豆粕に對しては本規定を適用せず暫定的に一般輸出税より三分の一を減したるものを徴すべし。

松花江上に於て船積せられ且露西亞國境の百里(五十ヴェルスト)地帯内の一地點を仕向地とする土貨は輸出税の支拂を免除せらるゝものとす。

納税を了したる貨物に對し相當領收證を發給し該貨物か他の帝國海關に於て更に課税せらるゝを免除せしむるの證たらしむべし。

貨物が滿洲里及綏芬河(ボクランニチナヤ)各驛を通過して輸出せらるゝ場合も亦該貨物に重ねて輸出税を徴することなし。

前記の規定は貨物通過許可制度の效力に影響を及ぼすことなし。

前記の一般低減輸出税は其の納付後は之を拂戻す。

第六條 税金領收證は支那國條約港の現行一般規則に従ひて之を發給す貨物を開市場より他の開市場に運送するに當り右領收證を有せざるものは之を沒收するものとす。

第七條 貨物の輸入税は該貨物が税關より他に移送せられたる前に於て之を支拂ひ輸出税は船積せらるる前に之を支拂ふべし。

第八條 再輸出貨物及通過許可證を有する貨物は均しく支那國條約港に於けると同様の税關手續を以て之を處理することを得。

第九條 貨物を船積する前に税關に届出を爲すことを要すべし。右税關は検査徵税の上にて積込許可證を交付すべし。

第十條 虚偽の積荷目録の提出には船長又は該船の責任ある代理人は五百海關兩以下の罰金に處せらるべし。

船舶を捜査して發見せられたる積荷目録不載品又は禁制品は條約に従ひ又は或る場合には支那國の他の港の慣行に依りて之を處分すべし。積荷目録項目に記載せられたる一切の貨物は船積せられたることを發見せられたる場合に於ても其の項數に應じて納税することを要す。

哈爾濱江關暫定規則

哈爾濱に來着する船舶は齊港に際し一切の搭載貨物の積荷目録に三姓分關及(又は)喇哈蘇々分卡發給の一切の兩封書類並途中寄泊地、右寄泊地に於て上下航せる船客及(又は)積却せられたる貨物を記載せる明細書を添付して提出すべし。

出港船舶は其の出港せむとするに際し一切の搭載貨物に關し其の船積指圖書號數、商商標及包裝數、種類等の明細書を記入せる積荷目録及其の仕向地に從ひて作成せられたる各別の目録を提出すべし。右目録は税關所發の書類と之を對照し相違なきときは船舶の出港を許可す。納税済の上開市場に赴く貨物に對しては積荷證書及納税證書を發給し右證書は之を封印して仕向地の税關に引渡す爲に船舶の船長又は責任ある代理人に交付すべし。

税關檢閱所に停船せずして通過するか又は税關指定以外の地點に停船する船舶は松花江に關する規則第一章第十四條に従ひ之を處罰す。

三姓分關暫定規則

黑龍江より來着する船舶は齊港に際し喇哈蘇々分卡に於て封緘せる積荷目録を税關に提出することを要す。船舶が喇哈蘇々及三姓間の地點に寄泊したる場合には右地點に於て上下航せる船客及(又は)積却せられたる貨物に關する明細書を別に提出すべし。

船舶が上流に航行せむとする場合には從來の積荷及三姓に於て新しく積込たる積荷の各積荷目録を封緘の上船長に交付し哈爾濱に至りたる後其の税關に提出することを要す。

哈爾濱より來り下航せむとする船舶は齊港に際し積荷證書一切の搭載貨物の積荷目録及仕向地別にせる目録に内地に於て途中寄泊したる地點及地點に於て積卸せる貨物及(又は)上下航せる船客の明細書を添付して提出するものとす。

船舶が下流に航行せむとする場合には從來の積荷の積荷目録に三姓に於て積込たる積荷の積荷目録を添付して提出することを要す。税關所發の書類と照して相違なきときは船舶の發航を許可す。

税關檢閱所に停船せずして通過するか又は税關指定以外の地點に停航する船舶は松花江關に關する規則第一章第十四條に従ひ之を處罰す。

拉哈蘇々分卡暫定規則

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特恵

黒龍江より來着する船舶は、港に際し一切の搭載貨物に關し其の商標包裝數等を明細に記載せる積荷目録並仕向地及船積地別に記載せる目録各二通を提出すべし。積荷目録と貨物と對照したる後該積荷目録の一通は本税關に之を保存し他の一通は申請事項あるときは之を記入し本税關に於て記名調印の上封緘して船長又は船舶の責任ある代理人に交付し次の税關に於て之を提出せしむ。

下航して黒龍江に入らむとする船舶は檢閲を受くる爲め停船することを要す。又一切の搭載貨物及途中積卸せられたる貨物及(又は)上下航せる船客を記載せる明細書を提出すべし。右規定を遵守せざる船舶は之を處罰す。

税關檢閲所に停船せずして通過するか又は税關指定以外の地點に停船する船舶は松花江關に關する規則第一章第十四條に従ひ之を處罰す。

松花江特別許可料

税關告示第十八號を以て公布せられたる松花江航行船舶及輸出入貨物取締暫定税關規則第一章第十一條に關し總務司の訓令税に基き告示すること次の如し。

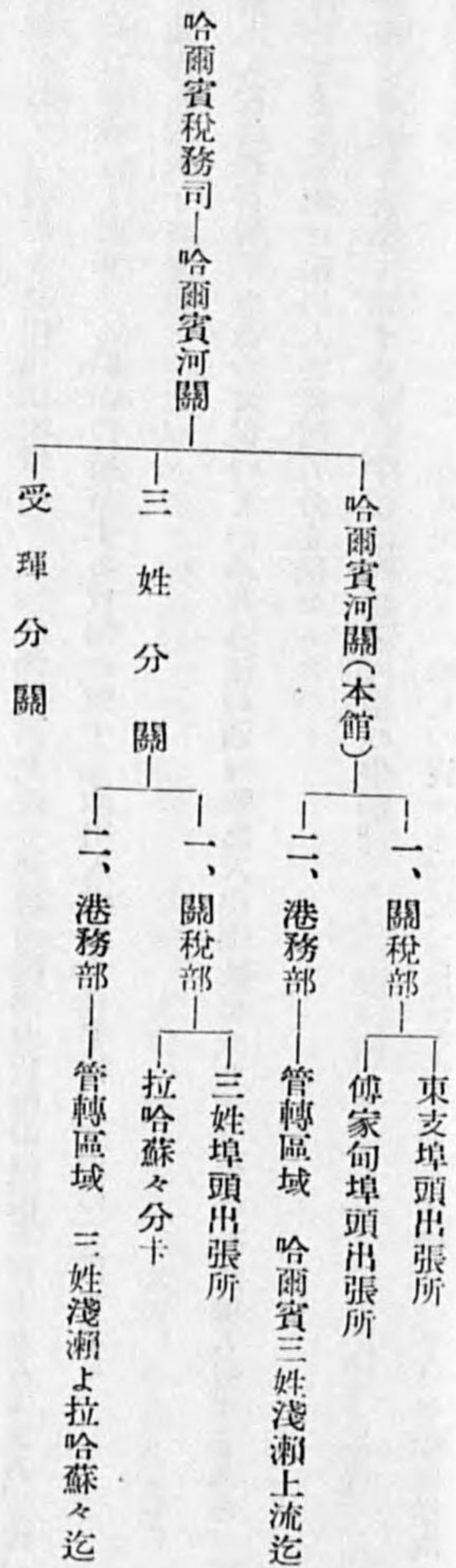
日曜日及税關の休日と定められたる日並に普通の日に於て所定の取扱時刻(午前六時より午後六時)外に貨物の積込又は船客の上下船に對し哈爾濱、三姓、喇哈蘇に於て徵收する。

特別許可料は次の率による。(海關兩)

普通日	自午前六時 至午後六時	自午後六時 至午前零時	自午後六時 至午前六時
日曜日及休日	一五	一五	一〇 二〇

船客の上下航のみに對する特別許可料は一海關兩。

以上の如く松花江河關の設立に關する露支の紛擾解決したるが設立當時の税關の分布を見るに次の如し。



第二項 松花江各關の徵稅と國境關稅

元來松花江の諸河關は其事務は單に河川航行船舶並に其輸送貨物に限られてある爲其盛衰は松花江の航行業と比例する。従つて川筋分關の如き穀物を主とするときは三姓分關にても輸出税を徵したることもある。對露輸出の盛なる時代には拉哈蘇々分卡にても徵稅事務を取扱つたこともあつたが川筋一帶に土匪の横行甚しく江上の航運を妨げれば止むを得ず一九二二年四月是等分關にては輸出入税の徵收を廢止し三姓分關を分卡とし拉哈蘇々の分卡を分關とした。これ一つは對露特に西比利亞貿易に關し陸路水路共禁制品密輸出入旺盛を極め時に支那官憲自ら税關官吏を壓迫して密輸出入を企つるもの多かつた爲め一方東清鐵道各主要驛に禁制品の検査官を派すると同時に松花江による貨客の検査に便せんとしたものである。依つて江上の徵稅事務は一切哈爾濱河關にて取扱ふこととなつた。更に愛理分關は從來哈爾濱河關の分關であつたが一九二二年十月一日より哈爾濱河關より獨立し更に滿洲里關及綏芬河關を包括して哈爾濱税關管區

となして哈爾濱稅務司の支配を受くる事になつた。即現在の組織次の如し。
三姓は哈爾濱江關の一分たりしも一九二八年(昭和三年)五月吉林省長の申請により北京稅務處令によつて貿易港たるの名義のみを存留し徵稅機關を廢止した。



松花江各稅關は松花江水運による對露輸出入品に對する徵稅事務以外に於ては變則的稅關であつて則松花江を上下する貨物に對する徵稅と及松花江流域産の貨物の滿洲里及綏芬河經由輸出の貨物の徵稅を爲すものである。従つて其徵收する稅は松花江を往來する船舶の積載する貨物に對する輸出入稅及子口半稅、江捐の三種である。

(一) 輸出入稅及子口半稅

輸出入稅は現行稅率であつて従つて一八五八年の通商輸出入稅率並に一九二三年の改訂輸入稅率である。而總て稅率表に記載なき貨物は輸出入共從價五分を徵せらる。

外國より來る貨物に對する子口半稅は前記輸入稅の半額。

露國より輸入せらるる貨物は一般外國よりの輸入の貨物と同様の取扱を受くるも無稅品の子口半稅は從價二分五厘を

徵せらる。

松花江往來の支那貨物は哈爾濱、三姓、拉哈蘇々の河關若くは分關の何れかにて初めて通過する稅關に於て輸出稅を納付するを要す。

然れども現在に於て徵稅事務を行ふは哈爾濱稅關のみであつて他關は凡て検査に從事するのみである。

松花江に由りて哈爾濱に運送せらるる雜穀即大麥、蕎麥、蕎麥實、高粱、粟、小米、燕麥、小麥及黃豆、豆粕等の各種に對しては輸出稅の三分の一を輕減せらる。

支那貨物の一旦納稅を了したるときは相當領收證を附與し他關通過の時に更に徵稅せらるることを防ぎ、又右の貨物が滿洲里及綏芬河稅關を經由して輸出せらるる場合は無稅にて輸出せらる。

其他土貨買入れの三聯單、再輸出貨物等に就ては何等支那他地の稅關と異るところなし。

更に河關と國境との關係を見るに別掲「滿洲里及綏芬河兩驛に於ける稅關事務施行暫定規則」第三十六條

露國に仕向けらるる貨物にして輸出稅を支拂ひ(註 積出地又は通過地の支那稅關にて)滿洲里又はボグラニチナヤ驛に輸送せらるるものは輸出稅支拂ひ済みの證明書を提出し並つ其の外裝的検査を受けたる結果證明細目と相違せざるに於ては支那稅關は更に徵稅することなく通過せしむ。若も相違又は嫌疑ある場合は稅關は再検査を爲すものとする。

及一九一〇年露支間に締結せる北京議定書(松花江航行に關する)第六條

哈爾濱の東支鐵道會社及哈爾濱稅務司は一九一〇年内に於て直接穀物輸送規定を議定すべし。即ち松花江より袋積又は搬積として哈爾濱に到着後船舶より汽車に積替へ又は一時取卸して積置かるる穀物は鐵道會社又は稅關より検査を行ひ後日同貨物が鐵道により滿洲里又はボグラニチナヤを通過して輸出せらるる場合には輸出稅を再徵せざるも倉庫に積置かざして松花江より直接發送するものに對しては滿洲里又はボグラニチナヤ驛にて其の輸出稅を徵するものとする。

哈爾濱の倉庫に積置かれたる貨物にして東支鐵道又は税關の検査を受けたるものは哈爾濱積出の際納税すべし。滿洲里又はボクラニイチナヤを通過して直接輸送せらるゝ松花江發の貨物が哈爾濱埠頭に積置かるるか若は其の輸出を見合せたるときは其輸出税の拂戻しを行ふ。其の輸出税拂戻規則に就ては鐵道會社と税務司との間に協定すべく目下未だ前記貨物のなきを以て本條約文内に之を掲げず。

是等の條項により現時松花江行豆の露國輸出の際は左の如く取扱はれてある。

一、松花江行豆哈爾濱到著後直に輸出税を納附する。然して此の大豆がボクラニイチナヤ(綏芬河)又は滿洲里を通過して露領に入るものは三分の一減税を適用さるる。

(註) 若も大連等に南行する場合は減税の適用を受くる事なく全額を徴收さるゝのである。

二、輸出税の納附と同時に納附の證明書を受領し之に東支鐵道が發給する運送副狀と共にボクラニイチナヤ税關に提出する。

三、ボクラニイチナヤ(綏芬河)税關は輸出税納附證明書及運送副狀面と現品とを驛員立會の下に檢證し貨物外装に相違又は嫌疑なければ其の儘通關する事を許可する。

輸出税納附の状況を見るに船舶入港すれば船長、助手又は荷主は船荷證券及輸出入申告書を税關に提出して通關手續及荷役許可を得て場荷役を爲すを普通としてある。

荷役貨物が直通聯絡貨物たるときは東支鐵道が代つて税關及貨車發送手續等一切を代辦する。輸出税納附後該貨物が輸出を見合せて市内油房等に搬入さるる場合は東支鐵道又は税關により市内搬入の證明あるものに限り輸出税を拂戻さるゝものである。

(註) 不合理な關稅制度。由之を觀れば松花江川筋に産出する大豆其他雜穀の船舶によつて哈爾濱に輸送せらるゝものは陸揚げの際哈爾濱河關にて輸出税三分の二を賦課せられて此等大豆の更に滿洲里及ボクラニイチナヤを通過して輸出さるゝ時は無税である。

然るに南下して大連より輸出さるゝ時は哈爾濱河關にて一旦受けた三分の一減を取消さるるのみならず大連船積に際し更に輸出税の全額を賦課せらる。即ち大連輸出の場合には關稅を二重に支拂はねばならぬ不合理極る制度になつて居る。

此の不合理に對して南滿と直接利害關係を有する日本側より之が改訂を抗議せるも未解決のまま殘されて居る。

國境たる滿洲里及ボクラニイチナヤ(綏芬河)の兩驛通過貨物に對しては一九〇八年五月露支間に締結せる滿洲里及ボクラニイチナヤ兩驛に關する「税關事務暫行規則」は今尙有効なる規則として存在し現時東支鐵道に依る輸出入貨物にして一八五八年(輸出税則)及一九〇二年(改正輸入税則)に制定公布せる總ての有税貨物に對しては三分の一減税を適用されてある。

(註) 右の三分の一減税に關し一九二二年民國十一年一月八日支那は露國の政情混濁たるに乗じ次の大總統令を以て右の特典の廢止を聲明した。

大總統令

支露條約及陸路通商章程は第四次の十年目に及び改訂の期に達して居る。加ふるに支露國境に於ける貿易状態は日に日に發達し最早や昔日の情態でない。依つて政府は之が改訂に際し舊條約を參酌して審議すべく之が提議は目下懸案中である。然れども現在露國の正式政府なるものが未だ成立せず従つて提議するに由なく此處に一頓挫を來した形なるも、支那政府は兩國通商の便宜上支露新條約の協定を見ざる中は支露條約及通商章程内に規定せる國境三分の一減税法及免稅區域免稅品等の各種辦法に關しては本年四月一日より繼續實行を見合せ自今露國商人により露國より輸入さるゝ貨物及支那内地より諸外國に輸出する貨物に對しては現行海關稅率により其の輸出入税を納付すべきものとす。

民國十一年一月八日

大 總統 印

大總統令

中俄所訂條約暨陸路通商章程已屆第四次十年期滿現在中我邊界商務日見發達今昔情形不同依然照原約重訂修改並應屆由中政府提議在第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

第四章 滿洲に於ける露支國境制度及東支鐵道に依る特惠

案現在俄國正式政府尙未成立無從提議政府爲利便兩國商務起見現經決定在中俄未改訂新約以前所有關於中俄條約及通商章程內規之三分一減稅法暨免稅區域免稅物品各種辦法自本年四月一日起應即毋庸繼續履行嗣後俄商由俄國運來貨物及在中國運出洋土各貨應完進出口稅項均照現行海關進出口稅則完納以昭公允此令。

大總統蓋印	國務總理	梁士詒
	外交總長	顏惠慶
	財政總長	張弧

中華民國十一年二月八日 (政府公報一月九日)

超えて海關總稅務司は同二月九日海關告示第九八八號を以て次の布告を出した。
從來露國より陸路滿洲に輸入せらるゝ貨物の特殊税の免除は單に鐵道便に據るもの而已に輸入税の三分の二を課し來れる特典は一九二二年四月一日限り露國より輸出せらるゝ外國貨物及露國へ輸出せらるゝ支那貨物兩者に對して之を廢止す。
「二八八一年の對露境界特殊免稅協約其他同様の協約は同上日附以後之を廢止す」と公布した。

同十一年二月民國外交部は更に對し

日支間の滿鮮國境の陸路貿易三分の一減税の取扱は元來露支間兩國間の陸路通商章程に均霑するの意味よりして許されたものである已に露國に對し此の特典を廢止せる以上は日本との取極も當然廢止さるべきものである。

との照會を我北京公使館に發して來たか我國は無論應じなかつた、之か爲め前項三分の一減税廢止の條例は當分實施を見合はず事となり今日に及んだのである。

第五章 滿洲特別免重徵制度と滿洲

開市場(商埠地)

第一節 滿洲免重徵制度

(Manchurians Exemption Certificate)

第一項 免重徵執照と專照單制度

通商港に輸入せられた納稅済の内外貨物が再び他の通商港に輸出せらるゝ場合に再度の課税を免るゝ方法に二者がある。一は戻税 (Reexport under Drawback) の制度であつて他は免稅單によつて輸入港で輸入税若しくは沿岸貿易税の免除を得る制度免重徵法 (Reexport under Exemption-certificate) とである。

戻税制度には外國品の再輸出の場合と内國品の再移出の場合の兩者あつて其の再輸出の仕向先が外國であると内國港なることによつて異なることがない。輸入税納済の内外貨物が更に外國又は他の通商港に再輸出せらるゝ場合は戻税證書 (Drawback Certificate) を受け再輸入港にて更に納税せねばならぬ。

免重徵執照 (Exemption Certificate) に依る即ち免重徵制度による場合は一旦納税したる内外輸入貨物が再移出せらるゝ場合に到着港に於て輸入税若しくは沿岸貿易税の重課を防ぐ爲めの制度であつて外國貿易の目的となる内外輸出入貨物をして内地市場と通商港間に於て關稅其他の内地税の重課を免れしむる子口半税 (Transit duty) の制度と共に貨物の流通を便にする方法である。而して兩制度の異なるは前者は外國貿易の目的となれる内外貨物に就て設けらるゝ制度であ

つて後者は只外國貿易の目的となれるものに限らず通商港に輸入せられたる貨物が再輸出せらるゝ場合に用ひらるる制度である。第二の點は前者は子口税の納付によつて一切の内地税の免除を受くるも後者は只關稅の重課を免れしむる効果を有するに過ぎない。

以上の説明は支那一般に行はるゝ制度であつて滿洲に在つては滬甯鐵道による貨物に對する免重徵執照制度と並んで特別の免重徵制度が行はる。要するに前記の免重徵執照に基き滿洲の特異の事情に副はしむる爲に定められたもので滿洲特別免重徵制度即ち專照單制度 (Manchurians Exemption Certificate system) が之である。

滿洲特別免重徵法は明治三十六年(一九〇三年)十月米清通商條約によつて開放せられた奉天、及明治三十八年(一九〇五年)十二月日清滿洲善後協約によつて外國人の居住及貿易の爲に開放せられた滿洲内十六都市の開市場(商埠地)設置と同時に制定せられた。

洋土各貨運往東三省各埠免重徵專照試辦章程によつて輸入港海關の發給する憑單にして輸入港に於て納稅濟の貨物の各開市場に輸送せらるゝ場合に内地税の重課を免れしむるものである。

是は元來通商地の效果たる(1)通商地に於ける外國貿易の輸出入品は輸出入税を納むる外何等の内地税を賦課せらるゝ事なし。(2)一の通商地と他の通商地との間に輸送せらるゝ外國輸入品は條約上協定の關稅を一回支拂ひ又同様の内國品は輸出税と沿岸貿易税とを納むれば足る。に基き輸入港に於て輸入税納付濟の外國品及沿岸貿易税納付濟の内國品の内地開市場に輸送せらるゝ場合の沿途の内地税及到着地開市場に於ける内地税の賦課を免れしむる効果を有する。

内外品の通商地間の無稅輸送に關する最初の條約は英清天津條約(一八五八年)第四十五條第一、二項であつて即ち次の如し。

英國商人開港場に商品を入力し既に其の税金を納め更に同一物を再輸出せむと欲するときは稅關監督官に之を願出づることを得べく稅關監督官は關稅の通脫を防ぐ爲適當の官吏をして之を檢査せしめ稅關帳簿に記入せられたる該物品に對する納稅額か商人の陳述と一致し且該物品が當初の記號を其の儘に存するや否やを見るべし。其の後該物品出港免狀及納稅額の證書を作り之を商人に交付し且他の開港場の稅關官吏に其實を證明すべし。

右一切の手續を了したる後該物品を積載せる船舶の入港に際し檢査の上萬事符合するときは船舶を開き更に税を納むるを要せずして前記物品を陸揚することを許さるべし。然れども右檢査の際稅關監督官が關稅の通脫あることを發見したるときは該物品は清國政府之を沒收すべし。

右に據れば免重徵專照(專照單)は専ら輸入外國品の再輸出の場合に限られ支那品の内國港への再移出の場合には全然除外されてゐる。かくては内外國によつて關稅上の取扱を別にされ内國品は外國品に對し頗る不利なる關係にある。依つて支那政府は支那品の内國通商港再移出せらるゝ場合にも此特扱に均霑せしむることとし一八六一年通過稅、免重徵執照並に沿岸貿易に關する規定を定め各國公使の承認を得た該規則は次の通りである。

Exemption certificate protects duty-paid foreign imports, re-exported to any port in China, against all further exaction of duty by the Maritime Customs. Native produce carried coastwise must be accompanied by a certificate that the export duty has been paid at the port of shipment, and, on leaving the second port for a third or fourth port, by a certificate that the coast-trade duty, as below defined, has been paid at the second port. This latter certificate will be granted by the Customs, if the condition of the produce imported remains unchanged, and will exempt the produce it covers from all further exaction of duty by the Maritime Customs.

免重徵執照は右の如く輸入税納付濟の外國品及輸入港に於て沿岸貿易税納付濟の支那品が再び他の通商港に再移出せらるゝ場合に再移出港海關の發行する證書であるが、此證書は再移出者に交付せらるゝものでなくて、積荷證書(Cargo-

Certificate)と共に再移出港海關より移入港海關に送致せらるゝものである。

第二項 專照單制度の沿革

滿洲に於ては明治三十六年奉天、安東、大東溝、明治三十八年盛京省の鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門、吉林省長春(寬城子)、吉林、哈爾濱、寧古塔、琿春、三姓、黑龍江省の内齊々哈爾、海拉爾、愛輝、滿洲里が外國人の居住及貿易の爲に開放せらるゝこととなつた。而して是等の土地には多く海關の設置なきため海口よりの輸移入品の該諸地方へ再移入せらるゝときに從來の免重徵執照を利用するを得ず。依つて條約上の利益を確保する爲に英國領事より右の事情に添ふ様特別の便法を講ぜむことを要求したる結果一九〇七年十一月(明治四十年十一月)清國總稅務司之が假章程を作り外務部より之が承認方を各國公使に請求した。

假章程は大體次の通りである。

一、凡そ外國貨物にして天津、牛莊、安東、大連等の稅關にて已に輸入正稅を完納したるもの及内外貨物にして已に沿岸貿易稅を完納したるものを内地に輸送するには子口單を受領するか、或は一切の内地稅局に納稅するか孰れも商人の自由便宜にして這は在來の章程により辦理する外若し東三省内新開各市場へ輸送するものは如何なる運輸に依るを論ぜず一律に專照を發給して稅金の重徵を免れしむ。該專照は章程に従ひ各項を照合檢抹し二箇月の期限内に返還せしむべし。每次專照の請求申告書内には何地へ輸送すべく貨物到着の上は檢證を得て期限内に本稅關に還付せざるときは半稅の三倍に相當する金額を納付すべき旨を明記し署名捺印して證據となすを要す。又必要の都度一々立證の煩を避くる爲前記同様の永年の保證書を差入るゝことを得。其の證書には外國商人は領事館の證明を受

け清國商人は稅務局の證明を受くべし。若し永年保證書を用ひざるものは毎回署名捺印の申告書を以て證據と爲す。其の證書及申告書の書式は稅關にて之を定むべし。

一、凡そ專照を得て新開各市場へ輸送する貨物は總て其の書面記載の數目と實數目と符合するを要す。相符合せざることあれば、專照記載の貨物に非ずと見做し原關より罰金として全貨物の數目に對する半稅の三倍を徵收せらるゝ外到着地にて符合せざる貨物を沒收すべし。

同年十一月十九日清國外務部は我駐清林公使に對し清國稅務處に於て直隸總督と商議の上牛莊に於て輸入正稅を納めて輸入せる外國貨物の更に鐵道により東三省の新開埠に輸送せらるゝものに對し一つの便法を定めて以て該貨物の輸入稅の重課を免るゝ爲に憑單を發給し該憑單は貨物の到着地にて檢印を受けて二箇月以内に原發給稅關に返還すべきこととしたが、更に稅務處は天津、安東、大連等の各關の地位も少しも牛莊の場合と異なる所なきこと又貨物が新開各市場へ輸送せらるゝに當り鐵道に由ると其他の方法に由るとによつて其の取扱手續を異にする理由なく、又清國產貨物の既に沿岸貿易稅を納めて各開市場へ輸送せらるゝものに就ては外國貨物と同様徵稅の重複を免れしむる爲に憑單を發給するを以て至當とすと認め總稅務司に訓令して外國產たると支那產たるとを問はず鐵道其他の方法にて天津、牛莊、安東、大連等の各關より新開各市場に至る貨物の取扱に關して別に試辦章程を定めたりとて前記の規則を添付して之が承認方を要求した。

林駐支公使は右の要求に對し天津其の他の在滿洲の各領事館に命じ之が利害得失を研究せしめた處當時南滿海路よりの輸入品は北方東支鐵道其他陸路に由る輸入貨物に比し種々の點に於て著しく不利益の待遇を受けて居つた。其の上更に右の如き章程の實施によつて更に一層の不便を蒙らしむることは我商人の被る困難頗る大なるものあるを認め不同意

を通告することとして明治四十一年（一九〇八年、光緒三十四年）三月外務部慶親王に宛て前記各開港場に於て正當に輸入税を納めたる貨物は更に目的地に到着の上輸入税を徴せらるゝことなきは勿論右に對しては單に專照を與へて納税済の證據となさば足り右章程の如き罰則を置くは正當の權利者に對し不當の義務を負はしむるものなり。況や北滿に於ては税關事務すら今尙誠實完全に實施せられざる折柄南滿の輸入品貨物に對してのみ斯る煩雜なる通關手續を課することは到底同意する能はず。尙各地帝國領事の實地調査に據れば、從來營口税關の發給する憑單は實際嚴格に行はれ居らず、或は之を有するものあり或は然らざるものある上貨物到着地に於ける清國側税關吏の如きは甚だ其の出張検査を煩はしがる風ありて此の點より見るも新に制定の章程の實際上勵行は甚だ困難なるべし。今假に該章程實施せられたりとせむか、之が爲在滿邦人の受くる不利不便は決して些少ならず。先づ

(イ) 輸入者にとりて該手續を行ふは容易に非ず。

(ロ) 天候其他偶發の事故によりて遅延を免れず。夫れに對し二箇月の短期間に專照を原關に返付し然らざれば半税の三倍に相當する罰金を課するは甚だ酷なり。

(ハ) 將又營口より輸入する貨物の例に於ける如く税關吏の出張にして遅延せば之が爲商人は徒らに商機を失ひ其の損失は少からざるべく殊に金銀相場の變動甚だしき時に於ては損失尙一層大なり。

右の如く本邦商人の蒙る不利益多きにより滿洲南北の貨物輸入手續の難易繁簡に鑑み清國側に於て實施を見合せられしと回答を發したり。

右の我國の回答に對し光緒三十四年三月二十八日（明治四十一年四月二十八日）支那は公文を以て種々該章程の必要を辯護したる上只專照の返還期間を四箇月に改正すべきには同意あり度しと重ねて照會せり。

其後阿部代理公使は更に該章程に於ては單に輸入有税品に就てのみ規定し無税品に關しては何等規定する處無く爲て我商人に於て無税品の輸送上實際尠からず迷惑を蒙りたる者ありしを以て有税品に就て何等か規定を設くる以上は無税品に就ても一定の辦法を設くること然るべし。尙北滿税關假規則には何等該章程の如き煩雜なる規定の設けなき旨注意する處あつた。

之に對して支那側は無税品に對しても有税品と同様免稅專照を與へ唯規則違反の場合に子口半税の三倍（七分五厘）を罰することとし又該章程の規定は滿洲里、ボクラニチナヤ、愛理等に於ても一律に遂行する事とす可しと回答する處があつた。

依て我邦に於ては種々攻究の結果該章程の規定は尙多少本邦商人にとりて不便の點なきに非るも其の上交渉を重ねるも到底貴方に於て容易に之を容るべくも見へず且又元來該章程は試辦的のものなれば暫く其の實施の情勢を見たる上實際上不都合の廉あらば更に之が改正方を請求するも一策なりと考へらるゝを以て明治四十一年九月其旨清國に照覆せり其後數年間の實施の結果一般商人に取りて不便の點尠からざる爲斷然廢棄するか或は適度の改正を加ふる必要あるを認め大正三年九月加藤外務大臣は日置駐支公使に對し大體次の如き訓令を發した。

對滿貿易伸長の一策として全然該章程を廢止し輸入品に就ては單に輸入税納付済證書（無税品の場合には無税通過證）により又土貨に就ては沿岸貿易税納付済證書によりて自由に各開市場に輸送し得ることとす可く尤も右交渉容易に纏まらざるときは現行章程中不便を除去する爲大體

一、正副二通の特別免稅證を作成し其正本は輸入港の海關自ら貨物到着地税關に送附し着荷検査の用に供し商人には其副本を交付すること。

- 二、特別免稅證を四箇月以内に商人より原關に返還する規程及之に關する罰則を一切廢止すること。
 - 三、到着地にて検査の際特別免稅證書記載事項と實際の貨物と符合せざるときは其不足せる貨物に對し抵代税を追徴するに止め半稅三倍の罰金又は全貨物の徵收處分を廢止する事。
 - 四、到着地の貨物検査を迅速簡易にすること。
- 等の改正を爲す様適當の機會に支那政府へ交渉方北京外交團へ提議す可し。
- 然るに日置公使は是より先該章程の罰則廢止方に關する牛莊外人商業會議所よりの請願を外交團會議に附議したる際首席英國公使は本章程罰則は脫稅取締上已むを得ざる制度なりとの總稅務司の意見を支持し各國公使之に賛成し外交團の容るゝ處とならざりし事實あり。又外交團より見て支那政府に對し本章程を新自開商埠地にも適用せんことを交渉したることありたる等の事情に照し改廢は容易に非ず。尙目下歐洲の戰爭にて外交團は多忙を極め斯かる問題に就て議を忙急に纏むること能はずとの回答を發し爾來專照單に就ては何等の外交的交渉無く今日に及んだ。

第三項 現行專照單制度

現行の東三省免重徵專照章程の摘要を示せば次の如くである。

- 一、天津、秦皇島、牛莊、安東、大連及北滿の哈爾濱、綏芬河、滿洲里、愛琿等の海關にて已に輸入税を納付したる外國品又は已に沿岸貿易税を納付したる支那品を更に東三省内の奉天、通江口、遼陽、海拉爾、長春、愛琿、吉林、琿春、哈爾濱、新民府、寧古塔、鐵嶺、滿洲里、三姓、法庫門、齊齊哈爾、鳳凰城、綏芬河の各開市場に輸入する場合には稅捐の重徵を免れしむる爲輸送方法の如何を問はず免重徵專照を下付す可し。專照は四箇月内に到着地の

海關又は稅局の檢印を受け之を返付することを要す。專照の下附を受けんとする者は其都度報單内に輸入地點及貨物の明細並に專照に到着地の海關又は稅局の檢印を得て期限内に稅關迄返付せざるときは半稅の三倍に相當する金額を納付す可き旨を明記し畫押の上提出すべし。若し毎回報單を作成するの煩を避けんとする者は別に相當長期の保證書を稅關に提出する事を許す。此場合外國商人は各該國領事の證印を支那商人は稅務司の證印を受く可し長期の保證書無き者は毎回提出の報單を以て之が證據に充つべし。

- 一、凡そ專照を添附して各開市場に輸入せらるゝ貨物は必ず專照と一致す可きものなるを以て兩者の相符合せる場合には之を專照附貨物に非すと看做し輸入の際通過したる稅關に於て貨物全部に課すべき半稅の三倍の罰金を徵すると共に其の不一致の貨物は之を到着地の稅局に於て沒收す可し。

一、條約に依りて輸入税を免せらるべき外國品例へば麥粉の如きものが海關にて已に輸入税の免除を受けたる後更に東三省内の各開市場に輸入せらるゝ場合には其輸送方法の如何を問はず商人の申請に従ひて專照を發給し以て沿途の稅釐並に到着後課せらるべき稅の徵收を免除す可きものとす。其保證書の提出、專照の返付及違則處罰等に關しては總て專照章程を準用す。罰金徵收の場合は貨物の評價格百兩に就て關平銀七兩五錢の割合を以て計算す。

一、正税を納付したる外國品を東三省の甲開港場より乙開港場に輸入したる後更に之を丙開市場に輸入せんとするときは前に發給せられたる專照を乙地の海關に提出して更に丙開市場に輸入する專照と引換ふることを要す。若し其地に未だ海關の設置無き場合には最初專照の下附を受けたる海關に赴きて之が引換を申請す可し。又指定の輸入地に到着したる貨物を他の開市場に分送せんとするときは其開市場の海關に原專照を返付して新に專照の發給を請はざる可からず。此場合其地に未だ海關の設置なき場合には仍ほ專照の下附を受けたる海關に赴きて之が引換を申請

す可し。但奉天には未だ海關の設置無きも便宜奉天駐在稅務司をして專照の返付引換等に關する一切の事務を取扱はしむ。

以上の規定に従つて專照單制度の要領を記せば次の通である。

一、專照を發給し得る稅關

直隸 省—天津、秦王島

奉天 省—牛莊、安東

關東租借地—大連

吉林 省—哈爾濱、綏芬河

黑龍江省—愛琿、滿洲里

二、專照附貨物を仕向け得べき開市場

奉天 省—奉天、鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門

吉林 省—長春、吉林、哈爾濱、三姓、寧古塔、綏芬河

黑龍江省—齊齊哈爾、海拉爾、滿洲里、愛琿

一、專照の發給を受け得べき貨物

一、外國品無稅品

二、外國品有稅品

三、支那産品にして輸出稅及沿岸貿易稅完納のもの

一、專照申請の方法

外國人の場合は當該國領事但大連に於ける日本人は民政署長又支那人の場合は稅關長其願書に證明を爲すことを要す願書提出の都度保證を受くる代りに一箇年間有效の保證書を提出するときは唯願書に申請人署名するのみにて受理せらる大連に於ける連絡貨物の場合は滿鐵埠頭事務所通關事務の代辦を爲すにより埠頭事務所へ保證狀を呈出を要す。代辦の場合は專照一通に付手数料金一圓を徵せらる。

一、專照單附貨物の全部又は一部を他へ轉送の場合

專照附貨物の目的地到着後更に其全部又は一部を他の商埠へ轉送する場合は到着地海關にて舊專照を新專照と換ふるを要す。到着地に海關の存せざる場合は舊專照の發給海關に願出づるを要す。但奉天海關は徵收事務は之を行はざるも專照の書換は之を行ふ。

一、罰則

(一) 專照を發給海關へ返付せざる場合

專照の發給を受けたる者は發給の日より四箇月内に到着地の内地稅局の證印を得て發給海關へ返附するを要するも期限内に返還せざるときは無稅外國品に就ては從價二分五厘の三倍、有稅外國品は輸入稅半額の三倍、支那品は沿岸貿易稅の三倍に相當する罰金を徵せらる。

(二) 專照の記載と到着貨物と符合せざるときは專照附貨物に非すと看做して貨物を沒收すると同時に右の罰金を徵收す。

第四項 專照單制の缺點

專照單制度は既述の如く本部支那の免重徵執照に倣つた輸入港と奥地商埠地間の貨物の運送に對し内地税捐を免れしむる制度であるが、商埠地間の貨物の轉運に對して何等課税せられざる事は日清通商航海條約第十條により認めらるゝ條約上の權利であつて專照單制度は唯之が確保を爲すに過ぎない。然し乍ら專照單を規定する章程の眞意は徵稅の重複を免れしむるに在るよりも寧ろ密輸入の防止と内地稅の遁脱を防ぐに在る。故に手續其他罰則頗る嚴重である。今當業者の不利不便とする點を擧ぐれば次の通である。

- 一、輸入地にて專照單の發給を受け到着地にて内地稅局の出張検査を受けざるべからず。此手数は簡單なるが如きも頗る面倒なり。
- 二、内地稅局員の検査動もすれば遅延し之が爲商人は商機を失し其損失少からず。
- 三、專照單發給に付代辦によるときは一件金二圓の手數料を徵せられ且之が發給請求の手續として銀行の保證狀若は稅金額に相當する金額を供託するの必要あり。
- 四、貨物目的地に到着したる後更に他商埠へ轉送せんとせば專照の書換を要するも其他に海關の設置なき場合の手續面倒なり。
- 五、專照の返還期日四箇月なる爲途中の輸送機關圓滑を缺き若は天候其他の偶發の事故によりて到着遅延したる場合又相場不引合等の爲貨物を持越したる等の場合四箇月の期間の到來することあり殊に最後の場合に返還後他に轉賣せんとする時に頗る不利なり。加之四箇月以内に返還せざるときは多額の罰金を課せらる。

六、貨物の検査其他に關し貨主と稅局吏員との間に紛争絶えず、且亦專照單面と貨物とが不一致の場合に罰金の外貨物を沒收せらるゝは制裁苛酷に過ぐ。

第二節 商埠地（奉天）

第一項 滿洲に於ける開市場

滿洲に於て始めて外國人の居住及貿易の爲に開かれた土地は牛莊である。英國と清國との一千八百五十八年（咸豐八年）の天津條約で開放を約したが、同地に稅關の設置せられたるは一千八百六十四年（同治三年）である。其後牛莊の外大連、安東、哈爾濱等を始めとして多數の開市場が設定せられた。

右の開港場及開市場の設定を約した條約は次の通りである。

- (イ) 米支間通商關係擴張に關する條約第十二條第二項（一九〇三年）
奉天、安東
- (ロ) 日支間追加通商航海條約第十條（一九〇三年）
奉天、大東溝
- (ハ) 日支滿洲に關する條約附屬協定第一條（一九〇五年）
（明治三十八年）

第一條 清國政府は日露軍隊撤退の後成るべく速に外國人の居住及貿易の爲自ら進んで滿洲に於ける左の都市を開くべきことを約す。

盛京省 鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通口子、法庫門
 吉林省 長春(寬城子)、吉林、哈爾濱、寧古塔、琿春、三姓
 黑龍江省 齊齊哈爾、海拉爾、愛理、滿洲里

(二) 右同第九條

盛京省内に於て既に通商場を開設したる營口及通商場と爲すべく約定しあるも未だ開かれざる安東縣並に奉天府各地方に於て日本居留地を劃定する方法は日清兩國官吏に於て別に協議決定すべし。

以上の各地の開放せられた年月は次の通りである。

- (イ) 安東、大東溝(明治三十九年五月一日)
(一九〇六年、光緒三十二年)
- (ロ) 鐵嶺、通江子、法庫門(明治三十九年九月十日)
(一九〇六年、光緒三十二年八月)
- (ハ) 新民屯(明治三十九年十月八日)
- (ニ) 長春、吉林、哈爾濱、齊々哈爾(明治四十年一月十四日)
(光緒三十三年)
- (ホ) 鳳凰城、遼陽、寧古塔、琿春、三姓、海拉爾、愛理(明治四十年六月二十八日)
(光緒三十三年五月)

第二項 奉天の開放に關する交渉

奉天開放に關する條約は既記の如くであるが、之を詳記せば次の通りである。

一、米支間通商關係擴張に關する條約第十二條後段

外國貿易に對する奉天及安東縣の開市

支那國政府は本條約批准交換後盛京省内の奉天及安東縣を國際的居住及貿易の場所として開放することに同意す。國際的使用及専用の爲に特設せらるべき適當なる地域の選定及外國人の居住並に通商の爲に特設せられたる右地域に關する諸規則は合衆國及支那國政府協議して之を定むるものとす。

二、日支間追加通商航海條約第十條

(前略)清國政府は本條約批准交換後直ちに各國人の居住及貿易の爲自ら進みて盛京省奉天府及同省大東溝を開くべきことを約す。外國人の使用に供する爲適當なる地域の選擇並に外國人の居住及貿易の爲定めらるる場所の規則は日清兩國政府協議の上之を定むべし。

前記日支條約は同年十二月九日批准、翌年一月十七日北京に於て交換せられ、米支條約は同年一月十三日華盛頓に於て批准交換せられたので奉天は外國人の居住及貿易の爲に開放せらるゝ即ち開市場として開かるゝこととなつたが間もなく日露戦争となり滿洲が戰場となつた爲開放は實現されなかつた。

光緒三十二年(明治三十九年、一九〇七年)に至り時の將軍趙爾選は米支日支條約に依て先づ奉天、安東、大東溝の商埠地を開かむとして開埠總局を設けて之が準備を爲した。此時に當り在北京日本公使は支那外務部に對し「日支條約の奉天、大東溝、米支條約の奉天、安東の開放すべきことは既に決定せり。且日露戦争も終了したれば安東、大東溝は之を五月一日より奉天は六月一日より開放せられ度し」と要求する處があつた。之に對し支那外交部は商埠地域並に右に關する規則に就て條約國と協議の上決定せば開放の期日遅延せむ。尙現在奉天開埠總局は地域並に規則の準備を爲し安東、大東溝にも人員を派遣して測量並に土地買収に従事して居る。依て適當の規則を準備したる上協商決定すべしと回答し、又同趣旨を米國公使へも傳達した。

同年四月に至り米國公使は外務部に對し「米支條約によれば奉天、安東を開放し外國人の居住すべき適當の地域竝に右に關する一切の規則は條約國と協議決定すべきこととなつて居る。依て本政府は速に米支間に協議せむことを希望する。依て奉天安東に租界を設立し且米國領事は商埠地域外の城内に居住する權を有し米國人も亦條約により其の城内に於て貿易することを禁ぜらるべからざることを聲明す」と回答した。外務部は此聲明を趙將軍に轉達したが趙將軍は北洋大臣の袁世凱と協議して外務部に對し米國公使に對し次の如く回答せむことを請ふた。即ち「奉天、安東には米支條約によつて外國人の居住地域は定むべきも地域外に於ける自由行動の權を認むること能はず。領事も其の本國の商務員として其の公署も界内に設置すべきである。外國商は居住地域内に在りて借地し家屋を建設し或は倉庫の設置は一定の地域外に涉ることは出來ず。其の他の條約上の通商關係は條約に準據して之を行ふ。外務部は應に外國官商は商埠地域外の各城内に於て家屋の賃借すること能はざること。地域の決定規則の制定に關する一切の事項は奉天開埠局の事務進捗後米支兩國委員を派して協議すべきことを聲明すべし」と。

次で間もなく米國は在營口領事、日本は在奉天領事を委員とし趙將軍は山海關道尹以下に命じ奉天開埠總局にて合議せしめた。米國領事は規則九箇條を提議したが議定に至らなかつた。最後に米國領事は先づ奉天、安東を支那側から自開商埠として開放を布告することを承諾し條約三箇條を定めた。三箇條は次の通りである。

附奉天安東商埠與駐奉美總領事撤門司暫訂條約三款

第一款

中國因欲推廣權利便各國人民通商貿易並施行上列約章應辦之事所以特此聲明奉天府安東縣允作各國公共居住及貿易通商口岸並允於該處按照中國現時自開或將來自開國居住貿易商埠所立便商章程一律施行。

第二款

訂定合宜地界俾得各國人民公共居住貿易公用經營以及管轄界內章程彼此允許暫緩商議如將來查察情勢需用一切興起須有地界方利便商務即應由兩國政府會同商訂合宜地界並居住貿易一切章程。

第三款

中國允許將奉天府安東縣兩處地方隨時應訂之海關章程迅爲成立並設立監督以期整齊並保護該處商務及徵收照約章所准之捐稅使各會人民一律照章輸納庶期振興並保護商務但向美國人民抽收捐稅不得較重於最優待國之人民所納捐稅。

次で駐北京米國公使は外務部に至り「租界の劃定は容易ならぬ、先づ速に安東、奉天の二箇所に税關を設置して完全なる開市場とせられたし且東三省にては南は大連北は黒龍江の諸地方に隨時海關の設置を希望す」と要求する處があつた外務部は安東、奉天は既に開放されたるものと認めて居る者もあるが故速に税關を設置せざれば外國人に口實を與ふるのみならず支那の利權を損することありとして趙將軍に準備を命じた依て同年七月趙將軍は之を北洋大臣袁世凱に圖り奉天、安東、大東溝の三箇所は岳州、長沙の辦法に倣つて開埠せむとし奉天開放の費用として銀三十萬兩大東溝に二十萬兩の經費を奏請した。外務部は此金額は先づ奉天省にて立替置き税關を設置し其の徵稅より之を償還すべしと命令したる故趙將軍は之を開埠局に命じ土地の買入れを初めしめた。

同年十月米國公使は外務部に對し「北洋官報に中國は奉天、安東、大東溝の三箇所を自開商埠とし其の土地は政府之を買收し而して之を各國商人に貸付け地域内の警備、衛生、道路の建設修繕は支那自ら之を行ひ以て主權を保つとあるも、奉天、安東は米支條約によつて開放を約され兩國の協議によつて居住地域及右地域に關する一切の規則を決定すべきものである」と抗議した。之に對し外務部は「條約には支那自ら之を開放すとの語がある爲め開放に關する一切は支那自ら之を處理すべきものである。又協議決定の語がある故後地域を定むる場合に於ては米支協議を阻げず」との回答を發した。米國公使は更に「奉天、安東の租界に關する規則は已に趙將軍と北洋大臣との間に協議決定せられ居る趣な

り宜しく米國と協議すべし」と抗議したが、外務部は租界規則は草案に過ぎない、我國は前に委員を命じて貴國總領事と會議せしめたが當時日本兵は悉く撤退するに至らず依て僅かに暫行條約三箇條を決定して後日再び協議することとし、今貴國が委員を任命し協議を續行せむと提議せば米支兩國より委員を出すと同時に前に協議に参加せる日本をも加へ協議すべしと回答した。

同年十二月奉天駐在の日、英、米、獨各國總領事と支那は奉天開埠總局に會同し數項の協議を爲した。其時東三省の各都市は既に陸續として開放を布告したるが各領事は各地の開放は都市全部に亘るべきものであつて商埠地域に限るべきものにあらずと主張し、奉天等の商埠地域一切の規則に就て數々會議を重ねたるも決定するに至らず、遂に米國領事は會議の延期を聲明するに至つた。

光緒三十三年四月(明治四十年、一九〇八年)奉天開埠總局は商埠地域内の土地買入れを終へ奉天省城の西門外停車場以東の地を各國通商場とし租界地圖を作製し在奉天の日、米總領事に之を傳達した。日、米國兩總領事は尙前論を固執し地域の決定は條約により兩國協議すべきものなるにより支那側の決定したるものは承認し難として承認しなかつた。

同年九月北京稅務處は電報を以て沿海各關にて輸入稅納付濟の貨物を開放都市に搬入する場合は更に課稅すべからざるものなるが、東三省の各開放都市に於て其の開放都市と内地との境界を明かにし、詳細な地圖を作成し報告すべしと命じたれば安東開埠局は命によつて安東、大東溝及鳳凰城の三開市場に付地圖を作成し報告した。

光緒三十四年三月(明治四十一年、一九〇九年)奉天、安東、大東溝の三都市の開放は將に二年に至らむとし其他の東三省の各都市も皆開放を布告したるが、地域の決定に就て各國の議纏らず而して奉天商埠局の逐次買收したる豫定商埠地には各國商人は前後して各國の在奉天總領事を通じて借地を要求するものありたるにより外國人の借地に關して規則を

設くるの必要を生じた。偶々營口地方に於て外國人の土地購入に就ては何等の制限なく又借家の名義書換及納稅をなさざる爲當時新設せられた奉天交涉司(開埠總局の事務は交涉司之を任る)陶大均に命じ天津、上海兩開港場の外人租地三聯印契辦法に倣つて各開市場の土地を正界、副界、豫備界の三等に劃區し租地簡章を定め以て處理せしむることゝしたるが陶交涉司は奉天全省各埠外人租地簡章を定め奉天駐在の日米兩國總領事に送附し協議決定することゝなつたが、米國總領事は簡章内の第二條及第六條の文意明かならずとして之が訂正をし租地簡章十六條を定めた。章程は次の通である。

附奉天各埠租地簡章十六條

第一條 奉省各埠有已經官家收買地役者、有未經收買者、至於所有各國商人居住合宜地界、在各埠擬照津滬三聯地契辦法、道契易名爲司契所有章程悉仿行之。

第二條 奉天設立全省會丈租地局、即由交涉司派出委員駐局辦事、專司奉天租地各國人選擇地段會同丈勘及插標繪圖以及驗立契據等事、外埠由地方官會同交涉委員酌核辦理、無論奉天及外埠租地之事、均應用司契、在會丈租地局掛號。

第三條 在奉天全省各埠各國商人與華民租地或永遠租或論年租價目隨時可與華人訂定、各國商人亦不得用強硬租華民與商人訂定價目後須稟明領事官查、無違礙在奉天照會會丈租地局派遺員會勘、在外埠則由地方官會同交涉委員會勘、以後調查冊單地相符、並無盜賣及轉租不清情事、呈明交涉司、立契如有單地不符查明後再行立契地而上如有房屋臨時酌議。

第四條 民間自與洋商訂租價目不限、惟不得先行抵借俟丈明立契後方可交付銀兩、以杜。

第五條 租地內如有侵佔官地、須令原主繳價升科以及有商令原主遷墳等事非會丈局所能專主須稟明交涉司衙門核辦。

第六條 奉天安東兩處已經官家收買之地或永遠租或年租由官家建築街道是以應在該處預先存留。

第七條 租地之各國商人先指定地段由會丈局查勘後將該價知照領事衙門派員公同丈明到局填寫司契價稅契地丁正項交清後將司契蓋印給發爲憑。

第八條 奉天官家收買地段計分三等上等每畝定水租價二百五十兩中畝每畝定水租價二百兩下地畝每畝定水租價一百五十兩原文上中下三等以五十兩

遞減而地勢尙有高低煩簡之分再於各等中分上下以二十兩爲遞減譬如二百五十兩爲上等之上二百三十兩爲上等之中二百一十兩爲上等之下餘可類推此係現時價值將來地方興旺地價日漲應隨時按照公平辦法商議加價。

第九條 另定年租之法每畝每年繳納租價四十元地丁稅課等項在內租五年者一次交足按八折算共繳每畝一百六十元租十年者一次交足按六折算共繳每畝二百四十元均先交後用限滿如欲續租再行酌議如不續租該地面上所建房屋應由租地人折屋還地。

第十條 租地每人至少以十畝爲限至多以二十畝爲限如須設立公司以及大事業者准其多租但須先行報明。

第十一條 司契一張毋論多少納費四兩。

第十二條 所有永租契立定後須納照、奏定章程稅契辦法每兩稅五分三厘納清後即將契紙蓋印發給。

第十三條 勘丈民地應按照地價大小每兩入釐計費由原主承繳分派地保方長等倘或契未成立別有事故如數退還。

第十四條 在奉天各埠各國商人租地無論官地民地每畝按年應納地丁正稅銀二兩此項由商人於每年中曆二月底先交本管領事官轉送交涉司。

第十五條 各國商人無論租住官地民地亦應暫同各公益之事應辦之項按照商人產業多少比例分派可與各國領事館先行商議公派。

第十六條 管業之人或以其地轉租別人均應報明本管領事照會到可換契以期契上姓名年月均歸實在地價毋庸章納只須交納換契費一次其費不得逾原租價百分之七。

同年五月陶交涉司より奉天省は既に各都市を開放し商埠地域を定め土地を購入し各國商人の租地、家屋建築の用としたが、上海天津の三聯契印辦法に倣つて外人租地簡章を定めたるにより承認を請ふ旨各國總領事に通達した。

我國は右の通達に接し支那側の意嚮は商埠地域外に於ける外國人の居住權を認めざる趣旨なると又奉天城内に在る外人の家屋の借受けに對し陰然種々の妨害を爲し事實上商埠地域外の居住を不可能ならしむる行動日に盛となるを以て奉天駐在の各國領事と支那側の作成せる租地簡章に付種々協議を爲したるが決定案の作成が出来なかつた。

翌明治四十二年(宣統二年、一九〇九年)一月三十日列國領事は互に同一の步調を以て本件の對策を討議するに決し義に米國が支那原案に加へたる修正案を基本として協議したるが右に更に多少の修正を加へて暫行規則案として可決し之

を各國領事より北京駐在の各自國公使に送附し其の認可を求むることに一致した。

然るに右の修正案も未だ確定的のものにあらずして猶多少の修正を必要としたれば翌明治四十三年三月(宣統二年、一九一〇年)在奉天各國領事會合の際改めて立案することとし當時の首席領事たる日本の小池總領事之が任に當り種々研究の結果同年九月之が確定案を作成した。

當時の事情は之を取急ぎ提出する要を認めざりし爲め之が提出を見合せて居たるに翌四十四年九月各國領事の希望もあり之を支那側に提出することとし同月二十七日小池總領事は領事團を代表して許交涉司に手交した。之が確定案は次の通りである。

Consulate General for Japan,

Mukden, Sep. 27th, 1911.

Sir:—

Under the date of the 20th of the fifth moon of the 34th year of Kuang-hsu your predecessor the late Mr. Tao communicated to the foreign consuls in Mukden a draft of the OPEN MART REGULATIONS and requested their approval of the same, The Consular Body have since been carefully considering the matter and have found that they are unable to accept the original draft without considerable modifications.

Representing my colleagues in this city I have now the honour to submit to you herewith an amend draft of the Regulations, trusting that it will meet with your approval.

I have the honour to be,

Sir,

Your obedient servant,

(Signed) C. Koike,
Consul General for
Japan and Senior Consul.

Hsu Ting Lin, Esq.,
Commissioner for
Foreign Affairs,
Mukden.

(同 漢 文)

大日本欽命駐奉總領事駐奉各國領事領袖小池 爲

照會事照得前於光緒三十四年五月二十日由前交涉司使陶照送通商各埠租地章程請駐奉各國領事允准在案嗣經領事團妥議考查該章程非善加更改難以承認茲本總領事代表駐奉各國領事將刪改章程送請。

貴司使承認諒

貴司使亦以爲是也相應照會即希查照爲荷須至照會者。

右照會

大清國欽命二品頂戴賞戴花翎署理奉天交涉司涉使許。

西曆一千九百一十二年九月二十七日

REGULATION FOR LEASING LAND BY THE CITIZENS
AND SUBJECTS OF TREATY POWERS IN THE
CITIES AND TOWNS OPEN TO FOREIGN
TRADE IN FENGTIEN PROVINCE.

I. At all the open marts in Fergien Province except where Territorial Taotais reside the Commissioner's deeds will be in use. The form of the deeds must be approved of beforehand by the foreign consuls at Mukden. In the case of the open marts where there are Territorial Taotais, the said Taotai shall issue the deeds and there shall be established a land office at each of these open marts. Each land office shall keep a land register. Question of Yingkow must be arranged separately.

II. The land office at Mukden will be managed by an officer deputed by the Commissioner of the Foreign Office. This office will in particular superintend all matters connected with the leasing of land by foreigners at Mukden for example, the selection of sites, the measurement of land, the fixing of boundary marks, preparation of maps, and the examination and the issue of title-deeds.

At other open marts where there are Territorial Taotais these matters will be attended to by the Taotais.

At the open marts where there are no Territorial Taotais an officer deputed by the Foreign Office shall attend in conjunction with the local authorities to these matters, but the title-deeds issued in these cases shall be commissioners' deeds. All the land leased must be registered at respective land office.

III. In any part of all the open marts in Fengtien Province foreigners shall have the right to acquire land either within or without the city on term of years or in perpetuity from Chinese private owners or from the Chinese Government, the price in each to be settled between the parties.

After the price has been settled the matter must be reported to the consul concerned who will see that there are no objection to the proposed lease, and will then communicate with the respective land office which will depute an officer to measure the land. The consuls will be at liberty to depute an officer for the purpose. The authorities who have made the survey will then examine the land register to see if the land correspond to its description therein and that there has been no fraudulent sale or other misrepresentation. The matter will then be reported either to the commissioner of Foreign

Office to the respective Taotai and a deed will be issued upon receipt of the cost of the land.

In the event of there being discrepancies in the register the deed will not be issued until there has been a thorough investigation into the circumstances. If there are buildings on the land, such matters shall be discussed as they arise.

IV. There is no limit to the price at which the Chinese may lease land to foreigners, but in order to stop malpractices in all cases where money is loaned on real estate. The transfer must be reported to the consul concerned and by him either to the commissioner of the Foreign Office or to the respective Taotai.

V. Should the Government land be encroached upon and it become necessary to compel the Chinese owner to take up the land from the Government or should the foreigner require the native owner to remove graves, the land office must not deal with such questions on their own responsibility, but the matter must be referred to the commissioner of the Foreign Office or to the respective Taotai.

VI. Within the limit of the land already acquired by the Chinese Government at the open marts, whether such land be disposed of on perpetual lease or on a term of years, the Government will reserve the land for the construction of road. Accurate detail maps showing the various classes of the Government land together with completed and projected roads must be prepared and furnished by the Chinese Government.

VII. Government land at Mukden will be divided into three classes. For a perpetual lease inside the city walls the charge in the First Class of land will be at the rate of Taels 25 per mow, in the Second Class at the rate of Taels 200 per mow, and in the Third Class Taels 150 per mow. For a perpetual lease outside the city walls the charge in the First Class of land will be at the rate of Taels 125 per mow, in the Second Class at the rate of Taels 100 and in the Third Class Taels 75 per mow.

As the land is high or low, difficult or easy for building purposes each class will be subdivided into three divisions, the gradation in price in the case of land inside the city walls being Taels 20 e.g. land in the First Division of the First Class

will be leased at Taels 250 per mow, in the Second Division of the First Class Taels 230 and in the Third Division of the First Class Taels 210 per mow.

In the case of land outside the city walls the gradation in price will be Taels 10 e.g. land in the First Division of the First Class will be leased at Taels 125 per mow, in the Second Division of the First Class Taels 115 and in the Third Division of the First Class Taels 105 per mow.

These prices are fixed for the present only. Should in the future, the Value of land increase, the question of raising the accordance with a fair assessment will be discussed.

VIII. As regards the method of an annual lease on Government land at Mukden outside the city walls the price of such lease for one year is fixed at \$ 15 per mow, land tax and other taxes being included in the amount. A five years' lease may be purchased by a single payment at the rate of \$ 60 per mow i.e., at a discount of twenty per cent. Similarly a ten years' lease may be secured by a single payment of \$ 90 i.e., at a discount of forty per cent.

In the case of the Government land inside the city Walls of Mukden the price of such lease will be \$ 30 per mow inside the walls and \$ 20 per mow between the inner and the outer walls. In the case of former a five years' lease may be purchased by a single payment at the rate of \$ 120 per mow i.e., at a discount of twenty per cent, a ten years' lease may be secured by a single payment of \$ 180 i.e., at a discount of forty per cent. Similarly in the case land between the inner and the outer walls a five years' lease may be purchased by a single payment at the rate of \$ 80 per mow, and a ten years' lease by a single payment at the rate of \$ 120 per mow.

The money must be paid in full before the leased enters on the ground, when the time limit has expired and a renewal of the lease is desired, the matter may then be discussed, if no extension of time limit is required, any building erected upon the land by the leased must be removed by him and the land returned to the Chinese Government.

IX. In the case of Government land no individual may lease perpetually more than twenty mow of land. In the case

of industrial or other companies or public bodies with large interests, a larger quantity of land may be leased but notice of such intention must be given beforehand.

X. For the measurement of land in the fards of private owners a fee of Taels .008 per Tael value must be paid by the original owner to the Tiao or headman. This fee will be returned if the transaction is not completed.

XI. Foreigners leasing land at any of the open ports in the province of Fengtien no matter whether such land is Government Land or private land, must pay land tax at the rate of Tael 1 per mow per annum.

XII. Foreign lessees, whether of the Chinese Government or of private land, shall assist in the maintenance of proper municipal undertakings for the common benefit. The amount of the contribution from them shall be assessed in proportion to the value of their holding, but the assessment must not in any case exceed the rate paid by the Chinese property holders in the same locality and must be approved by, and collected through the consul concerned.

In consideration of the payment of the above taxes by foreigners, the Fengtien Government shall compile and publish at the end of each year, a statement of account and also a budget, showing clearly the amount of municipal revenues to be raised and for what purpose the money is to be expended in the ensuing year.

Regarding the undertakings to be made for the common benefit such as making roads, arranging the sanitary institutions etc. the consul shall have the right of advancing their views to the Chinese authorities concerned.

XIII. Should the foreign holder of land wish to transfer or mortgage his property to another foreigner, he must report the matter to his consul who in return will report the said transfer or mortgage to the commissioner for foreign Affairs of Taotai concerned; but no fee are payable to the Chinese authorities in such transfers.

N. B. The amount of transfer fee can hereafter be arranged after the Diplomatic Body in Peking has come to a decision on the general question of such fees.

(同 漢 文)

奉省通商各埠各國商民租地章程

- 一、奉省通商各埠除設有兵備道之地外應用司契其式樣應預先與在奉各國領事官商酌允認設有兵備道之各埠應由道署繕給地契並在各埠設立租地局一所該租地局應備置地冊但營埠租地一項應另行妥定。
- 二、奉天租地局由交涉司派員辦事凡擇地丈量插標繪圖以及驗立契據等關於在奉各國商民租地一切事宜應歸該局特專管辦奉天以外設有兵備道之各埠以上各事應由道臺妥辦其無設兵備道之各埠交涉司所派委員要地方官會同辦理上列各事惟均應用司契所有租出之地應在各租地局掛號
- 三、在奉省各埠內各處無論城內外各國商民與華民或與中國官家租地或年租或永租皆可其價目隨時兩面講妥各國商民不得硬行租價目業經講妥後須報明本管領事官查無違礙之處知照租地局派員勘丈領事官會勘隨時派員亦隨其便該員等會勘既畢後調查地冊標註果與議租之地相符並無盜賣或地項目偽情事即行報明交涉司或管道臺俟付繳地價立契發給如有冊地不符未經查確之前不得立契地面上如有房屋臨時酌議。
- 四、華民與各國商民訂租價目自不限制惟為地產抵借銀款抵押賣起見應報明本管領事官轉行知照交涉司或道臺。
- 五、租地內如有侵佔官地須令原業華民交租該地段以及有各國商民須令原主遷墳等事自非租地局所能擅專自辦須早明交涉司或道臺核辦。
- 六、在各埠已經官家收買之地或永租或年租由官家建築街道是以應在該處預先存留所有官地之等級以及已修未修之街道應由中國官家繪造細圖備置。
- 七、奉天官家地段計分三等城牆之內永租上等每畝一百五十兩城牆之外永租上等每畝定一百二十五兩中地每畝一百兩下地每畝七十五兩內地勢有高低而建築難易之分各等中尚分上中下城牆以內之地以二十兩為遞減則上等之上每畝租價二百五十兩上等之中每畝二百三十兩上等之下每畝二百一十兩其城牆以外之地以十兩為遞減則上等之上每畝租價一百二十五兩上等之中每畝一百一十五兩上等之下每畝一百零五兩此係現時暫定之數如將來地價漲應隨時按照公平估計商議加價。
- 八、奉天官地另定年租之法在城牆之外者定每年租價每畝洋一十五元地丁稅課等項在內租五年者一次交足按八折算共繳每畝洋六十元租十年者一次足按六折算共繳每畝洋九十元奉天城牆以內之官地在內城牆之內者定每年租價洋三十元內城牆至外城牆之間每畝洋二十元內城牆之內地租五年者一次交足按八折算共繳每畝洋一百二十元租十年者一次交足按六折算共繳每畝洋一百八十元以此類推內城牆至外城牆間之地租五年者一次交足共繳每畝洋一百二十元租地人用地須先交足租銀限滿如欲續租臨時酌議如其不續租該地而上市所建房屋等項應由租地人折遷而地還

歸官家。

九、凡官家地段永租每人至多以二十畝爲限如係工藝製造及他項公司或攸關稍重之公團體者准其多租但須先行告明其意。

一〇、民間管業之地清丈量測勘按地價總數每兩納費八釐由原業主出繳地保如交易作罷此費應行付還。

一一、在奉天各埠各國商民租地無論官地民地每畝按年應納地丁正稅銀一兩。

一二、各國商民無論租住官地民地又應辦同應屬公益之事應辦之項按照商民產業多少比例分派但各國商民應辦之項決不得過在各地面上左近守管產業之華人所出之率並須由本管領事官徵交各國既允令商民納繳以上稅銀雖派奉天官家亦應在每年年終所將有是年支用之款日編列刊佈並須將每年營辦共益應行籌出之額數並各款目供何用途年前預行編成預算以備明晰凡築修街道設辦街告事宜等關於公共便益之事如何施設實行各國領事官亦可隨時向本管中國官廳表意見。

一三、各國商民如其地轉與別外國人租用或有指地抵借之事均應報明本管領事官轉行知照交涉司或該管道察但無須納費於中國官家。立換司契之費一項俟日後駐京各國外交團將此事互議決定後再行安商。

奉天省城自開商埠總章

第一條 本埠は前清光緒三十一年日支間に締結したる東三省條約附約第一條に遵據し支那自ら開く通商場とす。

第二條 本埠の區域は省城西郭の外に在り東は邊牆に至り西は南滿洲鐵道附屬地及鐵道に至り南は大道に至り北は皇寺大道に至り面積約二十一平方里三分の一とす四界は各標石を以て標記とし此の區域内は華洋公共の通商場と爲す。

第三條 第二條に規定せる區域内に在る家屋土地は通商條約ある各國商人及支那商人は定章に遵據し合法營業の用に租借するを得。

第四條 本埠内の行政管理權は商埠局より省長公署の命を受けて之を辦理す。

第五條 本埠に税關を設置す可く其徵稅事項は稅務處より情形を斟酌し隨時に委員を派遣して之を辦理する外東三省自開商埠稅條例に依り一切の稅費を徵集す可し。

第六條 商埠局訂定する一切の章程規則等は商人の國籍を問はず凡て本埠に居住貿易及住來するものは須らく一律遵守すべし若し違背者あり商埠局に於て違背事實を査知せば支那人は局より規則に照して懲罰し外國人は局より交渉署に送致し更に各該所轄領事に轉送して懲罰す可し。

若し國籍又は條約なき外國人の場合は支人と同じく辦理す。

第七條 凡そ本埠内に於て居住營業を爲すものは應に一切の稅捐を納むべく各主管官廳の章程に依り辦理し違抗するを得ず。本埠公益の爲に徵すべき通常又は臨時各捐に内外國人を問はず均しく負擔の義務を有す。但し商△局より徵收の種類方法及數目を分別し詳に細則を訂定し豫め宣布を爲し以て遵守に便す。

第八條 凡そ本埠内に於ける土地の租借及家屋建築に關する規則は別に之を規定す警察規則は警察廳と協議して之を定む。

第九條 本埠内の土地は専ら中外商人が商業を營む爲家屋建築の用に租與す若し他の用に供せば公共の衛生風俗に害ある者と認め一般に禁止し違反するものは土地を取上げ更に出租す。

第十條 本埠内に各國商人の訴訟事件あれば條約ある各國は條約に依り之を處理し條約無きものは支那人の例に依り辦理す其違警罪に屬するものは總へて支那警察に歸し一律處分す。

第十一條 埠内郵便電信等の事業支那政府より之を辦理す電話電燈水道等の地方自治範圍内に屬する者も支那人より之を設立す。

第十二條 本章程施行の日は商埠局より奉天省長公署に申請し公報を以て之を宣布す。

第十三條 本章程に規定したる各條は大綱に屬し所有る盡さざる事項及一切の細則は尙隨所に作成し施行を請ひ辦理す。

修補奉天商埠租地章程

第一章 總 則

第一條 本章程は租地建築の規定にして凡そ商埠地内に於て土地を租借し建築を爲さむと欲する者は中外商民を論せず均しく遵守すべし。

第二條 本章程は商埠局より警察と協同して分別之を執行す。

第三條 本商埠か公用の爲土地を收用する時例へは馬路市場及溝渠等を修築する場合は須らく規定に照して退讓せしむ若し已に建築物を設定したる時は官に於て隨時評價して其代價を支拂ふべし。

第二章 租地條例

第四條 商埠地界の土地は永く本商埠局の所有と爲す租國商民が此の商埠地内に在りて適當の土地を租用せんとせば承租者は天津上海居留

第五章 滿洲特別免重徵制度及滿洲開市場

地の三聯租地契約法に照らし其契約(道伊の地契)に易ゆるに(省署省長の地契)を以てすべく年租者は商埠局より租約を發給すべし。中外商民は只章程に照らし商埠局に對し租用するを許さざるべく占有して私かに賣買又は擔保の物件と爲す事を得ず。

第五條 奉天商埠は商埠局を設け専ら商埠地内土地の租賃、派員、丈量、押標、繪圖、契約の作成及建築工程の監視並に商埠地の計畫等を司掌せしむ。

第六條 商埠地内に於て各國商人が支那人より土地を租用する場合に於て永租或は年租の料金は隨時支那人と協定すべし。各國商人は亦強迫的手段を用ふるを得支那人と各國商人と其の借地料を協定したる後須らく所轄領事に申請し其の檢閲を経たる上何等違碍なき時は商埠局に照會して派遣測量し且納稅原簿納稅受領證及土地の符合並盜賣其他し紛糾情なき事を調査したる後省長の上申すべく契費を上納して省長より契の發給を受け其の證據と爲す可し。若し納稅受領證と土地と符合せざる時は調査の後再び契約を締結す可く其地面に若し家屋ある場合は臨時酌議すべし。

第七條 民間に於て外人に出租契約を爲す場合其借地料に制限を加へず唯前以て擔保の物件と爲す事を得ず丈量して契約を締結したる後金額を交附し以て粉料を防ぐべし。

第六條、七條は商埠地内の民有地が官の收用する處となりたる時は之を適用せず。

第八條 租地内に若し官有地を侵佔したる者あらば其貸主をして租價を納せしむべく若し基地を他に移轉する場合には遷墳章程に照らして辦理すべし。

第九條 本商埠地の地畝は官弓二百四十弓を以て一畝とす前清工部營造尺にて六千方尺に當る。

第十條 本埠地畝は各處公用の土地を除き他は凡て租借せしむべし。

第十一條 凡そ本商埠地内に於て官有地を租用せんとする者は中外商人の論なく均しく先づ商埠局に赴き具申登錄す可し。其願書内に記載を要する事項は某處土地種類租用、何營業、租用年限或は永地、租地人名、年齡、戶籍等にして商埠局經理員は其願書に依り登錄し租地を許可し直ちに員を派し其指定の土地を測量して境界を定むべし。永租者は租價及稅契地丁等の稅額を完納したる後省契の發給を受け證據と爲す若し外人なる時は當該國領事に届出つべし。

第十二條 租地者が土地租用を願出其の許可を得。丈量了したる後一箇月を経るも尙契約書を受取らず、租地料を納付せる時は契約を破棄するの意なるか又は租用の力なきものと看做し其の登録番號及契約を取消し其土地は別に租地者を求めしむ。

第十三條 本商埠地に於て官が收用したる民地を貸下する時は之を三等に分ち上等地は每畝永租料二百五十兩、中等地は每畝永租料二百兩、下等地は每畝永租料一百五十兩と定む。斯く上中下の三等に分ち五十兩を以て遞減するも地勢上尙高下煩簡の別あるを以て更に各等を上中下に分類し二十兩を以て遞減すべし。例へば二百五十兩を以て上等地の上と爲し、二百三十兩を以て上等地の中と爲し、二百十兩を以て上等地の下と爲す如し其他は類推すべし。但し此等は現時の價格にして將來其地方が殷盛となり地價騰貴したる場合は隨時公平なる方法に依り價格を商議すべし。

第十四條 年租せんとするものは毎年租地料四十元(地下其他課稅は其内に在り)年租五年を爲す者が一時に交納する時は二割引を爲し毎畝一百六十元とし年租十五年のものか一時に交納する時は每畝二百四十元を均しく前納せしむ。期限満ちて續租を欲せば更に酌議すべく更に續租せざれば其地上の建物は租地者に於て撤去し土地を返還せしむ。

第十五條 租地は一人に付多くとも二十畝を限得とす。若し會社及大事業を爲さむとする者は多く租用するを許す。但し前以て其の事情を聲明して商埠局より酌核處理せしむべし。

第十六條 省契一枚は金額の多少に拘らず四兩を以て納付せしむ。

第十七條 あらゆる永租契約は訂定の後須らく稅契辦法に照し每一兩に付一錢(十分の一兩)を完納し然る後契紙を捺印發給す。

第十八條 民有地の測量は地價の大小に照し每一兩に付八厘(百分の八兩)の手數料を原所有主より徵收し保證人又は立會人に分給す。若し契未成立にして別に事故ある時は全部之を返還す。本條は商埠地内の民有土地が官の收用する所となりたる後は之を適用せず。

第十九條 商埠地内に於て各國商人等土地を商租する場合永租者は官地民地の論なく每畝每年地租正稅二兩を毎年舊曆二月末日に商埠局に納付すべし。

支那人亦之と同じく辦理す。

第二十條 各國人にして官地民地の別なく其土地に移住する場合各共益の業を共助する爲に負擔すべき費用は其商人の商業の大小に比例し

て控めしむべく之に關しては各國領事と商議すべし而して商埠局より其辦法を規定すべし。

第二十一條 年租料は畝數及年限を按して計算す凡そ土地租定の後其租地者は毎年納むべき借地料を租定の日より起算し其年末に至る迄の分を一時に納入し爾後毎年納入すべき借地料は均しく毎年舊曆二月以前に商埠局に完納し領事證を得て證據と爲すべし。若し期限を超ゆるも納入せず屢次督促を受くるも應せず三月末に至り尙該年度の借地料全部を納入する能力なき場合は保證人に代償の責を負はしむ。若し保證人が支吾せば商埠局は其の租約を取消し且地上の財産を競賣して借地料の不足を填補すべく尙其額は足らざる時は租其地者をして補足せしめ若し剩餘ある場合は之を返付す。但し外國商人なる時は商埠局より其所屬領事館に照會し規程に照して執行す。

第二十二條 各租地者が租地契約を受取りたる後之を遺失したる時は其事情を直ちに商埠局に具申すべし。商埠局は適當の店舗の保證を求め一方新聞に廣告し三ヶ月を経て別に紛糾の事無きを認めたる後再び發給すべし。

第二十三條 租地者が土地を承地したる場合永租又は年租の別なく之を他人に轉租することを得るも商埠局の核准を経るを要し私に賣買又は抵押するを得ず地上の財産も之を抵押し得るも亦須らく商埠局に具申登記するを要す此の規程は中國商民一帯に適用す。

第二十四條 土地を轉租する時は貸付人及借受人共に商埠局に至りて申請し舊契約書を返還し新契約書の發給を受くべし。借地料は重納するを要せず唯換契手数料として原借地料の百分の七を納入すべし其後更に轉租する場合に於ても本條を適用す。但し永租に非ざる者は後契手数料を納付するを要せず。

第二十五條 原租地者が十年又は五年の年租の定あり其期限滿了せざる間に他人に轉租せる時は其滿了期限は原租の期限を以てすへく新に起算するを得ず。

第二十六條 本埠年租地は長期を十年短期を五年と暫定す。期限滿了せば別に新契約を爲すべし。其後更に延長すべきか又は原租年限に照すべきかは商埠局より其都度事情を斟酌決定す可し。

第二十七條 期限滿了し契約を更改するときは商埠局より前以て各租地者に布告し遵照辦理せしむ若し其期間に至るも商埠局に來りて手續を爲さず期限を超えたる場合は其の租約を取消し土地を取上げ地上家屋は期限を定めて撤去せしむ。若し抗延する時は沒收して公用に充つ。

第二十八條 期限滿了の場合若し本商埠の商業繁盛とならば商埠局に於て其の事情を調査し借地料を引上ぐる事あるべし。

第三章 建築條例

第二十九條 凡そ中外商民にして本商埠地に於て家屋を建設せんとする場合は須らく先づ商埠局より申請用紙を受領し規定に照して記入の上租地契約と併て申請すべし。商埠局は員を派して調査し土地及契紙と符合し且路政其他に支障なき時は許可を與ふ。出願者は許可證の下附を受けたる後起工する事を得。申請紙内の記載事項左の如し。

- 一、建築者の姓名、原籍及住所
- 二、工事請負人の姓名住所
- 三、土地の面積及方位
- 四、建築の目的
- 五、家屋の形式
- 六、建築の平面圖、側面圖並斷面圖及其の比例尺
- 七、起工及竣工日

申請用紙及許可證は共に費用を徵收せず。

第三十條 凡そ許可後一ヶ月内に局に來り許可證を受領せざる時は其の許可を取消し又許可證受領後四ヶ月内に起工せざる時は租地契約を取消し土地を取上げ別に出租す。既納の借地料、地租等を返戻せず中外商民同斷とす。

第三十一條 建築者が許可證を受領したる後は直に起工すべく若し工事中途其の建築を變更せんとする場合は再び申請して許可を受くべし
第三十二條 凡そ家屋を建設せんとする者は中外商民を論せず租契受領の日より起り永租者は二年、年租者は一年内に必ず起工すべし。若し此の期限を超え猶局に到り建築を申報せざるものは資本及財力無き者と見做し租地契約を取消し別に招租を行ひ已納の各款は返戻せず起工後期限を経過し猶竣工せざるときは酌量して期限を與へ竣工の責を盡さしむ。

第三十三條 凡そ馬路(大道)兩側に家屋を建築する場合は舊式に則るを許さず、新式樓房或は新式瓦房に改造すべし。但し樓房は五層を以

以て限りと爲す。

第三十四條 馬路を距る事稍遠き地に家屋を建築する者は新式棟房又は瓦房に限定せずと雖須く整齊堅固なるを要す。若し原報と符合せず次記事項に觸るる者は其建築を停止し之を更正せしむ。

一、草葺家屋及材料の燃焼し易きもの。

二、建築式様か街路整齊に妨げあるもの。

三、敷地と原測量地と符合せざるもの。

四、溝渠が公設溝渠と連接せず排水に碍けあるもの。

五、衛生及公益に碍けあるもの。

第三十五條 凡そ家屋の建築は大道と相當の距離を保つべし。大馬路は一丈の餘地を留め中馬路は七尺小馬路は四尺を留め以て階前の便道と爲す。前項の尺度は前清工部營造尺を以て標準と爲す。

第三十六條 階前の便道は石材或は煉瓦石灰等を以て築造す。

第三十七條 各人建築起工の後商埠局より隨時派員現狀に赴き調査することあるべく若し工人に向つて詢問することある時は必ず明白に事實を回答すべく又妥當ならざる所を發見したる時は彼此平和に商議更改すべし。

第三十八條 家屋を建築する爲地基埋立に必要な泥土は遠方より購取すべく本商埠地内に於て採取することを得ず。

第三十九條 家屋を建築するには必ず先づ一流者は數流の暗溝を作り且商埠局の作る大溝と相通せしめ以て排水に便せしむ。

第四十條 溝渠を築造するに當り何式を採用するか何如なる材料を使用するか又其溝身の大小塞窄と地下の深淺及高抵傾斜等に鑑みて如何にして大溝と接続せしむべきか等は須く商埠局より係員派し情況に従つて指示照辦せしむ。

第四十一條 凡そ建築に際し若し墳墓の移轉すべきものある時は商埠局に申出て遷墳章程に照して辦理すべし。又若し地中より骸骨を發掘せば速かに商埠局に申告して埋没すべく任意に抛棄するを得ず。

第四十二條 凡そ租地者か家屋を建設するに當り章程に遵つて許可證を受領せず或は圖面を送りて検査を受くることなくして先づ起工し或

は工事が届出と相違し商埠局の變更の指示に従はざる時は罰則に依り處分すべし。中外商人同斷なり。

第四十三條 建築落成したるときは商埠局に申請し検査を受住居すべし。

第四十四條 石油は本商埠地内に於て過量に貯藏するを許さず。若し石油槽を建設せんとするものは外商民の論なく必ず商埠局に到り商議すべし。若し適當の土地無き時は其の建築を阻止することあるべし。

第四十五條 本商埠地内の中外各商人か何等か公衆に關係あるものを建設起工せんとする場合も亦商埠局に申請して許可證を受くべし。

第四十六條 凡そ本章程各條の規定に違ふものは二元以上十元以下の罰金に處す但し臨時事情を酌量して處置することあるべし。

第四章 附 則

第四十七條 本章程中未だ盡さざる事項は臨時布告を以て宣布す。

第四十八條 本章程の施行期日は省長公署より批准し布告及公報を以て之を宣布す。

右に對し支那側は清曆八月二十五日附を以て許交渉使より「奉天に於ける條約による商埠地は米支、日支の條約に照して均しく公共地界を別に定むべく曩に商埠會丈租地局設立により租地簡章を送附致置きたるは元來外國人が公共商埠地内に於て借地する場合に辦する爲に制定したるものであるが、城内の土地狭少の爲支那側の行政各官衙署局等に必要なる土地すら不足する有様にて外國人の租用すべき土地は皆無である。且簡章は上海天津の如き既に開放せる土地に倣つて辦理したるものにて且租地各項の價格は何れも現在地價に準據して決定したるものなれば將來各商埠繁盛し地價昂騰したるときは隨時公平に協定増加すべし故に御送附の章程第三條、第七條及第八條は承認致し難し。尙土地丁正稅及稅契費に關しては均しく支那奏定章程に依り處理すべく來示の案は地丁正稅一兩の減少にして稅契費に付ては言及せざるにより甚た不都合なり。又右章程第四條土地家屋を抵當として金圓を借入るゝ一節は弊害あるにより總て奉天商埠地内に於ける借地に就ては前に送附せる租地簡章に依られたし」と回答して來た。

茲に本問題に關する交渉は一時中止の姿となつた儘今日に及んだ。

尙小池總領事が領事團を代表して租地簡章に關する領事團の確定案を手交する際同時に領事團とは離れて日本の既得權利に關し公文を以て「租地簡章は單に借地のみに關する規定なるを以て居住外國人に對する警察權等の問題とは當然何等關係するところなきのみならず。又其性質上南滿洲鐵道株式會社の鐵道附屬地には適用せられざるものなると同時に又明治三十八年十二月二十二日の滿洲に關する條約附屬協定第九條の奉天、營口、安東に於ける日本專管居留地議定に關する帝國の權利は右の簡章により何等影響を被るものに非ず」と聲明した。

我國の右の聲明に對して八月二十五日附にて「貴照會文中警察權問題及南滿洲鐵道用地各項も亦商議致し難く又奉天營口、安東等の各埠に至つては東三省に關する日支會議附屬條約第九條の日本租界劃定辦法は日支兩國官員に於て別に商議制定すべきことは各設商埠中條約により貴國一部の租界あるに過ぎざるのみならず兩國官員に於て協商劃定すべきものに有之右は光緒二十九年米支續訂條約第十二條。同年日支續訂條約第十條に付て見るに支那は自開商埠各處に付ては均しく外國人の公共居住の爲適當なる地界を訂定すべく一切の辦法は兩國政府共に之を商定すべきものにして些少の差異なし。貴翰の日本專管居留地に關する帝國權利は右簡章の爲に何等影響なきとの語は如何なる條約に根據するや知らず。本署司の甚だ不可解とする次第なり」と回答して來た。此回答に對しては日本は重ねて何等の抗議をもなさなかつた。

第三節 專照單問題と其の經過

滿洲免重徵專照即ち專照單は内地各開市場に搬入さるゝ際の重課を防ぐものなる事は前述の通りであるが大正十五年

八月二十五日奉天海關監督馬伴春は專照單に關し次の様な布告を出した。

元來東三省の地は邊境に位し商業起らず爲に外商を招來して大に發展を期するの見地より前清光緒三十三年總稅務司は稅務署に具陳して洋土各貨に對し重稅を課せざる爲に專照單制度を設けたるものであるが該章程は試驗的に施行したるものにかゝり爾後支障あれば隨時變改する條件なりき。現在奉天は交通便利商業殷盛を極む。今に於て稅則を改訂するに非れば國家は大なる損失を招來す故に奉天財政廳は省長を経て北京稅務署に對し前章程撤廢方を申請せり。未だ許可なきも其間の辦法として來る十一月一日以後專照單面には從來の如く單に撫順瀋陽と記載せず商埠地點を明記するを要す。而して商埠地域外に搬入するものは無効とす。茲に之を各國領事並に本關稅務司に照會すると同時に一般華洋商民に佈告す。

右佈告の要項は

- 一、滿洲特別免重徵專照章程の廢止を北京稅務署に申請した。
- 二、右章程の廢止に至る迄の辦法として專照面には從來の如く單に撫順瀋陽と記載せず必ず商埠地點を明記するを要す。

三、專照單附貨物の商埠地域外に出づるものには銷場稅を賦課す。

此間の佈告の眞意は奉天城内は專照單の效力の及ぶ商埠地に非ずとの從來の支那側の見地より城内に入る貨物に對しては一律に従價三分の銷場稅を課し以て窮乏の極にある奉天の財政を緩和せん事と一は奉天票暴落に對する支那官憲及金融維持會の犬糞的復讐に因るものと見らるゝのである。專照單附貨物の城内搬入に對する效力制限の問題に對しては我貿易商は經濟界の不況、奉天票問題の爲に大打撃を蒙りつゝある上に尙專照單附貨物に對し課稅せらるゝに至らば輸入

貿易は更に大打撃を受くべく其死活問題であるとして貿易商、綿糸商、綿糸布各組合は八月二十六日以来奉天總領事館に陳情し協議の上之が對策を講じたのである。一方奉天駐在各國領事に於ても事重大であつて關係する處一箇國に止らずとして英國主席領事の主唱の下に二十六日各國領事會同し對策に就て協議の結果大體次の如き抗議書を莫代理省長に提出した。

- (一) 開市場として開放せられたる奉天は支那側指定の商埠地のみならずして奉天の全市である。
 - (二) 右は既往十九年承認せられたる事實である。
 - (三) 條約によつて外國商民に賦與せられたる免重徵專照の如き特權は地方官憲の一存にて制限すべきものでない。
- 更に日、英、米、伊各國領事は莫代理省長に面會し省長の問答を要求したるが之に對し本問題は財政の缺乏の爲收入増加の理由を以て止むを得ざるに出でたるものにして專照單の爲に殆ど全部の輸入品が免税せらるゝ現状は苦痛に堪へずと陳ぶる處があつた。各國領事は財政の窮乏には同情を表するが兎に角專照單は北京總稅務司より發布せられたるものなれば一應北京政府に移牒して其の意見を徵する様勸告し三十一日改めて省長の回答を求むることとして辭去したるして支那側は專照單問題は本年中は一先撤去することとし其旨領事團に通告したるにより當年は課稅せらるゝ事なく従前同様城内に入るを得た。超えて翌昭和二年一月一邦商小西邊門の稅捐局派出所に專照單の效力從來通りなるや否やを照會したる處從來と異なるなき言明によつて樂觀し居たるに突如一月十二日山海關監督(營口)が次の如き佈告を出してよりまた蒸し返された。

山海關監督公署佈告

財政部稅務署よりの公文に依れば洋土貨にして天津、牛莊、安東、大連等各關より更に東三省内地各商埠地に運送す

るものに對しては免稅專照を發行する事は先に部に於て試辦章程を制定し光緒三十三年十月之を外務部より北京駐在各國公使に通牒し並に東三省總督に通令して實施し來れるが今回奉天省長よりの申請によれば商人に之を適用して年來已に流弊多きを以て該制を停止し以て積弊を除かれ度趣きなるが主管各部處に於て審議の結果元來專照單は東三省に於ける商埠地設定の際暫行的に試辦せるものにして現に已に障礙ある以上は民國十六年一月十六日より該試辦章程を廢止し爾後洋土貨にして天津、牛莊、安東、大連等各關より更に東三省内地各商埠地に運送するものに對しては改めて各海關通用の免重徵執照を發行し以て統一することに決定し之を外交部より北京駐在各國公使に一般周知方を照合し並に總稅務司に傳達方を通牒し、併せて該監督に實行を命じ且つ東三省内地各商埠地には存票抵稅辦法を適用せざることを令知せしむ等の事に付き茲に華洋商民に之を佈告す。

民國十六年一月十二日

翌十三日更に奉天稅捐徵收局長于省吾が次の如き佈告を出した。

奉天省稅捐徵收局佈告

奉天財政廳の令に依れば外國貨物及支那土貨に對する專照單は本月(一月)十六日より一律に之を廢止するに付商會に對し各商店に傳達し遵守すべし等のことに付茲に文書を以て通令し併せて中外各商に之を佈告す。

之によつて見れば從來の專照單なるものは之を一月十六日以後廢止し爾後東三省同各商埠地運送せらるゝ貨物に對しては免重徵執照を發給して以て統一すとある。免重徵執照とは支那本部各稅關所在地に於て内外貨物の移出の場合に輸出入稅の重徵を免れしむる爲めに再移出地海關より再移入海關へ向け發行する海關書類にして海關の設置なき多くの滿洲各商埠地へ貨物の移入せらるゝ場合如何に適用するや疑問とせられてあつて、又佈告文面には何う言及されて居ら

ぬが專照單を十六日以降無効として是に落地稅三分三厘を賦課せんとする意思なることは明かであつて之は昨元年の專照單廢止問題と同様であつた。處が十七日に至り奉天稅捐局長は訓令を出して爾後商埠地たる否とを問はず一切の貨物に對し落地稅を徵收すべしと命令した訓令次の如し。

奉天省稅捐徵收局訓令第三百四十三號布告 小西邊門分所に命令す。

爾後商埠地たるを論ぜず免重徵執照及免重徵專照は一律無効となし落地稅を徵收す。これ小西邊門分所にも命令して實施せしむ依つて茲に訓令を發すべきにつき該分所は遵守辦理すべし。

我商民は今次の問題は昨元年の問題に比し一層重大視し山海關監督の布告を入手したる十四日奉天商業會議所は議員會を開き會頭名を以て奉天總領事宛專照單は滿洲の特殊事情に適合する制度にして海關布告の如く免重徵執照にて統一せらるべきものでない。尤も專照單制度にして弊害多ければ其弊害を除去するには異議なけれども之が改正の結果從來の制度の改惡となり通商貿易を阻害するに於ては絶対に承服し難し。尙聞處によれば既に奉天稅捐局に於ては一月十六日以後開埠地の地域を制限し銷場稅徵收のことに成つた由これ制度改正の結果によるものと思料す。支那官憲に嚴重交渉あり度しと要請する處あり。同時に外務大臣以下各關係當局に發送したのである。

我總領事も本件を以て通商を阻害するのみならず日支通商航海條約に違反するものとして二十日嚴重なる抗議を爲したるが、在奉天各國領事も奉天當局の今回の措置を不當と認め抗議書を提出した。二十二日夕刻に至り領事館に對し支那側は十六日以前に發給したる專照單の效力を認むとの正式回答があつた。二十四日には奉天領事團が莫省長を訪問し專照單の廢止に對し抗議したるも省長は北京財政廳の命令なりとて十六日以後發給の專照單附貨物は落地稅を納付するに非れば絶體に城内に入るを認めずとて之に應ぜず交渉は打切りとなつた。

一方貿易商、綿糸布商、金物商、海產物商等の關係者は今回の事件發生以來專照單廢止、落地稅徵收に結束して反對する事に決し左の決議を爲した。

- 一、今後專照單付貨物に對しては絶體に銷場稅を支拂はざる事。
- 二、本件解決に至る間に於て或は專照單返還期間を経過し又は相場値下に會し若くは取引澁滞により被りたる等の損害に對しては損害の要償を爲すこと。
- 三、稅捐局に對し反省を促すこと。

右は商業會議所を通じて總領事に申達することとし、又二十二日を期し馬車三十臺に百二十餘樁の貨物を積載して城内に搬入し落地稅の徵收に應じない。支那側が飽く迄納付を要求するも極力阻止して搬入せんと、同日之を執行したるに邊門分所は從來通り徵收を固執我副領事交渉署に赴き交渉せるも責任ある回答に接せず當日は其儘となつた。既記の如く當日夜に至り十六日以前發給の專照單は之を認むとの正式回答に接したる爲め二十四日前記貨物の内十七臺は從來の取扱通り城内に搬入するを得た。

尙殘部の十三臺の十六日以後の專照單貨物に就き荷主は二十四日財政廳、省長公署、交渉署等に交渉せるも要領を得なかつた。翌二十五日に至り前記十六日以後の專照單附貨物を以て午後三時大西邊門に向ひ專照單を示して城内搬入を要求せる處專照單を認むる事は絶対に出來ざるも城内入荷は自由なりと稱したるにより直に之を搬入した。小西邊門に於ても大西邊門の右の事情を告知したる處之が搬入を許した。

同日全滿洲綿糸布商聯合會を開催し、二重課稅に對し絶對反對を表明し右外務大臣以下關係當局に請願文を發送した其後貨主と稅捐局員との間に貨物の搬入検査に紛擾を起したるが又我領事館に於ては三十一日本省より訓令に接し支那

側の態度に關し警告文を發する處があつた。爾來今日に及び專照單附貨物の城内搬入には落地税の賦課を受けざるも購買者たる支那人より徵收し依然通商上の妨害を繼續しつゝあるのである。

尙城内と商埠地との關係に就ては、從來支那側は商埠地には城内を含まずとの見解を持し過去に於て幾多の外交問題を起した處である。今回問題となつた奉天の場合は專照單制度の項にも前掲せる如く奉天開放に關する條約を見るに

(一) 米清上海條約第十二條第三項

支那政府は本條約の批准の後盛京省内の奉天及安東が各國民の居住貿易の爲めに開かるべきことに同意す。國際的使用及専用の爲に特設せらるべき適當なる地域の選定及外國人の居住並に通商の爲に特設せられたる右地域に關する諸規則は合衆國及支那國政府協議して之を定むるものとす。

(二) 日清追加通商航海條約第十條三項(明治三十六年十月八日)

清國政府は本條約批准交換後直ちに各國人の居住及貿易の爲め自ら進で盛京省奉天及同大東溝を開くべきことを約束す。外國人の使用に供する爲に適當なる地域の選擇並に外國人の居住及貿易の爲に定めらるゝ場所の規則は日清兩國政府協議の上之を定むべし。

(三) 滿洲に關する日清條約附屬協定第九條(明治三十九年一月)

盛京省内に於て既に通商場を開設したる營口及通商場となすべく約定もあるも未だ開かれざる安東縣並に奉天府各地方に於て日本居留地を劃定する方法は日清兩國官吏に於て協議決定すべし。

右諸條約協定によれば奉天は通商地として開放するも特別の地域の決定に就ては必ず日支間に協議決定する事になつてゐる。殊に滿洲に關する日清條約附屬協定第九條の場合に於ては其當時地域の決定に就ては必ず日支間の協議によるべし。

き旨の秘密の諒解確く成立せりと言ふ。然るに現行の奉天商埠地を規定する奉天省自開商埠總章は光緒三十四年に制定公布したるものであつて其第二條に商埠地を規定して「省城西廓の外に在り東は且牆に至り西は南滿鐵道附屬地及鐵道に至り南は大道に至り北は皇寺大道に至る面積約二十一支里の地域」として居るのであつて是が今回の城内は商埠地に非ずとの論據を與ふるものであるが、該總章は支那側の勝手に定めたるものであつて即ち日支若しくは米支間の協議によれるものでない、全く條約を無視した行動と云ふべきである。

更に力強く裏書するものとしては支那側自らが專照單附貨物の城内無税搬入を完全に認め來つた事で專照單と附隨貨物の照合に關する佈告をさへ出して居る之に就て見るも今回の奉天當局の暴舉の意の那邊に存するかは知る事が出来る即ち大正十年に公示せる佈告は次の如くである。

省城稅捐徵收局の專照取締に關する佈告

海關發行の免重徵專照は定章によれば、當該貨物と附隨せざるべからず若し專照と貨物と分離するときは專照内記載事項と符合すると否とに拘らず検査の方法無きものとす。奉省各商家此意義を知らず先づ貨物を搬入し後數日を経て專照を局に送り検査を請ふもの多し。是定章と符合せざる所なれば爾後は無効と爲すべし。今財政廳の訓令に由り子口單に對し嚴重整頓を行ふ事となり、專照も亦之と同じく誠實に實行すべし、即ち大西、小西兩邊門分卡に諭令し爾後邊門に入る貨物は皆專照の提出を爲さしめ検査の上捺印放行せしむべし。依つて中外各商家の專照を請願するものに布告す。爾後各商家の貨物を邊門に運進するものは須く貨物と同時に專照を邊門分卡に送致し検査捺印を受け通門すべく而して局より員を派し專照を携帶して當該店舗に至り検査するに便すべし。若し專照内に邊門分卡の捺印記入なきものは照貨相伴はざるものと認め章程に照し徵稅すべし。仍ほ該卡に於ては專照上には「貨物先着專照後着無効と認む」との文字を入れて區別を爲すべし。各商家は專照に對し格別注意すべし云々。

第六章 滿洲に於ける特殊課税

第一節 滿洲に於ける機械工業製品に對する課税

機械工業外國型製品に對する特典は支那一般的のものなるが滿洲は他と多少事情を異にする、鐵道附屬地あり租借地ある従つてこの特典に對しては疑義の存するものがある。

支那に於ては國產獎勵の意味に於て國內の機械製外國式貨物に對しては其の生産者が支那人たると外國人たるとを問はず其の製品の輸出に際しては輸出税及其他一切の税金を免じ國內消費の場合は從價五分（輸出税目中從量税を規定しあるものは輸出税と同額）の國產税を徵するのみにて一切の（北京崇文門落地税のみを除く）課税を免ぜらるゝ特典がある之は最初は一九〇二年のマツケー條約に於て議定せられたもので其の第九項に

イ、支那が支那に於て又外國人が支那開港地に於て機械力を用ひ製したる綿糸布は一九〇一年の議定書に基き輸入税の二倍に相當する國產税を課す。

ロ、原料棉花に對する戻税制度

甲、外國綿に對しては輸入税及其の附加税の三分の二。

乙、內國棉花に對しては一切の税金。

ハ、內國製品の輸出諸税は免除す、

ニ、國產税は海關にて徵收す。

ホ、他の機械製品も綿糸布同様の取扱をなす。

右の如き協定を見たるがハ以外の實施を見るに至らなかつたが民國九年五月左の如き大總統令の發布を見現に本令に準據し實施せられつゝあるのである。次の如し。

財政部稅務處訂擬製洋式貨物稅現行辦法

第一章

第一條 機械製洋式貨物にして外國に輸出せらるゝものは國內一切の税金を免除し國內に輸送するものは第一關（海關、常關、釐金局卡）通過の際正税（從價五分）を徵收して運送許可證を發給し北京崇文門に於ける落地税を除く一切の税金を免除す。

第二條 各機械工場之製品にして曾て特別待遇允許を受けたるものも本辦法の條項に従ひ取扱ふ。

第二章 外國輸出の場合

第三條 支那内地に設立せられたる機械工場洋式貨物にして開港地を通して外國へ輸出せらるゝ場合と工場が開港地に存在するも他の開港地より輸出せらるゝ場合の免稅手續は左記兩辦法中商人の隨意選擇に委す。

甲、保證狀差入れの法

商人より附近稅關又は局卡に對し該品が外國へ輸出せらるべき事、期限を経過するも輸出せざる場合は處罰を受く可き事等の事項を保證せしめ輸出證明紙を發給し輸出を俟ちて輸出開港地の海關より該證書を輸出年月日の記入捺印を受け商人の手より再び最初の稅關に返納す可きものにして證書返納期限を十二箇月とす期限經過するも返納せざる時は本税の二倍に當る罰金を課す。證書の正否は第一關に於て檢査するものにして又該荷物が二箇所以上の海關を通過して外國へ輸出せらるゝ時は保證狀を第一關より順次經由稅關を経て最後の稅關に送り最後の稅關にて之を保管す可きものとす。若し該荷物が期限内に輸出せざる場合は最後の海關より第一海關に通知し第一海關は此の報告を受理すると共に其の工場が海關所在地にある時は海關自ら罰金處分をなし若し工場が内地にあれば所管常關釐金局卡を通し罰金徵收をなす可きものとす。

第六章 滿洲に於ける特別課税

乙、税金前納の法

商人が洋式品輸出をなす時は先づ第一關に税金を前納して證明書用紙を受理し其の外國輸出済を俟つて輸出港海關より同證書に輸出年月日の記入捺印を受け之を第一關に呈出して前納税金の拂戻を受くべし該前納税金は輸出後二十四箇月以内何時にても拂戻し請求をなし得可きものなり。

荷物が二箇所以上の海關を経て外國へ輸出せらるゝ場合の證書は第一海關より順次第二第三等の海關に廻附し最終の海關にて之を保管して該荷物が期限内に輸出せられざる時は最後の海關は此の旨を第一海關に通知す可く第一海關は此の通知に接すれば前納税金を沒收し若し工場が内地に在りて前納税金が内地の常關又は釐金局卡に保存しある場合は其の送付を受く可し。

第三章 國內輸送の場合

第四條 國內に輸送販賣せらるゝ貨物は民國八年規定の新稅規則によるか又は從價五分を前納するか商人の隨意にして棉製品は前清釐稅又は光緒二十八年規定輸入稅則内の棉花に關する稅率に從ひ納稅するも可なり。

第五條 開港地に於ける機械工場が其の製品を他の開港地に輸送せんとする場合は第一海關に規定の税金を納付し特別免重徵稅專照の發給を受けて直路指定海港場に運送して税金の再徵を免し又該荷物を内地に送らんと欲すれば運單(一種のパス)の發給を海關に請ひ途中税金を免るゝものとす。又該荷物を各所に分送の必要ある場合も分送貨物に對し運單の發給を受け得るものとす。

工場が内地にある場合第一關に税金を納め運單の發給を受けて海港場に輸送されたるものを更に他の海港場に轉送せんとする場合と雖も海關に申請して特別免重徵稅專照を受ければ向仕地の海關にて徵稅せらるゝ事なし更に之を内地に輸送する場合は前項海港場に於ける工場製品に準し處辦す。

第六條 海港場又は内地にある機械工場製品が輸送せらるゝ場合其の經過の第一關が常關たる釐金局卡たるを問はず正稅を徵して運單を發給し運單に仕向地及び經過海關を指定しある時は其の發給運單の番號、貨物總數量、税金額等の項目を經過す可き第一海關の監督に通知し以て參照に便し毎週税金を取纏め海關に送付す可し。若し海關を經過せざるものなる時は主管機關に報告す可きものとす。

第七條 凡て運單は十二箇月を以て有効期間とす。

第八條 商人が證明書又は運單を請求する時は貨物の價格に應じ收入印紙を貼用す可し。其の割合左の如し。

五萬元以上	一元五角
一萬元以上	一元
五千元以上	五角
一千元以上	二角
五百元以上	一角
一百元以上	四分
一百元以下	二分

第四章

第九條 從來の機械製洋式貨物に對する規定類にして本規定に抵觸せざるものは有效とす。

第一項 滿洲内地に於ける洋式貨物稅法

以上は現に支那本部各地工場に於て盛に利用せられ居るところにして前項輸入品の場合に於ては之れが説明を加へなかつたが支那の他の地方よりの滿洲輸入品にして如上の手續を経たるものは沿岸貿易稅銷場稅等一切の課稅を免るるも上海製綿糸布の如き此の方法により盛に滿洲輸入を見つある同時に滿洲に於ける生産品も此の特典に浴し得可きものにして滿蒙毛織會社、鴨綠江製紙會社等此の方法を利用し居る。現在滿洲に於て此の特典を利用せるは前二者に過ぎないが他の會社たりとも等しく本特典に均霑し得可きものである。

然れども特に注意を要す可き事は滿洲(奉天省)の銷場税が従價三分三厘に過ぎざるに本規定は輸出税の場合には免税であるが内地輸送の時には従價五分を課税せらるる點にして製造者は本手續をなす以前に豫め其の製品の販路を考慮に置く必要がある。即ち其の製品が輸出せらるるものとすれば本法に依れば一切の税金を免ぜらるるを以て甚だ有利なるが如きも製品の販路が滿洲に限るものとすれば三分三厘の銷場税を納むる方が有利で強いて五分税たる本法に準據するの愚を要しないが更に留意すべきは銷場税は内地税であつて省の財政状態の如何によつて伸縮自在である條約に拘束さるる輸出入税よりも遙に弾力に富むる事である。この銷場税も昭和三年五月一日よりは五分に増加さるるものゝ様である。(満日)

尙海外輸出に非ず他の省に移出する場合に於ても何れに依るを有利とするかは豫め採算をなす必要がある。例へば滿洲に於て綿糸を製造し之を上海に輸送するものとして

- 一、本辦法に依るときは
 地元にて輸出税同額百斤に付七錢(兩)(海關兩は十錢を一錢と云ふ)を納税する以上他に納税の必要なきも
- 二、本辦法に依らざる時は
 奉天に於て(附屬地外として) 銷場税 三分三厘 (百斤四十兩と評價し) 一兩三錢二厘
 大連に於て 輸出税 七 錢
 上海に於て 沿岸貿易税 三錢五厘
 合 許 一兩三錢七分

の如く本辦法に依る方が多少利得となる様である。

加ふるに現今支那關稅障壁の益高まりつゝある時ではあり附加税の合理的決定を見るに至れば我對支輸出次第に不利となる故に今日附屬地内に在る各種邦人製造工場に對し洋式貨物の特典を容易に賦與せらるゝとせば内地工業の支那進出を容易ならしむると同時に在滿邦人企業家の頗る利便とする處である。滿鐵鞍山製鐵所の如きは洋式貨物の適用を得れば日本へ輸出は無税、支那内地移出は輸入税(擔〇・一二兩)のみにて爾後一切の課税なき故採算上頗る有形となる。正に實現せんとするオイルシール事業の如きも重油の内地輸出及其副産物たる輕油硫酸の販路等より見るも有利なものとなる。

第二項 滿鐵附屬地及關東州に於ける

洋式貨物税法

本税法は支那に於ける外國居留地内にも適用し得るものにして現に上海に於ける各工場製品が等しく本税法を利用し居るところなるも青島が吾主權下にあつた間同地に於ける工場製品に對しては支那政府は本税法の適用を行はなかつた。内外綿青島工場製品の如き其特典に均霑するを得ざりし例に徴し吾が滿鐵附屬地に對しても同様の思考を抱くものある前記滿蒙毛織會社及鴨綠江製紙會社は何れも滿鐵附屬地外にあつて附屬地内の工場にして本税法の適用を受くるものなきを以て世人の等しく迷ふところである。以下滿鐵附屬地と關東州との性質を解き本税法の適用範圍を明にし度い。

(一) 滿鐵附屬地

南滿洲鐵道附屬地は其の安奉線に屬するものの外元露國東清鐵道會社の所有に係り且つ該會社が一定の行政權をも行使せる會社なりしを以て日露戰爭の結果我國が關東州租借地と共に其の一切の權利を引續ぎ且つ日露戰爭中に日

本政府の敷設せる奉天安東間の軍用鐵道をも經營鐵道とすることを認め東清鐵道の規定に準じて取扱はるることとなり次で之等二線の附屬地は南滿洲鐵道會社に對する政府の出資として提供せられ以て同會社の私有地となり其の露國時代に鐵道長官に屬せる權限を兩分し警察、通信、軍事、會社事務の監督は關東都督（現在は軍事は獨立して關東軍司令官に屬し他は關東長官に屬す）の管掌に止めたるも土木、教育、衛生に關する行政は之を滿鐵會社に屬せしめ且つ其の經費を支出するが爲めには附屬地内の居住民に對して手数料を徴し其の他必要なる費用の賦課を爲すことを得と定められてある。其の司法關係は各地駐在の日本領事館が從來の如く附屬地外の邦人に對する事務と共に附屬地内に於ける邦人の裁判事務を司り又外交事務を管掌する故に滿鐵附屬地を以て日本の領土なりとする論者もある。又或る論者は鐵道附屬地は排他的に日本の行政權の許に置かれてある處で他國の一切の課稅權を排除しあるに之のみを認むる事は不合理であると云ふものもある。然れども其の裁判權行使に見るも支那の他の地方と同じく日本の領事裁判權と共に他條約國の領事裁判權が屬人的に並立して行はれ且つ支那の裁判權も亦支那人に對して同様に行使する等より考ふるも此の説は成立しないもの様である。依て見るも滿鐵附屬地は公法上支那の領土にして國際法上專管居留地に依る法律關係に立つものと見るを得可く本稅法の特に預り得るものと思考せらる。

吾が奉天總領事館に於ても此の質問に對し
 「滿鐵附屬地に於ける洋式機械製品に對しても右辦法による特別取扱方を支那政府へ請願するに於ては同様の取扱を享け得るものと思考され候」

と滿鐵附屬地を以て本稅法の適用範圍内と認めて居る。

右に對し大正十四年十一月附屬地鞍山製鐵所生産にかゝる製鐵に對し在支芳澤公使を通じて洋式貨物の特典享受方支

那政府に交渉したるに大體左の要旨の回答を傳達されたのである。

一、支那に同種類のものに對し特典を許與した前例なき事。

一、該特典は工藝品たる事を條件としたるものなるが製鐵は一種の材料たるに止り工藝品と云ひ得ざる事。

右の理由によつて拒絶されたものなるが之によれば現行辦法第二條による工藝品ならば許與さるべきものと解すべきである。

現在滿洲に於て洋式貨物の特典を享くる工場左の如し。

煙草	四
製粉工場	一七
曹達工場	二
燐寸製造業	二
スレートベンセル	五
ガスター	二
綿製品	一〇
箱材料	二
酒(葡萄酒)	一
蠟燭、石鹼	五
染料	一
毛織物	一
皮革	一

絹	織	絲	一
雜			五
合	計		五九

右の内日本人工場左の三箇所である。

- 一、滿洲毛織會社
- 一、富士瓦斯紡績
- 一、遼陽紡績

(二) 關東州租借地

關東州は元露國の租借地にして日露戰爭の結果日本政府の租借地となりたるものにして其の日本の領土なるや否やに就ては國際法上學者の所説一致せざるところなるも事實上に於ては日本の權利確立し他國主權の活動を許さない。従て日本國が解除條件付にて支那國より領土權の割讓を得たるもの即ち解除せられざる間吾國の領土と看做すを至當とす可く従つて遼陽前青島と同じく關東州内に於ける工場製品は本税法の取扱を享け得ざるものとすべきである。

故に例へば金州に設立された紡績會社製品の如き關東州外(背後地)に出でんとするには當然輸入税を課せらるべきものである。

第二節 輸出禁制品たる穀類の滿洲輸出問題

支那に於ける穀類の禁令は民食の保存を目的とした開國以前よりの政策にして、殊に開國と共に其の益々海外に流出

して人民の生活に不安を與へ、延いて暴民の蜂起せん事を虞れ、之が政策を堅く維持し居るものにして農産國としての支那は穀物の無税輸入を持し、他方豊富なるべき支那産穀類に對し國外流出を禁止し居るのみならず、之が國內各省間の移動すら制限して居るのである。唯だ滿洲のみは一八八一年の改訂中俄陸路章程により除外例を認め、即ち普通穀類より米のみを分離して輸出を禁止した。露國の權益を繼承せる日本は滿洲に於て米以外の穀類を輸出し得るに至り、更に一九〇八年(明治四十一年)屢々支那政府と交渉を重ねて小麦、高粱、苞穀、粟、蒼麥及麥粉の解禁を行はしめた。穀類中米は日本と尤も交渉多いに拘らず之の輸出解禁は最も後れ大正八年夏赤塚奉天總領事は東三省巡閱使張作霖と滿洲米剩餘額の日本輸出に關し交渉を開始した、北京政府に於て之れが調査に手間取つた爲め交渉は頗る遷延したが十月十六日國務會議に於て本件に關する密議の結果十一月十四日より向ふ一箇年間暫行試辦の事に決し輸出を許可せらるゝ事となつた、此に就き大連海關は八年十一月一日左の如き告示を發表した。

本日より向ふ一箇年間東三省米は左記條件に遵ひ日本に輸出することを得。

- 一、輸出者は米百斤に付き銀一元の手數料を財政部に納付し同部より輸出許可證(執照)の發給を受くべし。
- 一、該米輸出の際輸出税を本關に納付すべし。(輸出税は五分)
- 一、輸出手續の際本關より發給する書式に到着地日本税關の證明を受け之を本關に提出すべし。

右總稅務司の命により告示す。

大連關署稅務司

大正八年十一月一日

寧ろ實行不可能である。又米百斤に就き銀一元の手數料は餘りに重きに過ぎる加ふるに輸出税を徵收さるゝに於ては到底收支償はない事實に於て輸出の實行が困難なる爲め赤塚領事は再び張氏を通じて左の三箇條を北京政府に要求した。

- 一、輸出期間を永續的に改むる事。
 - 二、執照は奉天財政廳に於て發給する事。
 - 三、税金は大麥等の輸出と同様無税とする事。
- 然るに右交渉に對して有耶無耶に遷延され、遂に十一年夏再び赤塚總領事は張作霖に輸出問題に關し交渉したのである。交渉に關し赤塚總領事より我關係當時者に宛てたる文書及張作霖より回答は次の如し。
- 東三省産米日本輸出に關し我關係當事者に宛の文書。

奉天總領事

一、輸出數量

東三省産米額の半分我査定額は本年度吉林省六十萬石、奉天省四十萬石とし其半數五十萬石を要求せるに奉天省長は奉天省の分に二十萬石は承認し吉林省は日本側より同省長に提議協定せられ度黑龍江省の分將來産米さるゝ場合を豫想して輸出許可の保留を爲し置く程度にせられ度との事。

二、執照手數量輕減の件未決に付き此分に對し更に交渉せん。

奉天省長公署公函

拜復陳者貴信を以て東三省産水田米輸出の件に關し親善睦誼を表示する見地より條項を擬定し詮議の上贊同あり度との趣御申越有之聞悉致候。査するに第一條の輸出制限數を現産米額の二分の一に改むることは思ふに産米額四十

萬石なるを以て現に二分の一に改むれば即ち二十萬石を輸出することとなり又第二條の奉天省に於て運輸護照を發給することゝの以上二條項は特別融通酌量して御來示の通り許可することゝし、第三條の護照發給手數量大洋一元五角を徵收すとあるを以て業に特派交渉員をして此の數を査照せしめ直接貴總領事と商議決定の上報告せしむる様命致置候間左様御了承相成度此段及回答候。

十一年七月二十六日

上述の文書に於て見る如く財政部執照發給料每百斤に付き一元五角は如何にも不當なるのみならず其の上猶輸出税を支拂ふ(輸出税は税則に掲載なきものは從價五分に照し)ては到底引き合はず且つ執照は北京政府に於て發給するものを要することゝなつて居るが現下の政情奉天省と中央政府と斷絶の状態にある故に實際に不可能の事に屬す。故に總領事は再び奉天省と交渉を重ねた結果奉天限りの執照を發給し北京政府のものを用ひざる事に決定し奉天省榷一石(三百二十斤)に對し大洋銀一元五角に改むる事の諒解を遂げたが當時各海關は總稅務司に直屬せる關係上總稅務司の通告無きを理由として奉天省の執照のみにては通關を拒絶さるゝ故に實際に於ては不可能であつた。

起えて大正十三年中央政府の諒解する處となり同年五月間總稅務司の布告により奉天省發給護照承諾により公然に永續的に奉天省産米の輸出が出来る事になつた。其の要項次の如し。

- 一、奉天省發給の護照あるもの。
- 二、輸出稅率
- 三、數量奉天産米全額の二分の一たる事。
- 四、永續的なる事。

五、護照手数料一擔(百斤)に付き銀一元五角。

然るに奉天官憲が輸出者の護照請求に對して容易に發行せざる爲め右の協定も正に空文に等しからんとしたので奉天總領事の再々嚴重なる抗議により張作霖が米の密輸出に對して日本官憲の一層取締の嚴ならん事の希望條件の下に承認し同時に同手数料一擔銀一元五角を金一圓に値下する事に同意し、尙護照下附申請書に料金を添へて申込む時は三日内に必ず交附する旨回答せしめたのである。

之と前後して關東長官は廳令第三十五號を以て取締令を公布した。

關東廳令第三十五號

支那官憲の護照を受けずして關東州外に産する滿洲米を支那國外に輸出し又は輸出せむとする者は五十圓以下の罪金又は拘留若は科料に處す其の反則に係る米は之を沒收する事を得。

附 則

本令は大正十五年九月一日より之を施行す。

大正十五年八月五日

關東長官 兒 玉 秀 雄

斯くて滿洲米の日本向輸出制限が漸次緩和されたるが日本内地に於ける米價調節策と大なる矛盾を來し滿洲米の將來に大なる暗翳を投ぜられたものがある。即ち昭和三年三月七日の米穀法第二條の規定による米及粳の輸入制限に關する勅令の公布である。

勅令第二十二號

米及粳の輸入は昭和三年八月三十一日までは内地に於て農林大臣朝鮮に於て朝鮮總督の許可を受くるに非ざればこれを爲すことを得ず。

前項の規定は通商航海條約に別段の定ある場合に於てはこれを適用せず。

本令は勅令公布の日より施行す。

之によつて見れば滿洲米唯一の目的たる日本及朝鮮一の輸出が不能になつた假りに一時的にせよ將來も度々あり得ると想像せらるゝ事は日本の食糧問題と緊切なる關係を有する該業の發達に大頓挫を來すものと思はるゝのである。

第三節 遼河改修附加税

第一項 遼河改修工事沿革

遼河は奉天省を北より南に流るゝ大河であつて其沿長約三千八百支里即約一千二百七十哩であつて其中舟行の便あるは本支流を合計して約二千二百九十支里七百六十三哩に及ぶ。河口に近き牛莊即營口の地が古來繁榮したのは遼河を航行する戎克の貿易によるものであるが後一八五八年營口が外國貿易に開放せられて以來は外國貿易と相俟つて益々其繁榮を來たした。然るに遼河は年々上流より土砂を招來し水深が漸減し大船の往來に不便となつた。一方大連には大金模の築港行はれて從來營口に行はれた貿易が大連に奪取せられんとする傾向が起つて爲めに此處に遼河の改修問題なるものが起つた。

遼河改修工事の起原は光緒三十三年(一九〇七年、明治四十年)營口の内外人商業團體が自ら資金を募集し上遼河より

雙臺子河に注入する水を堰止むる目的を以て雙臺子河の沓河口に水門を建設せんとしたに初る。然れども此計畫によれば營口の前面の土地が強い水流の爲に切斷せられ水流が直接に營口に衝き當り其結果は營口港の價値を頗る減殺する虞れあるによつて多大の反對を被り一時中止した。其翌年東三省總督徐世昌は連山灣築港工事の爲に東三省に招聘せられて居た技師ヒューズ氏に命じ改修の方策を樹てしめた。ヒューズ氏は一九〇九年(宣統二年、明治四十二年)に成案を得た。即豫算四十一萬元經費三萬元を以て營口通江口間二百五十哩の浚渫、雙臺子河の築堤及鴨島の護岸工事を行はんとするものである。

然れども右の費用の捻出に就て周道臺は遼河を航行する牛船、槽船に對する税捐を擔保として大清銀行より借款することとし雙臺子河の築堤工事に着手したるも他に費用の出途なく。依つて天津白河改良工事の例に倣つて内外國船舶及輸出入貨物に對し附加税を賦課し以て其費用に充てんとした。即同年八月七日周道臺は關係各國領事の賛同を求めた、領事團は費用の負擔には賛同するも遼河が支那の河川なる爲め支那政府も之を一部負擔すべき旨を返事し種々接衝の結果支那政府二十萬元の支出を承諾し、一九一一年(宣統三年、明治四十四年)遼河改修に關する假協定調印せられた。其協定に據れば遼河改修工事は之を上流と下流とに分ち下流のは輸出入貨物及噸税の附加税を以て上流は政府の補助金と常關税の附加税を以て其費用に充つることとした。

此協定の成立後間もなく支那に革命起り其爲に工事一時中止せられた。本問題の再燃したる假協定調印後の民國二年六月(一九一三年、大正二年)であつて當時遼河の水路益々悪化し來りたるによつて時の英國領事熱心に之が恢復を主張し領事團の注意を促す處があつた。其中翌年一月に至り河口洲の水深約二尺を減したる旨營口海關港務局發表したるによつて此機運は進捗し大正三年七月に至り北京に於て遼河改修に關する改正協定成立せり。

第二項 附加税

遼河改修工事に充當すべき附加税は上流と下流との工事によつて異なる。下流の工費用の爲めに課するものは第九條に規定せらる。即營口海關の内外輸出入に對し課する海關税の一定律及噸税の附加税である。左の如し。

輸 入 品	外國品	輸入税の百分の二
支 那 品	税率表記載のもの	輸入全税の百分の四若しくは沿岸貿易税の百分の八
	從價税によるもの	輸入全税の百分の二若しくは沿岸貿易税の百分の四
輸 出 支 那 品	税率表記載のもの	輸出全税の百分の四
	從價税によるもの	輸出税の百分の二
輸 入 無 税 品	外洋及沿岸航行船舶	關價格千海關兩に付一海關兩
	噸税附加税	入港毎に一噸に付 〇・〇二五海關兩
	内水路行船舶	入港毎に一噸に付 〇・〇一海關兩

再輸出品は附加税を免す但輸入の際課せられたる附加税は之を拂戻さず。無税品に對する前記附加税は左の諸品目に限り之を免す。

金銀、官鹽、支那政府の軍需品、救恤用の穀物、官有米、貢品及執照を有する官有物。

上流遼河の改修及雙臺子河に逸流する水勢の調節に對する費用の爲めの附加税は同協定附則第一に定めたり。即牛莊鈔關の管理に屬する貨物及船舶に對する附加税であつて次の如し。

一切の輸入品

税金の百分の五

戎 克 船 一石—一五石

入港毎に一石に付

石當り〇・〇〇四海關兩

一五石以上

〇・〇一〇海關兩

改正協定の成立以來工事を進めつゝあつたが、下流の改修工事は多大の費用を要し附加税のみでは之に不足を來し工事の遂行に支障を來した。爾來其資金の調達の爲めに從來の附加税を三倍に引上げべしとの議熟し關係各國領事の間協議せられたが、大正十四年五月一日より左の如く引上げられた。

一、輸出入外國貨物及支那貨物(協定第九條の例外を除く)

價格一千海關兩に付 二海關兩

二、外國及沿岸航行船舶

入港毎に一噸に付 〇・〇五海關兩

内水航行船舶

入港毎に一噸に付 〇・〇二海關兩

第四節 滿洲に於ける二五附加税問題の經過

千九百二十二年二月華府會議に於て調印せる支那關稅則内に於て各國は支那に附加税の増徴を准し其の用途と割當に就ては特別會議に附することとしたのである。其所謂特別會議なるものは超へて四年後の一九二五年十一月二十六日北京に開催せらるゝ事となり參加國は條件付き多大の同情と友誼を示したもなるが、大體失敗に終り何等決定を見るに至らなかつた。且つ國民軍と奉天軍との内亂あり關稅會議の支那委員は北京を脱走せる爲會議の續行を不可能なるしめ依つて列國代表は昭和元年七月三日彼の共同通牒を發して當分休止の已むなきに至つたのである。

然るに昭和二年一月十五日大總統令を以て各國公使宛二月一日より二五附加税徵收實施の旨通告を發したのである。

其間列國間に種々の懸引あり張作霖、楊宇霆の兩氏が財政の窮乏を訴つて該令に對し芳澤公使に日本の諒解を得んとして果さなかつたが昭和二年三月愈々財政部の布告により四月一日より東三省にも附加税の徵收を實施する事を聲明したのである。

此の附加税たる前述の如く特別會議の決定に基くものでなく無論各國の承認を経たものでもない。従つて附加税の徵收には海關の應ずる處とならぬを以て海關監督の名によつて徵收する事になつた。海關監督は財政部の管轄下に置かれてあるもの故現行條約上より監督署には直接徵税の權限なく變則も亦甚しいものと云はねばならぬ。

東三省も四月一日より實施する事となつたが重大なる影響を受くるものは日本である。日本政府より嚴重なる抗議を出してあるが理不參にも一部地方に於て之が正税と不可分の扱を以て現今之が實施を見つゝあるのである。今各關に於ける狀況を見るに次の如し。

大連關は租借地にあるため大いに事情を異にしてゐる。關東廳は該税に對しては條約を循とし極力反對し外務大臣竝に北京公使に照會したるに北京政府は一月十五日附大總統令を以て二月一日より附加税増徴を爲すべき旨日本公使に通告し來りたるも日本政府は條約の規定に依らざる附加税は承認せざる態度を固執し同時に關稅會議再開等正當なる支那側の申出に對しては相當用意する處があるが、支那官憲がかゝる勝手な態度に出でたる事を遺憾とする者の回答を覺た。然して大連海關は所轄總稅務司より何等訓令に接せず假りに支那政府より附加税増徴の訓令ありとするも關東廳は條約違反の徵税は絶対に認めぬ方針である。租借地及附屬地に於ては條約に反する不法徵税は認むべきにあらざるは明瞭な事であるが、一旦附屬地を忘れた地域に於て徵税の方策を立てつゝあるのである。

山海關、即ち營口海關にては同監督孟昭漢は昭和二年二月二十七日奉天に赴き奉天省長莫と會見し張作霖の命令を傳

達され歸來直に天津海關の例に倣ひ特別徵稅機關として附加稅徵收監理所設置する事に決し之を海關内に設け四月一日より實施した。(附屬地外)

こゝに於て官民合議の結果岸田領事によつて強硬なる抗議を提出する一方日本商人は結束して日本政府の認めざる附加稅の徵收に應ぜざる事に決した。然るに附加稅の納附なき貨物に對し之が正稅の受納を拒む爲め貨物引取に由なく商人苦境に陥り止むなく支人名義に書き換へて納付し貨物を引き取りつゝある状態である。

安東海關、同海關監督洮啓元より前同様四月一日より附加稅實施の通告に接し之と同時に各徵稅吏を増員し同年同月入港の福州丸より着手した。同地岡田領事より抗議すると共に日本商人は營口同様此の不法行爲に服従せざる事に決議した。爾來海路輸入外國貨物は對岸新義州に陸揚げする傾向を生じ來たのである。

鐵道輸入貨物は従前と何等變りなく正稅に留れるは鐵道は朝鮮より直に附屬地に入る爲め條約違反の不當課稅は附屬地に於て排撃されるからである。

第七章 海關及通關手續

第一節 海關の組織

滿洲に於ける海關の數は別表に示せる如く其の數十を算すべく其の組織内容は場所により多少の相違はある。陸境に接するもの、港灣に面せるもの、租借地内にあるものにより部分的に差異はあるが概ね大同小異である。一般組織としては説明の便宜上半莊港海關の組織を擧げ併せて常關に及ぼすものである。

牛莊海關 (別名山海關)

一、内 班 (In Door)

a 總 務 課 General Office

 一、大 寫 樓 Head Desk

 二、進 口 貨 處 Import Desk

 三、出 口 貨 處 Export Desk

一、大寫樓は通過貿易(Transit)再輸出(Reexport)及渉外事項の外現在出口貨處の事務をも兼掌し輸出貨物の徵稅出港船舶の登録、時間外荷役料の徵收等を掌る。

二、進口貨處は輸入貨物の徵稅及入港船舶の登録等の外輸出に關する事務の一部を大寫樓と分割して取扱ふ。

三、出口貨處の事務は前掲二箇所に取扱はれる爲め事實存在せず。

b 秘 書 課 (Secretary's Office)

第七章 海關及通關手續

秘書課は税關長直屬の事項主として庶務人事の對内事務が多い。

c 會計課 (Accountant Office)

關稅諸給與等の出納事務を掌る。

d 工程課 (Conservancy Office)

工程課は海關の管理にかゝる港灣碼頭の土木改修に関する事項を掌る。(關東州租借地にある大連關には此の項除く)

e 統計課 (Returns Office)

統計課は輸出入貿易の統計作成及報告を掌る。

f 司書課 (Writer's Office)

司書課は文案及司書、文書受附發送等の事項を掌る。

二、外勤部 (Out Door)

a 港務部 (Harbor master—Tide surveyer)

港務部長は税關長の命を受け外勤部全班の事務を掌握するもので入出港船舶の碇泊、水路、碼頭に関する事項及海關所屬の建築物の營繕を掌る。

b 監視部 (Tide water)

監視部は船舶出入に際し船體及貨物に関する事項を掌る。

監吏は部長の命を受け積卸及船體の監視を爲す。

c 検査部 (Examiner)

検査部は輸出入貨物の検査に従事し脱税を防ぐ。

三、常關 (Newchwang native Customs)

牛莊海關に屬するもので海關の内班に相當するものには大公事房、洋人幫辦房、收稅處がある。

外班に相當するものには驗貨廠、驗貨寫字房あつて貨物の検査に當る。

滿洲に於ける常關に就ては以下少しく述べん。

第二節 滿洲に於ける常關

滿洲に於ける常關の管理に屬する五十支里内に在るもので獨立機關として存在するものは牛莊常關のみである。

一六六四年初めて遼河々畔牛莊城に常關の設置を見超えて一八五八年六月英清天津條約によつて牛莊の開港を約したが英國領事は現在の營口の地を以て通商地として領事を置いた。海關の設置せらるに至りしは一八四六年で爾來營口が滿洲に於ける貿易市場として今日に至つたものであるが牛莊の常關は一八五四年以來營口分局を置き徵稅に當らしめ更に一八六六年本局を營口に移して各分局を管理するに至つた。光緒二十八年(一九〇二年)北清事變の最終議定書に基き天津外主要開港場十九箇所及開港場五十支里内に在る常關の收入は北清事變の賠償金の擔保となつた爲め海關の管理に歸することゝなつた。此處に於て各地常關中海關の管理に屬するものと然らざるものととの區別を生ずるに至り營口の常關は當然營口海關の管理する處となつた。

第一項 常關稅の性質

元來常關は内地稅に對する徵收機關なりし爲め幾多の附加稅が附隨し何等劃一的の規程の存するなく稅吏の勝手に定むるものであつたが英國が支那と條約を結ぶや南京條約、天津條約によつて常關稅の統一的稅率を定め公布すべきこと及一度納稅せる以後再度課稅せざるべきこと等を約した。斯の如く支那は英國に對し約する所ありたるも何等實行することなく革命に遭ひ清國亡びて中華民國となつた。民國三年（一九一四年）に至り財政部は常關稅率の改正を企て同年六月より實施することとした。其の改正の要項は

(一) 常關稅の稅率は津海關（天津）等の例に倣ひ海關稅の半額を標準とす。而て各關に於けを現行稅率が海關稅の半額に達せざるものは凡て半額に引上げ半額と同額か若くは超ゆるものは凡て現行稅率に據ること。

(二) 海關の管理に屬する常關亦右の規定によつて其稅率の改訂を爲すべきこと。
然るに右の改正規定も凡ての常關を通じて實施せらるゝに至らなかつた。

常關稅の徵收方法は清國時代の制によれば請負制度であつて常關の收入は中央政府より毎年其額を豫定して各關に命じ徵收納附せしむるのは之を正額と云ひ、中央政府は財政不足の爲め正額以上を徵收納付せしむるのは贏餘と云はれてある。各關の經費は稅耗と稱する貨物正稅の十分の一の附加稅にて支辨し此附加稅を徵せざる時は贏餘を以て支辨す實徵額の正額に達せざる時は其不足額は各關の監督の賠償すべき責任がある。且正額より超過せるときは其の超過額は監督の私腹を肥す。かゝる制度は正稅以外に種々の附加稅を課し暴斂誅求を獎勵する結果となつたのである。民國革命以後はやゝ改革せらるゝ處あつたが依然定額制を採用し民國三年には常關考成條例なるものを發布し、財政

部より各關の最近數年間の最高收入に基き標準額を定め各會計年度の終了時及毎季末に於て標準額と比較し多寡に應じて賞罰することゝ定められた。

各關の貨物通關手續は貨物請驗單に貨物の品目、數量及仕向地等を記載し關に申告すれば關は其に基き稅額を決定し納稅せしめ納稅濟證を與ふ。納稅濟證を所持するときは貨物の目的地に至る途は單に驗査せらるゝに止り更に課稅せらるゝることはない。

第二項 牛莊常關の輸出入稅率

常關は民船による貨物の移動に對し課稅するもので、其の稅率は從價二分五厘を以て原則とする。外國品の民船にて運ばるゝ場合に通過稅票を所持するときは無稅なるも之を所持せざる時は全然土貨即支那品としての取扱を受く。支那品に對しては天津常關の稅率に倣ひ次に掲ぐる特別の稅率が定められ但し稅表に記載なき貨物に對しては該貨物の價格の二分五厘の課稅を爲すのである。

右輸出入稅の外營口に於ては遼河改修工事の費用として一九一四年八月（民國三年）以來輸出入貨物に對して附加稅を課することゝなり然して之の稅率は本稅の百分の五である。

營口常關の稅率表を掲ぐれば次の通りである。

品名	支那名	單位	稅率	品名		支那名	單位	稅率
				英	名			
Arsenic.	信石	擔	0.115	"	small.	毛竹段	擔	0.005
Alum white.	白礬	擔	0.011	"	" caues."	小竹	擔	從價
" green	青礬	擔	0.050	"	" without hole.	塞心竹	百木	0.050
Apricot seed.	杏仁	擔	0.115	"	split	竹葉	擔	0.025
" twigs.	杏條	擔	從價	"	leaf.	"	擔	0.020
Abacus cases wood.	算盤	擔	0.115	"	carrying poles.	竹扁擔	百箇	0.025
Apples large.	蘋果	擔	0.050	"	ware.	各種器	擔	0.025
" Small.	小蘋果	擔	從價	"	Beans.	豆	擔	0.010
Asses and Mules.	騾馬	擔	從價	"	Bean Cakes.	腐乳	擔	0.100
Beans, gunny.	麻袋	擔	0.215	"	Beancurd in bulk.	小罐腐乳	一罐	0.005
" straw.	草包	擔	從價	"	" small jar.	大罐腐乳	擔	0.015
" bush.	草包	擔	從價	"	large jar.	血	擔	0.100
" gunny old.	舊麻袋	百箇	0.100	"	Bean sauce.	橫	擔	0.100
" new.	新麻袋	百箇	0.100	"	Blood in skin.	骨	擔	0.025
Bamboo	竹	擔	0.150	"	Belet nuts.	馬	擔	0.025
" poles large.	毛竹	擔	0.010	"	Bones, Cow and Horse.	牛	擔	0.015

Bran.	糠	擔	從價	Chalk white.	白鉛粉	擔	0.115
Brassware.	銅器	擔	0.500	Chili Pepper.	花	擔	0.250
Brooms Kaoliang.	高粱條掃	擔	從價	China ware coarse.	粗磁器	擔	0.250
Bricks.	行磚	千箇	0.150	" fine.	細磁器	擔	1.000
Building Materials.	房於	擔	從價	Chinaboul coarse.	粗磁碗	百支	從價
Candls Native.	蠟燭	擔	"	" fine.	細磁碗	擔	從價
Carring poles wood.	木扁擔	百本	0.100	" vases coarse and fine.	粗細花瓶	千對	0.150
Cart making material.	車料	對	Various	Chopsticks bamboo red	紅竹	擔	0.025
Cassia lignea.	桂皮	擔	0.100	" white.	白竹	擔	0.025
" huds.	桂子	擔	0.500	" ebony.	烏木	擔	1.500
" twigs.	桂枝	擔	0.025	" hardwood.	雜木	擔	1.100
Barley.	大麥	擔	0.050	Cinnabar.	硃砂	擔	0.250
" pearl.	包米	擔	0.150	Clams fresh and dried.	鮮乾蛤皮	擔	從價
Maize.	大米	擔	0.010	Clay red and white.	紅白土子	擔	0.025
Rice and Wheat.	高米	擔	0.050	" washing.	沙粉	擔	從價
Kaoliang.	高粱	擔	0.010	Cloth, native.	土布	擔	無稅
Hsiaoniziu.	小炭	擔	0.010	Coal.	煤	噸	0.115
Charcoal.	木炭	擔	0.0115	Cotten old.	舊棉	擔	0.0115
Chestnuts Dried.	栗子	擔	0.500	" raw.	棉花	擔	0.100

Coke.	0-110	Flour wheat	從價
Compy.	0-015	Flowers fresh.	從價
Dates Black.	0-015	Tungus.	從價
" red.	0-015	Garlic Dried.	從價
Dressing cases, wood.	0-015	Ginger fresh.	從價
Dye stuff.	0-015	Ginseng.	從價
Earthen ware.	0-015	Glass ware.	從價
" bowls and dishes.	0-150	Grape fresh.	從價
Eggs fresh.	0-100	Grind stones coarse.	從價
" salt and preserved.	0-125	" " fine.	從價
Fans, straw and rush.	從價	Ground nuts.	從價
Fire wood.	0-010	Gum myrrh and gum olibanum.	從價
" Works.	0-150	" dragons blood.	從價
Fish Dried.	0-150	Gypsum.	從價
" mows.	0-300	Hans.	從價
" roes.	0-300	Hats straw and rush.	從價
" salt.	0-020	Hemp cloth.	從價
" sundried small.	從價	" ropes.	從價
" fresh.	無稅	" broken.	無稅

" skin.	0-150	青麻繩	從價
" thread fine.	0-250	舊青麻繩	從價
" " coarse.	0-250	高粱糠糶	從價
Hides cow.	0-150	烏煙	從價
Horns cow.	0-115	燈草	從價
Indigo liquid.	0-020	皮箱皮盒	從價
Ink Chinese.	1-000	皮箱皮盒	從價
Inkstone Chinese.	0-005	皮箱皮盒	從價
" " with covers.	0-005	石灰	從價
Iron old.	從價	石	從價
" nails shovels.	從價	蓮子	從價
" coarse.	0-115	油	無稅
" pans.	0-015	烤皮	無稅
" ware fine.	從價	各種席子	從價
Jade stone.	0-115	香瓜	從價
Joss paper.	0-250	西瓜	從價
" stick.	0-100	瓜子	從價
" powder.	0-050	雲母粉	從價
Jute.	0-100	各種磨茹	從價